

様式 1-2-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本貿易振興機構	
評価対象中期目標期間	見込評価（中期目標期間実績評価）	第五期中期目標期間（最終年度の実績見込を含む。）
	中期目標期間	令和元～令和4年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	経済産業大臣		
法人所管部局	通商政策局	担当課、責任者	総務課長 小林 大和
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課 佐野 究一郎

3. 評価の実施に関する事項	
令和4年6月	ユーザーヒアリング
令和4年7月	有識者意見聴取会、理事長・監事ヒアリング

4. その他評価に関する重要事項	

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	A 法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる	(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用
評価に至った理由	<p>(項目別評価の分布や、下記「2. 法人全体に対する評価」を踏まえ、上記評価に至った理由を記載)</p> <p>令和元年度から令和3年度までの実績及び令和4年度に見込まれる業務実績を踏まえ、経済産業省独立行政法人評価基本方針に沿って第五期中期期間の見込評価を算出した結果、総合評価をAとした。</p> <p>1. 「対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援」 全ての定量的指標で中期目標及び中期計画に掲げる目標値を達成及び達成見込み。以下のとおり、以下の定性的成果も実現したことを踏まえ、当該項目の評価はAとした。</p> <p>1-1. 質の高い対日直接投資等の促進</p> <p>(1) イノベーションや地域経済活性化に資する、質の高い成果を創出 入国制限が続き、誘致活動に大きな制約が課せられる中、リモート手法やウェブ等を活用して案件発掘、誘致活動を継続し、重点分野の企業誘致目標を達成。加えて、半導体分野やワクチン製造等、サプライチェーン強靱化に寄与する分野や、洋上風力や蓄電池等のグリーン関連の価値創造につながる分野など、政策的緊急度や重要性が高まる領域にも迅速に対応し、着実に難度の高い成果を創出。また全国に配置した外国企業誘致コーディネーターによる支援や「地域への対日直接投資サポートプログラム」の実施等を通じ、東京都以外の地域への進出は42%となり、地域経済活性化にも寄与。全体として、2019年度95件、2020年度96件、2021年度86件の企業誘致に成功。</p> <p>(2) 基本戦略の策定に加え、戦略的広報や外国・外資系企業の課題解決に資する活動を実施 2021年6月の対日直接投資促進戦略策定やその改訂にあたり、企業誘致活動を通じた知見や、在日外資系企業向け調査等で得られたデータを元に政府へのインプットを実施。また大型の対日投資バーチャル広報イベントであるJapan Business Conference (JBC)の開催や、対日投資ウェブサイトの大規模改修等を通じ、グリーン分野や地域を含む日本のビジネス機会を積極的に発信するとともに、日本とのビジネスに関心を有する企業の効率的発掘手段を開発。さらに大学生・留学生と外資系企業との交流会やコロナ禍における外資系企業の問い合わせ窓口の設置、入国円滑化支援など、外国・外資系企業の課題解決に資する活動を包括的に実施。</p> <p>(3) 海外SUと連携した日本の課題解決に挑戦 「日本が抱える社会課題への解決策」を全世界のスタートアップから募集するコンテストを開催。採択企業45社をCEATEC ONLINEに招致し、日本企業とのオンライン商談会を実施。150件の商談・交流の実績。オープンイノベーションを通じた社会課題の解決や新規事業の創出、SDGsの達成に貢献。</p> <p>1-2. スタートアップの海外展開支援</p> <p>(1) 難易度の高い成果創出につながるハンズオン支援 各企業の特徴や支援ツールに応じて、オンラインとリアルを組み合わせた最適なハンズオン支援を提供。難易度の高い海外投資家からの資金調達(計4件)をはじめ、85件の成功件数を達成(2019年度30件、2020年度27件、2021年度28件)。J-startup企業からは、24社が海外展開に成功(2019年度7社、2020年度6社、2021年度11社)。ユニコーン企業又は上場ベンチャー企業8社も支援し、その更なるスケールアップに貢献。</p> <p>(2) 地域のエコシステム基盤強化への貢献と海外展開を目指す地域スタートアップの裾野拡大 スタートアップ・エコシステム拠点都市に選定された8拠点到在するスタートアップに対し、分野別のアクセラレーションプログラムをのべ150社以上に対して実施。併せて、ジェトロ貿易情報センターにおいて海外展開を目指す地域のスタートアップの発掘・支援を強化した結果、成功案件に占める、東京以外のスタートアップの割合は、2019年度27%、2020年度37%、2021年度43%と年々増加。地域のエコシステム基盤強化及び海外展開を目指す地域スタートアップの裾野拡大に貢献した。</p>	

1-3. オープンイノベーションの推進

(1) デジタル、グリーン分野で協業連携に関心を有する日本企業等を可視化、アジア、欧米に拡大し、アフリカでもサービス提供を開始予定

2021年2月に新たなビジネスプラットフォーム（Japan Innovation Bridge (J-Bridge)）を立ち上げ、デジタルやグリーン分野を中心に、2021年度末時点で、オープンイノベーションに関心を有する日本企業600社超を会員企業として、また海外スタートアップ等企業450社超を海外案件企業として、それぞれネットワーク化。対象地域をアジアから欧米等に順次拡大し、会員企業と海外案件企業との協業・連携を推進。具体的には、国内外事務所を窓口とし、海外市場やスタートアップ情報等の提供、個別発掘・商談アレンジ、リバースピーチ、専門家等によるスポット支援など、ニーズに応じきめ細かくサービスを提供。2021年度は92件のプロジェクトを支援し、成功件数6件を創出。

(2) 各種政府戦略や通商戦略上の事業/協力の柱として位置づけ

それら活動は、各種政府戦略や通商政策にも貢献。経協インフラ戦略会議に基づくインフラシステム海外展開戦略ではデジタル変革に対応する協力として、また2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略では、それを実施するための分野横断的な主要政策ツールとして、それぞれJ-Bridgeが位置付けられた。2021年11月の日米商務・産業パートナーシップ（JUCIP）や2022年1月のアジア未来投資イニシアティブでは、相互の投資促進や社会課題解決を図る協力の柱としてJ-Bridgeが打ち出された。

2. 農林水産物・食品の輸出促進

定量的指標で中期目標及び中期計画に掲げる目標値を概ね達成及び達成見込み。以下のとおり、以下の定性的成果も実現したことを踏まえ、当該項目の評価はBとした。

(1) 政府目標の達成に貢献

政府の「未来投資戦略2018」に掲げられた「農林水産物・食品の輸出額1兆円」の目標達成に貢献するため、国内外事務所が一丸となりオール・ジャパンで商談機会の拡充に取り組んだ結果、同目標は2021年に達成された。また、新たな政府目標である「2030年輸出5兆円目標」の実現に向けて、ジェトロ・JFOODOは「輸出拡大実行戦略」に基づき、品目団体等との意見交換・要望聴取のための会議体を設置し、マーケティング戦略の策定等を支援した。

(2) コロナ禍での成果創出の工夫

コロナ禍の影響を受けることとなった2020年度以降は海外見本市やバイヤー招へいなどのリアル（対面）事業が実行不能になる中、遠隔商談にも対応する「デジタルパビリオン」として見本市出展支援を継続させたほか、常時オンライン商談や日本側事業者の現地代理店や取引先等の協力を仰ぐ形での出展を前提とした「現地完結型商談会」等に取り組み、販路開拓・商流構築の手法をデジタル・シフトし、新たな支援形態の1つとして確立させて成果を創出した。

(3) 新興市場の開拓

将来的な輸出先有望市場の開拓に向け、欧州、ASEAN、中東等において、キャラバン形式での商談会、市場視察、見本市へのジャパンパビリオン出展等を行った。また農林水産省からの要請を受け、海外有望市場（ベトナム）における商流調査や、ベジタリアン・ヴィーガン市場に関する調査（英・仏・独）等、事業者等の新たな輸出に向けた関心喚起等に繋がる情報提供を実施した。

(4) 輸出振興の中核機関として国内、海外の事業者ネットワーク構築

国内においては、農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）に積極的に参画し、ジェトロの地方事務所による地元事業者等への支援・協力や交流イベント等に関与するとともに、事業者等と輸出商社とのマッチング機会の提供等も実施することで、輸出実現に向けて事業者間の有機的連携が促進されるよう貢献。海外においては、輸入商社・卸売業者との連携に加えて、小売店、レストランなどを日本食材サポーター店として認定（2021年度末までに8,133店登録）し、需要拡大のための現地プロモーション支援等を実施した。

(5) JFOODOによる日本食品の海外プロモーション

海外における日本産農林水産物・食品のブランド力向上に向けて、①政府戦略を踏まえた対象品目の増加、②消費者視点によるプロモーションの実施（現地消費者が求めるマーケットインに加え、新たな市場を創出するマーケットメイクの視点によるプロモーションを実施）、③プロモーション効果を最大化するため、ジェトロが持つリソースの最大限の活用などを通じてJFOODOによるプロモーションの参加事業者との連携を深め、象徴的な成功事例の創出を行った。

3. 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援

全ての定量的指標で中期目標及び中期計画に掲げる目標値を達成及び達成見込み。以下のとおり、以下の定性的成果も実現したことを踏まえ、当該項目の評定はAとした。

(1) 事業のデジタル化を推進し、コロナ感染拡大以前を上回る輸出成約を実現

2020年初頭に発生した新型コロナウイルス感染拡大により、世界中で海外展示会等が中止となる状況下で、デジタルを活用した非対面・遠隔型の新しい海外展開支援の仕組みを間断なく拡張。事業のデジタル化でマーケット・イン型の取組が浸透したことも功を奏し、感染拡大以前よりも多くの輸出成約を創出。先見の明あり第四期中期後半から取り組んできたデジタルの取り組みはコロナ禍で花開いた。デジタル事業での海外展開成功件数（見込み含む）33,410件（3年度末現在）。

(2) 新輸出大国コンソーシアムと海外プラットフォームの両輪で海外展開を力強く支援

新輸出大国コンソーシアムの事務局として関係機関を取りまとめ、海外展開を図る中堅・中小企業2,507社に対し、官民・支援機関1,117機関、国別・産業別専門家475名と連携して支援を提供し、海外展開成功件数（見込み含む）4,608件を実現。同時に海外26箇所に中小企業海外展開現地支援プラットフォームを設置し、10,740件の相談に対応。コロナ禍で渡航制限のある中で国内外の専門家事業を有効活用し、成果に結びつけた。

(3) 海外ビジネスの担い手不足を解消すべく、関連省庁・機関と連携して多面的な人材事業を展開

中堅・中小企業で海外ビジネスを担う人材が不足する状況を踏まえ、厚労省や文科省等関連機関と連携し、高度外国人材の活用・定着に向けた伴走型支援事業、ジョブフェアの開催、および中小企業の海外ビジネス担当者育成研修事業（育成塾）を実施。伴走型支援事業では外国人材の活用が遅れる地域を中心に788社(延べ)に対し、採用から定着まで一貫通貫で支援を提供。地方経済の国際化にも貢献した。

(4) フロンティア市場の開拓支援を通してSDGsへ貢献

南アフリカでエドテック分野の海外展開事業を実施する等、コロナ禍を逆手に取り、距離のあるフロンティア市場をデジタル事業で開拓。また、フロンティア市場開拓を通して現地の社会課題解決にも寄与し、SDGsへの貢献という観点でも一定の実績を残した。「高付加価値な産業分野」については、**BIO International Conference**等欧米のデジタルイベント出展を通し、販路開拓を支援すると同時に、大学発スターアップ企業を中心にフロンティア市場開拓意欲のある新規企業発掘にも注力した。

(5) ジャパン・ブランドの効果的な発信を通じた新規ビジネス創出支援

日本政府等と連携し「2020ドバイ国際博覧会」日本館を適切に設置・運営。コロナ禍の開催となるため世界中どこからでも日本館を体験できるよう「バーチャル日本館」も開設し、官民一体となり効果的にジャパン・ブランドを発信。加えて、2025年大阪・関西博に向けた誘致活動の場として参加国招請に貢献した。また、地域の優れた伝統工芸品やデザイン製品を手掛ける「匠」企業計657社(延べ)の海外展開を支援し、1,022件の輸出成約を創出。ジャパン・ブランド発信を具体的なビジネス創出に結びつけた。

4. 我が国企業活動や通商政策等への貢献

全ての定量的指標で中期目標及び中期計画に掲げる目標値を達成及び達成見込み。以下のとおり、以下の定性的成果も実現したことを踏まえ、当該項目の評定はAとした。

(1) コロナ禍における機動的対応

新型コロナウイルス感染拡大以降、各国・地域の最新情報を政策当局に対して迅速かつ継続的に提供したほか、特設ウェブサイトを開設し、感染拡大に伴う経済活動への影響を広く発信。2019年度～2021年度の新型コロナ関連記事のウェブサイト閲覧件数は1,802万件。国内外事務所に設置された専用相談窓口や在外日系企業を対象としたアンケート調査等で課題を把握し、入国制限が生じている国への駐在員再渡航に向けた申し入れや、ロックダウンによる工場の操業制限の緩和に向けた働きかけなど、機動的に現地政府との折衝を行うことで在外日系企業を支援。また、海外の複数都市においては、チャーター機による帰国手配を含め在留邦人の帰国を全面的に支援した。

(2) 国際情勢の変化に対する情報発信

米中通商関係や英国のEU離脱（ブレクジット）など日系企業の活動に大きな影響を及ぼす事案の動向や、ミャンマーにおける国軍の権力掌握やロシア・ウクライナ関係といった情勢の急変に対し、迅速に情報収集を行い、特設ウェブサイトを設置するなどして情報発信を強化。米中通商関係では、全国の企業に対するヒアリングとアンケート調査を通じ、米中通商関係の動向がもたらす企業活動への影響等を分析・公表。ブレクジットでは、経済産業省と共に「ブレクジット対応サービスデスク」を立ち上げ、英国に進出している企業に対して個別サポートを実施したほか、国内及び欧州主要都市で関連セミナーを集中的に開催して最新動向を積極的に発信。ミャンマー情勢に関しては、国軍による権力掌握後の現地動向等を順次情報発信すると共に、駐在員の在留手続きや通関トラブルへの対応など日系企業支援を迅速に実施。ロシア・ウクライナ情勢に関して

は、ウクライナ進出日系企業等の退避や情報収集支援、特集ページや「ウクライナ等ビジネス相談窓口」設置、緊急ウェビナーや現地緊急アンケートの実施などを通じ、最新情報の提供や個別相談対応を行った。

(3) デジタルツールを活用した情報発信

コロナ禍における利用者の増加や利便性の向上を目指し、セミナーのオンライン化を強力的に推進。日系企業のニーズを踏まえ、海外駐在員等をオンラインで繋ぎ情報発信を行うウェビナーを多数実施。オンライン化を通じ、参加者数の大幅な増加やオンデマンド配信を実現し、地理的・時間的制約なく、海外ビジネス情報の広範囲な提供を可能とした。ウェビナー導入率は2019年度の18.1%から2021年度には100%を達成。

・「業務運営の効率化に関する事項」においては、以下のとおり適切に実施したため、B評価とした。

- ①EBPM (Evidence-Based Policy Making、証拠に基づく政策立案) 推進のため、経済産業省、経済産業研究所と三者覚書を締結し、JETRO から必要なデータを提供することで政策効果の分析に貢献した。
- ②すべての決裁文書について電子決裁を可能とし、また従来は紙媒体で保存していた組織内電子決裁文書の電子保存を可能としたほか、一定の条件を満たす契約について電子署名を導入するなど、業務の電子化による業務効率化を推進した。
- ③関係機関との連携強化では、スタートアップ支援を目的として、ジェトロを含む政府系9機関(協力機関)が連携協定を締結した。
- ④新型コロナウイルスの影響により従来型の海外展示会等による支援の提供が難しくなる中、日本企業のビジネス機会の損失を最小限に食い止めるため、デジタル事業実施を推進する組織体制を構築し、オンラインを活用した新規事業の組成を迅速に実現した。

・「財務内容の改善に関する事項」においては、以下のとおり適切に実施したため、B評価とした。

- ①新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、次年度へ実施を延期した事務・事業について、「独法会計基準」に基づき関連予算の計画的繰越を行った(2019年度:6.7億円、2020年度:11.7億円、2021年度:6.9億円)。

・「その他業務運営」においては、以下のとおり適切に実施したため、B評価とした。

- ①厚生労働大臣による子育てサポート事業者として認定された「くるみん」や、女性活躍推進法に基づく「プラチナえるぼし」を独立行政法人で初めて取得するなど、男女共同参画推進に向けて積極的に取り組んだ。
- ②デジタル化への対応では、人工知能(AI)等の新技術の活用により、ジェトロ内に蓄積するデータを組織横断的に検索し社内業務を支援するシステム(ジェトロアシスタントシステム)を開発し、運用開始した。
- ③安全管理では、エチオピアやロシア等の政情不安時に海外駐在員を国外に一時退避させるなど、不測の事態においても迅速な安全対策を講じた。

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特になし

3. 課題、改善事項など

項目別評定で指摘した課題、改善事項	特になし
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	<p>経営に関する有識者からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も女性の活躍推進のプラチナえるぼしの認定を続けることを期待。特に海外事務所の女性管理職比率を大幅に向上させるべき。

様式 1-2-3 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価総括表様式

中期目標	年度評価				中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考欄
	元年度	2年度	3年度	4年度	見込評 価	期間実 績評価		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○		<u>A</u> ○		1-1	
農林水産物・食品の輸出促進	B○	B○	B○		B○		1-2	
中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援	A○	A○	A○		A○		1-3	
我が国企業活動や通商政策への貢献	A	A	A		A		1-4	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
 ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

元年度、2年度は大臣評価結果、3年度、中期見込評価は自己評価結果。

中期目標	年度評価				中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考欄
	元年度	2年度	3年度	4年度	見込評 価	期間実 績評価		
II. 業務運営の効率化に関する事項								
	B	B	B		B		2	
III. 財務内容の改善に関する事項								
	B	B	B		B		3	
IV. その他の事項								
	B	B	B		B		4	

1-1 対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援の実施【重点化項目】		
関連する政策・施策	経済産業（新規産業・ベンチャー）・対外経済（貿易投資促進）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本貿易振興機構法 第12条第1~5号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】、【難易度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 経済産業省：0368

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度		元年度	2年度	3年度	4年度
誘致成功件数 (計画値)	中期目標期間中に315件以上	2017年度実績：約70件	70件	82件	83件	80件	予算額(千円)	4,425,850千円	6,870,552千円	8,922,645千円	
(実績値)	—	—	95件	96件	86件		決算額(千円)	3,928,755千円	4,110,056千円	5,834,248千円	
(達成度)	—	—	135.7%	117.1%	103.6%		経常費用(千円)	3,991,954千円	4,077,363千円	5,819,358千円	
投資プロジェクト支援件数 (計画値)	中期目標期間中に3,000件以上	2015~2017年度実績：5,133件	750件	750件	750件	750件	経常利益(千円)	△13,565千円	88,553千円	157,020千円	
(実績値)	—	—	943件	1,020件	911件		行政コスト(千円)	5,424,555千円	4,100,535千円	5,844,413千円	
(達成度)	—	—	125.7%	136.0%	121.5%		従事人員数	1,757人の内数	1,803人の内数	1,859人の内数	
スタートアップの海外展開成功件数 (計画値)	中期目標期間中に100件以上	2016~2017年度成功率：平均7.9%より高い成功率	20件	25件	25件	30件					
(実績値)	—	—	30件	27件	28件						
(達成度)	—	—	150.0%	108.0%	112.0%						
スタートアップの海外展開支援件数 (計画値)	中期目標期間中に1,200件以上	2016~2017年度実績：年平均約200件の1.5倍	300件	300件	300件	300件					
(実績値)	—	—	385件	442件	484件						
(達成度)	—	—	128.3%	147.3%	161.3%						
オープンイノベーション推進のため	中期目標期	2015~2018年	—	—	5件	6件					

の海外での協業・連携案件の成功件数 (計画値)	間中に 11 件以上	度の誘致成功率約 10%											
(実績値)	—	—	—	—	6 件								
(達成度)	—	—	—	—	120.0%								
オープンイノベーション推進のための海外での協業・連携案件の支援件数 (計画値)	中期目標期間中に 108 件以上	2020 年度実績見込み：20 件	—	—	50 件	58 件							
(実績値)	—	—	—	—	92 件								
(達成度)	—	—	—	—	184.0%								

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
<p>① 質の高い対日直接投資等の促進 「未来投資戦略 2018」において「2020 年における対日直接投資残高の 35 兆円への倍増(2012 年比)」という政府目標が掲げられており、政府・地方自治体及び関係機関がそれぞれの役割に応じて投資環境の整備や外国企業誘致等に取り組む必要がある。日本貿易振興機構は、我が国の政府機関における対日直接投資促進の中核機関として、政府の「対日直接投資推進会議」での議論を踏まえつつ、関係機関と連携し、コンサルティングを通じた戦略提案、日本におけるパートナー探索等によって、国内におけるイノベーションの推進や地域経済の活性化に資する対日直接投資の誘致に重点化することで、対日直接投資残高の倍増だけでなく、「未来投資戦略 2018」の基本的考え方に掲げられている「潜在成長力の大幅な引き上げ」や「生産性の底上げ」、「外国企業の投資による地域への新たな経営資源の流入等の促進」に貢献していく。なお、本事業により支援した事業者の経済効果の検証も行っていく。具体的には、以下の取組を推進する。</p> <p>(関係機関との連携、イノベーションと地域経済活性化への重点化) 日本貿易振興機構の対日直接投資促進業務の経験とノウハウ、在外公館との連携など日本貿易振興機構内外の資源を生かしつつ、今後は各</p>	<p>1-1. 質の高い対日直接投資等の促進 政府の「未来投資戦略 2018」の方針に基づいて、中期目標で定められた誘致成功件数等の目標を実現するべく、国内外におけるネットワークを積極的に活用して以下の取組を行う。中期目標で定められた誘致成功件数 315 件については、2019 年度に 70 件、2020 年度に補正予算分を含めて 82 件(75 件+補正見込件数 7 件)、2021 年度に補正予算分を含めて 83 件(75 件+補正見込件数 8 件)、2022 年度に 80 件の達成を目指す。令和元年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年 12 月 5 日閣議決定)の経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援を図るため行う海外展開支援等のために措置されたことを認識し、外国企業と連携したオープンイノベーション支援等のために活用する。令和2年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)における事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援及び強靱な経済構造の構築を図るために措置されたことを認識し、地域の外国企業撤退防止策事業に活用する。この事業は令和2年度の途中から講</p>	<p><主な定量的指標> ・誘致成功件数(協業・連携案件を含む): 中期期間中に 315 件以上。令和元年度に 70 件、令和2年度に 82 件、令和3年度に 83 件、令和4年度に 80 件。 ・投資プロジェクト支援件数: 中期期間中に 3,000 件以上。年平均 750 件。 ※上記の対象となる事業 (1) 高い付加価値を創出する可能性があり、著しい新規性を有する新技術等を用いた事業(生産性向上特別措置法に基づく規制のサンドボックス制度を活用するものを含む。「著しい新規性を有する新技術等」とは、当該分野において通常用いられている技術や手法と比して新規性を有するものを指す。)並びに生産性向上へ貢献する事業。 (2) 国内のイノベーション環境の向上に貢献する事業 (3) 地域経済活性化に資する事業(東京都以外における事業) ・地方自治体が策定する地域の特色をいかした誘致戦略(政府及び日本貿易振興機構がその策定等を支援するもの)に基づいた事業 ・多くの地域が抱える社会課題の解決に繋がる事業 (4) その他政府の政策ニーズに基づいた事業</p> <p><その他の指標> ・誘致に成功した外国企業から、投資金額を聴取して、本事業に係る金額面の効果の把握に努めること。(関連指標: 対日投資金額及び回答率) ・規制改革等の状況、外国企業の要望等を踏まえつつ、外国企業の意見取り纏めと公表や政</p>	<p><主要な業務実績> 1-1. 質の高い対日直接投資の促進 2019~2021 年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。 ・誘致成功件数(協業・連携案件を含む) 2019 年度: 95 件 2020 年度: 96 件 2021 年度: 86 件 ・投資プロジェクト支援件数 2019 年度: 943 件 2020 年度: 1,020 件 2021 年度: 911 件 (関連指標) ・対日投資金額及び回答率 2019 年度: 9,296,753 千円(50 社/95 社、回答率 2052.6%) 2020 年度: 14,787,603 千円(79 社/96 社、回答率 82.3%) 2021 年度: 8,202,008 千円(63 社/86 社、回答率 73.3%) ・政府への情報提供件数 2019 年度: 39 件 2020 年度: 18 件 2021 年度: 20 件</p>	<p><自己評価> 評価: A 【量的成果の根拠】 全ての定量的指標で中期目標及び中期計画に掲げる目標を達成または達成見込み。 【質的成果の根拠】 1-1. 質の高い対日直接投資等の促進 (1) イノベーションや地域経済活性化に資する、質の高い成果を創出 入国制限が続き、誘致活動に大きな制約が課せられる中、リモート手法やウェブ等を活用して案件発掘、誘致活動を継続し、重点分野の企業誘致目標を達成。加えて、半導体分野やワクチン製造等、サプライチェーン強靱化に寄与する分野や、洋上風力や蓄電池等のグリーン関連の価値創造につながる分野など、政策的緊急度や重要性が高まる領域にも迅速に対応し、着実に難度の高い成果を創出。また全国に配置した外国企業誘致コーディネーターによる支援や「地域への対日直接投資サポートプログラム」の実施等を通じ、東京都以外の地域への進出は 42% となり、地域経済活性化にも寄与。全体として、2019 年度 95 件、2020 年度 96 件、2021 年度 86 件の企業誘致に成功。 (2) 基本戦略の策定に加え、戦略的広報や外国・外資系企業の課題解決に資する活動を実施 2021 年 6 月の対日直接投資促進戦略策定やその改訂にあたり、企業誘致活動を通じた知見や、在日外資系企業向け調査等で得られたデータを元に政府へのインプットを実施。また大型の対日投資バーチャル広報イベントである Japan Business Conference (JBC) の開催や、対日投資ウェブサイトの大規模改修等を通じ、グリーン分野や地域を含む日本のビジネス機会を積極的に発信するとともに、日本とのビジネスに関心を有する企業の効率的発掘手段を開発。さらに大学生・留学生と外資系企業との交流会やコロナ禍における外資系企業の問い合わせ窓口の設置、入国円滑化支援など、外国・外資系企業の課題解決に資する活動を包括的に実施。 (3) 海外 SU と連携した日本の課題解決に挑戦 「日本が抱える社会課題への解決策」を全世界のスタートアップから募集するコンテストを開催。採択企業 45 社を CEATEC ONLINE に招致し、日本企業との</p>	<p>評価: A <評定に至った理由> 第五期中期目標及び中期計画に掲げる定量的指標を当期間中に達成する見込みであるものと認められる。 A 評定と判断した根拠となる主な成果は以下のとおり。 ・新型コロナウイルスによる入国制限等により、誘致活動において非常に困難な状況の中、オンライン手法の活用等により、所期の目標を上回る成果を達成した。 ・半導体やバイオ関連企業等の経済安全保障上重要な分野における企業の誘致を実施し、サプライチェーン強靱化等に貢献する質の高い成果を創出した。 ・スタートアップ海外展開支援について、海外投資家からの資金調達を含む、難易度の高い成果を実現した。 ・スタートアップ・エコシステム拠点都市の 8 拠点に所在するスタートアップに対し、アクセラレーションプログラムを実施するなど、地域のエコシステムの基盤強化に貢献した。また、地域において海外展開を目指すスタートアップの発掘・支援を推進し、裾野拡大に貢献した。 ・協業・連携案件の取組について、2021 年 2 月に新たな協業・連携促進のプラットフォーム (J-Bridge) を立ち上げ、約 1 年間で、日本企業 600 社超、海外企業 450 社超の参画を実現した。 ・J-Bridge は、「日米商務・産業パートナーシップ (JUCIP)」等、経済産業省が主導する複数の経済外交の枠組みにおいて、両国間の象徴的な取組として位置付けられた。 以上を踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られる見込みであるため、当該項目の評定は A とした。 <今後の課題> ・対日直接投資の促進について、イノ</p>	

<p>国におけるスタートアップ・エコシステムとの緊密なネットワークを形成しながら、海外において攻めの誘致活動を展開し、ワンストップで外国企業の拠点設立・事業拡大を支援する。</p> <p>特に、第四次産業革命によるイノベーションの進展、国内における人手不足や地域における社会課題の増加などの社会環境の変化を踏まえ、イノベーションや地域経済活性化に資する対日直接投資に重点を置く。具体的には、(1)高い付加価値を創出する可能性があり、著しい新規性を有する技術や手法(ビジネスモデル)を用いた事業並びに生産性向上へ貢献する事業、(2)国内のイノベーション環境の向上に貢献する事業、(3)地域経済活性化に資する事業、(4)その他政府の政策ニーズに基づいた事業を対象とする。地域経済活性化に資する事業の誘致においては、地方自治体と連携していく。</p> <p>(日本企業等と外国企業の協業・連携) 外国企業の拠点設立の有無に限らず、優れた技術を持つ外国企業と日本企業・大学・研究機関をマッチングし、技術提携や共同研究開発などを促進することにより、上記の重点化対象となっている国内のイノベーション創出や地域経済活性化に貢献する。また、日本企業のニーズや課題と、イノベティブな海外スタートアップのソリューションを組み合わせることを通じて、オープンイノベーションを推進する。</p> <p>(国内の投資環境改善) 多くの先進国がイノベティブな外国企業や外国人材の誘致について、熾烈な競争を繰り広げる中、これを勝ち抜くには、日本の投資環境を改善していくことが必要になる。日本貿易振興機構は引き続き日本の投資環境に関する外国企業からの要望を吸い上げるだけでなく、毎年公表することを通じて投資環境の改善を促す。</p> <p>(対日直接投資促進に向けた情報発信) 海外におけるトップセールス活動や海外メディア、ウェブサイト等を活用し、日本の投資環境の改善成果や最新の施策、市場の魅力などの情</p>	<p>じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p>	<p>府への情報提供等を十分に行い、我が国の投資環境の改善に繋げること。(関連指標：政府への情報提供件数)</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 定量的指標を達成しているか。 上述のアウトカムの実現が図られているか。 		<p>オンライン商談会を実施。150件の商談・交流の実績。オープンイノベーションを通じた社会課題の解決や新規事業の創出、SDGsの達成に貢献。</p> <p>1-2. スタートアップの海外展開支援</p> <p>(1) 難易度の高い成果創出につながるハンズオン支援 各企業の特性や支援ツールに応じて、オンラインとリアルを組み合わせた最適なハンズオン支援を提供。難易度の高い海外投資家からの資金調達(計4件)をはじめ、85件の成功件数を達成(2019年度30件、2020年度27件、2021年度28件)。J-startup企業からは、24社が海外展開に成功(2019年度7社、2020年度6社、2021年度11社)。ユニコーン企業又は上場ベンチャー企業8社も支援し、その更なるスケールアップに貢献。</p> <p>(2) 地域のエコシステム基盤強化への貢献と海外展開を目指す地域スタートアップの裾野拡大 スタートアップ・エコシステム拠点都市に選定された8拠点に所在するスタートアップに対し、分野別のアクセラレーションプログラムをのべ150社以上に対して実施。併せて、ジェトロ貿易情報センターにおいて海外展開を目指す地域のスタートアップの発掘・支援を強化した結果、成功案件に占める、東京以外のスタートアップの割合は、2019年度27%、2020年度37%、2021年度43%と年々増加。地域のエコシステム基盤強化及び海外展開を目指す地域スタートアップの裾野拡大に貢献した。</p> <p>1-3. オープンイノベーションの推進</p> <p>(1) デジタル、グリーン分野で協業連携に関心を有する日本企業等を可視化、アジア、欧米に拡大し、アフリカでもサービス提供を開始予定 2021年2月に新たなビジネスプラットフォーム(Japan Innovation Bridge (J-Bridge))を立ち上げ、デジタルやグリーン分野を中心に、2021年度末時点で、オープンイノベーションに関心を持つ日本企業600社超を会員企業として、また海外スタートアップ等企業450社超を海外案件企業として、それぞれネットワーク化。対象地域をアジアから欧米等に順次拡大し、会員企業と海外案件企業との協業・連携を推進。具体的には、国内外事務所を窓口とし、海外市場やスタートアップ情報等の提供、個別発掘・商談アレンジ、リバースピッチ、専門家等によるスポット支援など、ニーズに応じきめ細かくサービスを提供。2021年度は92件のプロジェクトを支援し、成功件数6件を創出。</p> <p>(2) 各種政府戦略や通商戦略上の事業/協力の柱として位置づけ それら活動は、各種政府戦略や通商政策にも貢献。経協インフラ戦略会議に基づくインフラシステム海外展開戦略ではデジタル変革に対応する協力として、また2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略では、それを実施するための分野横断的な主要政策ツールとして、それぞれJ-Bridgeが位置付けられた。2021年11月の日米商務・産業パートナーシップ(JUCIP)や2022年1月のアジア未来投資イニシアティブでは、相互の投資促進や社会課題解決を図る協力の柱としてJ-Bridgeが打ち出された。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>1-1. 質の高い対日直接投資等の促進</p> <p>イノベーション創出や地域の活性化へ貢献する事業は、投資判断が難しいため、単なる我が国における拠点設立支援のみならず、日本市場への関心を喚起するための働き掛けから、コンサルティングを通じた戦略提案、日本におけるパートナー探索等といった難易度の高い支援を重層的に行いながら最終的な投資決定の経営判断に導く必要があるため、誘致成功件数は難易度が高に設定されている。</p>	<p>バージョン創出に加え、地域経済活性化に資する案件に関しても、企業のニーズを踏まえた取組を強化する必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> スタートアップ海外展開支援について、世界レベルのネットワークの更なる強化、新興国等における法令を含む現地情報の速やかな共有等が課題。 日本企業と海外企業との協業・連携の促進について、国内における日本企業と海外企業の連携、海外における日系現地法人と海外現地補人の連携を含め、取組を一層加速する必要。 <p><その他事項></p> <p>経営に関する有識者からの意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対日直接投資の促進については、コロナ禍で入国制限が続く中、リモート手法やウェブ等を活用し。半導体、ワクチン製造等の経済安全保障上の重要分野において成果を創出したことを評価。 対日直接投資サポートプログラムを通じて、東京都以外の地域への企業誘致の成果を創出し地域活性化に寄与したことを評価。 コロナ禍における外資系企業の相談窓口対応、入国支援を実施し、外資系企業の課題解決に貢献したことを評価。 スタートアップの海外展開支援について、各企業の特性に応じた支援の提供により85件の成功件数を達成したことを評価。 オープンイノベーションの推進の取組については、新たなプラットフォームを立ち上げ、国内外1000社のネットワークを構築し、令和3年度には92件のプロジェクト支援、6件の成功件数の送出等、質の高い取組を始めたことを評価。 	
---	--	---	--	---	--	--

<p>報を、外国企業に対して積極的に発信する。特に、規制のサンドボックス制度等の情報発信を通じて、国内のイノベーション創出に資する案件の発掘に努める。</p>				<p>1-2. スタートアップの海外展開支援</p> <p>世界的なスタートアップ・エコシステム間競争が激化し、米国や中国等とのイノベーション競争において日本のスタートアップ支援の重要性が高まっている時代背景、また政府目標への貢献の観点から重要な取組であるため、海外展開成功は難易度が高に設定されている。</p> <p>1-3. オープンイノベーションの推進</p> <p>政府目標におけるパイオニア企業の発掘、リーディングモデルの創出を達成するためには、協業・連携案件の発掘・支援し、協業の成功に結びつけることが重要であるため、海外での協業・連携案件の成功件数は難易度が高に設定されている。</p>		
	<p>(1)質の高い対日直接投資の促進</p> <p>対日直接投資促進の経験とノウハウ、在外公館等との連携など内外の資源を生かし、各国におけるスタートアップ・エコシステムとの緊密なネットワークを形成しながら、海外において攻めの誘致活動を展開し、ワンストップにより外国企業の我が国における拠点設立と二次投資という形での事業拡大を支援する。</p> <p>特に、第四次産業革命によるイノベーションの進展、国内における人手不足や地域における社会課題の増加などの環境の変化を踏まえて、イノベーションの創出や地域経済活性化に資する案件の誘致に重点を置く。</p>		<p>(1) 質の高い対日直接投資の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い対日直接投資の実現のため、対象分野を4つに区分。かかる対象分野の企業支援を強化するため、イノベティブな技術を有する企業発掘に向けた現地エコシステムとのネットワーク構築や、企業戦略策定、設立登記までの一貫したサポート体制を以下の通り構築。支援件数、成功件数の目標を上回る成果を達成。 ・対象分野の企業支援を強化するための複合的取組は以下の通り。 <p>① スタートアップ等、イノベーション分野の案件発掘・支援を強化すべく、該当分野での業務経験やエコシステムへのネットワークを有する「対日投資誘致専門員」を、北米、欧州、中国、アジア大洋州地域等の主要海外事務所に配置。</p> <p>2019年度：20名 2020年度：20名 2021年度：20名 2022年度：22名（予定）</p> <p>② AIやデジタル、ライフサイエンス、半導体など、ターゲットとする事業領域での市場概況説明やパートナー選定等、参入にかかる専門的助言を行うため、本部に産業別アドバイザー（外部専門家）を設置。また併せて事業計画策定段階での助言を行うための、参入戦略等の助言や資料作成支援を行うサービスも整備。産業別アドバイザーの設置状況は以下の通り。</p> <p>2019年度：2分野2名 2020年度：10分野10名 2021年度：10分野10名 2022年度：10分野10名（予定）</p> <p>③ 対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）において、外国・外資系企業の日本拠点設立・事業拡大に至る法務、税務、労務等の助言やサービスプロバイダー紹介、テナポラリーオフィスの提供等をワンストップで支援。全国6カ所（東京、横浜、名古屋、大坂、神戸、福岡）のIBSCの利用実績は以下の通り。</p> <p>2019年度：114社 2020年度：45社 2021年度：38社</p> <p>④ コロナ禍等の環境変化に対応するため、IBSCで提供するコンサルティング等サービスのオンライン化を推進</p>			

			し、2021年2月に「デジタルIBSC」を立ち上げ。オンラインでの相談件数は以下の通り。 2020年度：士業専門家 358件、産業別アドバイザー 136件 2021年度：士業専門家 433件、産業別アドバイザー 96件			
	具体的には、①高い付加価値を創出する可能性があり、著しい新規性を有する技術や手法（ビジネスモデル）を用いた事業並びに生産性向上へ貢献する事業、②国内のイノベーション環境の向上に貢献する事業、③地域経済活性化に資する事業、④その他政府のニーズに基づいた事業を対象とする。こうした質の高い対日直接投資を誘致することで、政府目標である「潜在成長力の引き上げ」、「生産性の底上げ」、「外国企業の投資による地域への新たな経営資源の流入等の促進」へ貢献していく。 なお、誘致成功案件については適切なフォローアップを行い、本事業により支援した事業者の経済効果の検証も行っていく。		・Target 1が成功件数の8割を超えるなど、質の高い成功案件を創出。今中期期間中の誘致成功件数に占める各ターゲット分野の件数および割合は以下の通り。 Target 1（高い付加価値を創出する可能性があり、著しい新規性を有する技術や手法を用いた事業並びに生産性向上へ貢献する事業） 2019年度：84件（88.4%） 2020年度：80件（83.3%） 2021年度：71件（82.6%） Target 2（国内のイノベーション環境の向上に貢献する事業）・Target 4（その他政府のニーズに基づいた事業） 2019年度：6件（6.3%） 2020年度：8件（8.3%） 2021年度：8件（9.3%） Target 3（地域経済活性化に資する事業） 2019年度：5件（5%） 2020年度：8件（8%） 2021年度：7件（8.1%）			
	(2) 地域経済活性化に資する取組 「地域への対日直接投資サポートプログラム」における取組等を通じ、外国企業の誘致に積極的な地方自治体との連携を一層強化する。		(2) 地域経済活性化に資する取組 ・地域への外国・外資系企業による投資を促進するため、全国に外国企業誘致コーディネーターを配置して誘致能力の底上げを図るとともに、外国企業誘致に積極的・潜在力のある地域を認定し、「地域への対日直接投資サポートプログラム」を実施。同プログラムでは企業誘致研修や企業招へい等の幅広い支援を提供するとともに、2021年度からは地域のブランドを強化する事業も立ち上げ。地域の経済活性化や社会課題解決に資する活動を行った。			
	具体的には、国内主要事務所の誘致体制を整備し、その地域ならではの強み（技術力を持つ企業、特色ある産業集積、様々な地域資源、優れた労働力）に重点化した外国企業誘致戦略の策定に向け地方自治体に提案を行うほか、当該自治体による海外に向けた情報発信、外国企業の招へい、地元企業とのマッチング等（「地域への対日直接投資カンファレンス」の開催含む）の支援を行う。		・地域経済活性化に資する、地方自治体と連携した取り組みについては以下の通り。 ①2018年度より、「地域への対日直接投資サポートプログラム」事業を開始。外国企業誘致に積極的もしくはポテンシャルのある地域との連携を強化。2021年度末時点で30自治体が同プログラムに参加し、ターゲット分野を設定。2021年度までに参加地域向けの外資誘致にかかる研修を延べ9回行い、誘致能力向上に寄与した他、2021年度からは地域の強みを磨き、海外の目線から鍵となるコンセプトを作成、当該地域への対日投資誘致戦略に活かす、「地域ブランディング強化支援事業」を開始。2021年度に1件を採択した。 また同プログラム参加地域を対象に、自治体首長のトップセールスや企業招へい事業形成を行う「地域への対日直接投資カンファレンス（RBC）」、および日本進出に特に強い希望を持つ外国企業に対し、地域のビジネスチャンスを集中的に広報する機会を提供する「ターゲット集中型招へい事業」を以下の通り実施。 2019年度：RBC 5件、ターゲット集中型招へい 5件 2020年度：RBC 2件、ターゲット集中型招へい 3件 2021年度：RBC 3件、ターゲット集中型招へい 1件 ②地域における対日投資誘致能力の向上を目指し、「外国企業誘致コーディネーター」を全国9事務所に配置。各地域との関係性を強化し、密接に連携する形で、外国企業の立上げ支援、定着支援、ビジネスパートナーの発掘支援等を行った。			

			<p>③2020年度より、地域の大学のニーズ・シーズと、それら技術に関心を持つ外国・外資系企業を結び付け、共同研究開発につなげるための、「グローバル・オープン・イノベーション強化事業」を開始。以下大学に窓口機能を設け、技術の発掘と企業とのマッチングなどを実施。2022年度からは、包括的連携協定提携大学等を中心に外国企業・大学とのマッチングに取り組み、国際企業連携の具体化を図った。</p> <p>2020年度：3大学（東北大学、京都大学、徳島大学） 2021年度：3大学（東北大学、京都大学、徳島大学） 2022年度：統括連携協定締結先等から5大学・機関を選定（予定）</p>			
	<p>(3) 日本企業等と外国企業の協業・連携支援 外国企業の拠点設立の有無に限らず、スタートアップを含めた外国企業と我が国の企業・大学・研究機関の技術提携、共同研究開発や、フランチャイズ方式等による外国企業の対日ビジネスを支援することを通じ、日本国内のイノベーション創出や地域経済活性化に資する。</p>	<p>(3) 日本企業等と外国企業の協業・連携支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本国内でのイノベーションエコシステム形成や課題解決、地域経済活性化に貢献するため、世界の主要なスタートアップ関連のイベントへの外国企業の参加を呼びかけるとともに、個別分野のリバースピッチイベントを開催。国内の自治体や大学等関係機関とのネットワークも強化し、協業・連携案件形成の個別企業支援を行った。その結果、2021年度にはヘルスケア分野を中心に5件の協業・連携案件が形成された。 先進的なエコシステムを有する北欧（スウェーデン・フィンランド・エストニア）及びドイツに、日本企業のデリゲーションを派遣し、現地スタートアップへのリバースピッチやビジネスマッチングを実施。また、外国政府機関等と連携し、イノベーション先端地域の海外スタートアップを日本に紹介する機会をオンラインで創出。9カ国・地域（米国、カナダ、インド、ドイツ、台湾、北欧、香港、ロシア、スイス）に渡り、計27回のオンラインピッチイベント等を実施。日本企業と海外スタートアップの協業を促進するとともに、登壇したスタートアップ7社の対日投資案件発掘にも貢献。 ミッション派遣時の商談件数 2019年度：北欧178件、ドイツ46件 オンラインピッチイベント： 2020年度：22件 2021年度：5件 オープンイノベーションに対する啓発及び機運醸成を図るため、ウェブサイトやSNS等を通じ関連情報を発信。また、日本企業の関心の高い地域（欧州、ブラジル、カナダ、北欧）における、スタートアップ・エコシステムの最新状況や先進的なオープンイノベーション事例の紹介、知財や法務面での基礎的情報提供を目的としたセミナーを7件開催。さらに、世界のエコシステム先進地域において、日本企業個社向けに現地エコシステムの状況、現地の有力スタートアップなどグローバルな協業につながる情報を提供するブリーフィングサービスを2020年12月に開始。当初8カ所で開始し、10カ所に拡大（シリコンバレー、トロント、サンパウロ、ロンドン、ヘルシンキ、ベルリン、デュッセルドルフ、ミュンヘン、パリ、深セン）。31社・団体に対し、累計90件のブリーフィング等の対応を行った。 セミナー 2020年度：2件 2021年度：5件 ブリーフィング 2020年度：11社・団体、35件 2021年度：20社・団体、55件 日本企業のオープンイノベーションを推進するため、海外スタートアップの最先端技術と日本企業のマッチングを実施。具体的には、日本国内で開催されるCEATEC等のイノベーション関連イベントに海外スタートアップを招致し、ブース出展やビジネスマッチング、ピッチ 				

			コンテストへの推薦を実施した。その結果、日本のスタートアップとコロンビアのスタートアップが共同研究開発契約を締結する等の成果があった。2021年度は、Japan Challenge for Society 5.0（イノベティブな技術やソリューションを有する海外スタートアップを世界中から発掘するコンテスト）を開催。応募企業292社のうち日本の社会課題解決に資する海外スタートアップ45社を選定し、CEATEC2021 ONLINEに招致。計25件の対日投資案件候補の発掘にも貢献。			
	また、海外スタートアップと日本企業の国内における協業・連携を通じて日本企業のオープンイノベーションを推進し、世界のイノベーションエコシステムの潮流を我が国産業に取り込むことにより、生産性向上や競争力強化に貢献する。		<ul style="list-style-type: none"> 2020年度より、特定の課題を有する日本企業による、海外スタートアップ企業等に対するリバーズピッチプログラムや、金融等特定分野における協業連携イベントを実施。2020年度以降の実施概要は以下の通り。 <p>2020年度：日本企業発リバーズピッチプログラム7件 2021年度：日本企業発リバーズピッチプログラム6件、特定分野の協業連携イベント4件</p> <ul style="list-style-type: none"> また今中期期間を通じ、アジア最大規模のオープンイノベーションイベントである Innovation Leaders Summit (ILS) を後援。マッチングイベントへの海外スタートアップ企業の紹介等で協力を行った。 			
	(4) 国内の投資環境改善に向けた取組 日本の投資環境改善に向けて、外国企業から規制改革や行政手続きの改善等に関する要望を聞き取り、政府につなげる役割を果たす。		<p>(4) 国内の投資環境改善に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ジェトロの支援により日本に進出した外資系企業や日本未進出の外国企業に対するアンケート、ジェトロの支援企業に対する個別のヒアリング等を通じて寄せられた、日本のビジネス環境の改善要望等に関する企業の声を取りまとめ、我が国政府関係者や有識者等に対し、政策提言や情報提供を実施。 特に新たな政府の対日直接投資促進戦略策定にあたり、2020年7月に設置された「対日直接投資促進のための中長期戦略検討ワーキング・グループ」に、担当理事が座長代理として参加。21年度末までに計5回の会合への参加を通じ、戦略策定や戦略見直しに貢献。また対日直接投資推進会議には理事長が継続的にアドバイザーとして参画。 また新型コロナウイルスへの対応として、2020年6月、経済対策にかかる情報提供や労務・在留資格、入国等に関する外国企業からの問い合わせ・相談に、多言語で一元的に対応する窓口である、「外国企業ヘルプライン」を設置。総相談件数は以下の通り。 <p>2020年度：181件 2021年度：177件</p>			
	具体的には、企業への個別支援や「企業担当制」の対象企業と政府の担当副大臣等との面談同席を通じてニーズの把握に努めるほか、「対日投資相談ホットライン」や外資系企業を対象に実施するアンケート調査等を通じて要望を吸い上げるだけでなく、毎年公表するとともに、関係機関との協力し投資環境の改善につなげていく。		<p>①「対日投資相談ホットライン」を通じ、外国・外資系企業による対日投資に関する相談を一括して受け付け。そのうち、今中期計画期間中の規制・行政手続きの各省庁への照会や、政府に対する改善要望にかかる実施件数は以下の通り。</p> <p>2019年度：18件 2020年度：3件 2021年度：4件</p> <p>②既進出外資系企業に対するアンケートを毎年実施。2021年度には対象とする企業のリスト整備を行い、回答数が大幅に拡大。またそれらの結果についてはウェブサイトに掲載した他、関係省庁に個別に説明し、日本の投資環境の改善に努めた。</p> <p>③毎年対日投資報告を作成し、政府の対日投資促進施策や投資動向、ジェトロの事業紹介を実施。主な成果について関係省庁に説明を行い、投資環境改善に寄与。</p>			

		<p>また、外国企業からの相談や要望の内容に応じて関係省庁との面談調整や同席などを含む包括的な支援を行うほか、グローバル人材の確保など外資系企業が抱える共通した課題に対しては、国内の大学を含む関係機関と連携した事業等を通じて課題解決に資する支援を行う。</p>		<p>・外資系企業のビジネス展開上の大きな課題となっている人材確保支援のため、2019年度より留学生や外資系企業に関心のある学生との交流会を実施。さらに2020年度からは大学の講義の一環として外資系企業が登壇し、事業概要や企業文化、望ましい人材像などにつき説明する講座も開始した。</p> <p>2019年度：外資系企業交流会（2大学） 2020年度：外資系企業交流会（3大学）、大学講座1回（東工大） 2021年度：外資系企業交流会（14大学）、大学講座5回（東工大、東北大、千葉大、芝浦工大、名古屋大）</p>			
		<p>(5) 対日直接投資促進に向けた情報発信 海外における日本政府高官や地方自治体首長等によるトップセールス活動やメディア、ウェブサイト等を活用し、日本の投資環境の改善成果や最新の施策、市場の魅力など、外国企業に対する情報発信を積極的に展開する。また、国内のイノベーション創出に資する事業を誘致するため、規制改革やインセンティブ情報、日本のイノベーション推進策等の情報発信を行う。</p>		<p>(5) 対日直接投資促進に向けた情報発信</p> <p>①日本のビジネス環境や有望な産業を海外に発信するため、外国・外資系企業を対象に、以下の通り国内外で対日投資シンポジウムやセミナー、Webセミナーなどを開催。2020年度以降は、コロナ禍を受けて、オンラインでの情報提供機会を拡大。</p> <p>2019年度：48件 2020年度：43件（オンラインでの実施件数：31件） 2021年度：62件（オンラインでの実施件数：49件）</p> <p>2021年度末時点で、日本政府高官や地方自治体の首長等が登壇したセミナーは18件。</p> <p>②2021年度には、国際社会の注目が高まる東京オリンピック・パラリンピックの開催に合わせ、日本の投資環境の魅力や「2050年カーボンニュートラル」に向けた取組を発信することを目的に、3Dバーチャル会場を用いた大規模オンラインイベント NET ZERO Leaders Summit (Japan Business Conference 2021) を経済産業省と共同で開催。</p> <p>③同会場ではグローバルリーダーによるパネルディスカッション等で構成される「メインプログラム」の他、経済産業省及び海外事務所によるオンラインイベントを同バーチャル会場で6件配信。 また、54の日本企業・自治体がPRブースを出「Japan Technology Showcase」エリアにて、日本の優れた技術やサービスを発信。出展者と来場者のアバターを通じたリアルタイムな交流を実施。その他、「ビデオライブラリー」エリアを設け、ネットゼロや日本の投資環境に関連する動画を複数常時掲載し、対日投資に関連する情報を発信。</p> <p>役立ち度（4段階中上位2項目）：86.8% 外部によるメディア掲載件数：4,511件</p> <p>④ジェトロのウェブサイトにて日本の投資環境、日本での拠点設立方法、市場情報、生活環境等を一体的に提供。新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本進出を検討する外国企業への支援活動が制限される中、2021年2月に対日投資ウェブサイト进行全面刷新。日本の強み・魅力・ビジネスチャンスをつまみ直し、ターゲットへの発信力を高めると共に、サイト誘引策により、投資関心企業情報の獲得を図る。 対日投資情報サイトのアクセス数（ページビュー）は以下の通り。なお2020年度まではWebalizerベースで集計、2021年度以降はGoogle Analyticsベースで集計。</p> <p>2019年度：約533万件 （Google Analyticsベースでは約106万件） 2020年度：約664万件 （Google Analyticsベースでは約95万件） 2021年度：約90万件（有望顧客獲得件数約30社）</p>			

		特に、政府が新たに創設した「規制のサンドボックス制度」などのイノベーション推進に資する制度について、外国企業の窓口として制度の紹介や政府の一元的窓口との連絡調整を積極的に行うとともに、同制度に関心のある外国企業に対して、制度の内容や運用に関する意見を聴取し、必要に応じて政府へフィードバックする		・「規制のサンドボックス制度」などのイノベーション推進に資する制度につき、本部主導の対日投資セミナー等において、2019年度、2020年度にそれぞれ4回紹介。また2021年度には、サンドボックス制度やグレーゾーン解消制度、新事業特例制度を通じた省庁照会を3件実施。			
② スタートアップの海外展開支援 「未来投資戦略 2018」において、2023年までにユニコーン（企業価値10億ドル以上の非上場ベンチャー企業）又は上場ベンチャー企業を20社創出するという目標が掲げられており、政府と日本貿易振興機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）等が連携し、官民による集中支援を行うこととされている。NEDOについては、海外展開に関心のある国内研究開発型スタートアップの紹介を受けるなどの連携を行う。 経済産業省は2018年に、世界で戦い、勝てるスタートアップを生み出すため、約1万社あるスタートアップの中から92社をJ-Startup企業として選定した。日本貿易振興機構は、イノベーションの担い手であるこうしたスタートアップに対して、海外の資金、技術、人材とのマッチングや知的財産の活用支援などを行うことで、海外市場の獲得やイノベーションの創出に貢献するため、以下の取組を推進する。 （関係機関との連携、海外サポーターズの獲得） 海外の先進的な研修プログラムの活用などにより、起業後の早い段階で海外展開を行うスタートアップ（Born Global）を支援し、その増加を促す。また、日本貿易振興機構は各国のエコシステムに入り込み、アクセラレーターやベンチャーキャピタル（以下「VC」という）、各国政府のスタートアップ関係機関等と緊密なネットワークを形成し、J-Startupの海外サポーターズを増やすことで、日本のスタートアップによる海外のリスクマネー獲得や海外での起業、海外市場の獲得を効果的・効率的に支援する。 （世界で勝てるスタートアップの裾野拡大） J-Startup企業の活躍・成長	1-2. スタートアップの海外展開支援 2023年までにユニコーン（企業価値10億ドル以上の非上場ベンチャー企業）または上場ベンチャー企業を20社創出するという政府目標を踏まえ、ジェトロにはスタートアップのグローバル展開支援で中心的な役割を果たすことが期待されている。このため、世界で戦い、勝てるスタートアップとして選ばれたJ-Startup企業を中心にグローバル展開の集中支援を行い、トップ層の引き上げを図る。支援に当たっては、関係機関や大学等と密接に連携しながら、スタートアップの成長ステージに合わせた支援事業を行っていく。中期目標で定められたスタートアップの海外展開成功件数100件については、2019年度に20件、2020年度に25件、2021年度に30件の達成を目指す。 一層質の高い効果的・効率的な支援を行っていくために、支援の直接的・間接的な効果を定量的・定性的に検証し、必要に応じて経済産業省と海外展開の成功の定義や支援のあり方を見直していく。	・海外展開成功件数：中期目標期間中：100件以上。令和元年度に20件、令和2年度に25件、令和3年度に25件、令和4年度に30件 ・海外展開支援件数：中期目標期間中：1,200件以上。年平均300件。 <その他の指標> ・NEDOや外国政府機関などの国内外の関係機関と連携するとともに、政府への情報提供等を適時かつ十分に行い、スタートアップ支援環境の整備に繋げること。（関連指標：他機関との連携状況、政府への情報提供件数） <評価の視点> ・定量的指標を達成しているか。 ・上述のアウトカムの実現が図られているか。	1-2. スタートアップの海外展開支援 ・2019～2021年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。 ・海外展開成功件数 2019年度：30件 2020年度：27件 2021年度：28件 ・海外展開支援件数 2019年度：385件 2020年度：442件 2021年度：484件 （関連指標） ・他機関との連携状況、政府への情報提供件数： 2019年度：15件 2020年度：40件 2021年度：11件				
	(1) ハンズオンによる集中支援 イノベティブな技術やビジネスモデルを有する我が国のスタートアップに対し、日本での事前研修に当たるブートキャンプ（短期集中型の起業家育成プログラム）や、ビジネスモデルの再構築やマーケティング、戦略的パートナー候補の発掘などに関する専門家のメンタリング、大企業や投資家に対するピッチ（自社や自社の技術をアピールするショート・プレゼンテーション機会）、著名なビジネスイベントでのデモブース出展といった支援サービスを一気通貫でハンズオンにより提供する。これにより、海外投資家からの資金調達や現地拠点の設立、ライセンス契約、アライアンスなど多様なイグジ	(1) ハンズオンによる集中支援 ・イノベティブな技術やビジネスモデルを有する我が国のスタートアップに対し、「ジェトロ・イノベーション・プログラム」や「東京スタートアップ海外展開支援事業」を通じて、ブートキャンプ、メンタリング、ピッチ・トレーニング等のハンズオン集中支援を計263社に実施。具体的にはサンフランシスコ、深セン、シンガポール等でのビジネスカンファレンスやピッチコンテストに参加。海外投資家からの資金調達、現地拠点の設立、ライセンス契約等の具体的成果の創出に繋げた。 ・ジェトロ・イノベーション・プログラム 2019年度：51社 2020年度：43社 2021年度：46社（ブートキャンプ、メンタリング、イベントに参加した企業の延べ数（重複参加あり）） ・東京スタートアップ海外展開支援事業 2020年度：62社 2021年度：61社					

<p>を推進するとともに、海外展開に意欲のあるスタートアップへの支援や地域のスタートアップの発掘を通じて、世界で勝てるスタートアップの裾野の拡大にも貢献する。</p> <p>(より質の高い支援策と成功に向けた効果検証と改善)ユニコーン創出に貢献する上で、各国のエコシステムの特徴や、公的機関である機構の強みを踏まえて、支援策と成功によるスタートアップへの直接的・間接的な効果を定量的・定性的に検証し、改善していくとともに、限られた資源でより質の高い効果的・効率的な支援策と成功を図るべく、経済産業省と相談した上で、必要に応じて支援と成功の定義の見直しを図っていく。</p>	<p>トにつなげていく。</p> <p>(2) 世界各地のエコシステムの活用 世界各地のエコシステム先進地域において、現地の有力アクセラレーター等と提携し、日系企業の現地展開および現地有力スタートアップの日本進出の支援等を行う「グローバル・アクセラレーション・ハブ」をシリコンバレーなどに設置する。</p>		<p>(2) 世界各地のエコシステムの活用 ・世界各地のエコシステム先進地域において、現地の有力アクセラレーター等と提携し、日系スタートアップの現地展開及び現地有力スタートアップの日本進出の支援等を行う「グローバル・アクセラレーション・ハブ」を12カ所から28カ所に拡大。メンタリングやマッチング、コワーキングスペース提供等の支援を恒常的に行った。</p> <p>・支援企業数 2019年度：222社 2020年度：247社 2021年度：283社</p> <p>・また、GAHの各拠点において、日系スタートアップと海外の大手事業会社やVC・投資家とのオンラインマッチングを実施。日系スタートアップの海外展開を広範囲に支援した。</p>							
	<p>このグローバル・アクセラレーション・ハブと、メンタリングやマッチング、コワーキングスペースの提供といった各種の関連事業が連動し、我が国スタートアップのビジネス拡大を広範囲かつ恒常的に支援していく。</p>		<p>・「スタートアップ・エコシステム拠点都市アクセラレーションプログラム事業」を通じて、内閣府等が選定したグローバル拠点都市及び推進拠点都市8拠点に所在するスタートアップ計157社に対して、分野ごとに特化したアクセラレーションプログラムを地方自治体や大学等と連携して実施するなどして、スタートアップの海外展開及び拠点都市のエコシステム形成やグローバル化に繋げた。</p> <p>2020年度：49社 2021年度：108社</p>							
	<p>(3) 海外ビジネスイベントへの参加 J-Startup企業を中心としたスタートアップのグローバル展開を支援するため、海外のエコシステムと密接である有力なスタートアップ・カンファレンスに出展支援を行い、ピッチ大会への参加や現地メディア・カバレッジの拡大を通して、オール・ジャパンでの発信力を高め、具体的成果の創出を支援する。</p>		<p>(3) 海外ビジネスイベントへの参加 ・J-Startup企業を中心としたスタートアップのグローバル展開を支援するため、海外のエコシステムにおける有力カンファレンスへの出展支援等(計30件)を実施。具体的には、米国のCESなど代表的なイノベーションイベントへの出展のほか、業種別展示会・イベントにも出展し、ピッチコンテストの参加や現地メディア・カバレッジの拡大を通して、オール・ジャパンでの発信力を高め、具体的成果の創出を支援した。</p> <p>2019年度：16件 2020年度：7件 2021年度：7件</p> <p>・2020年度以降、新型コロナウイルスの影響により海外の大規模イベントがオンライン化。その影響で全体のマッチング数が減少する中、海外投資家等のニーズをきめ細かくヒアリングし、分野や目的を絞った独自マッチングイベントをオンラインで開催することにより確度の高いマッチング機会を提供。</p>							
	<p>(4) 人材育成 起業家や大企業で新事業に挑戦する人材に対し、イノベーターとしての意識付けや事業計画の立案の仕方等をテーマとした国内研修プログラムを開催するほか、専門家によるメンタリングを実施する。また、これらの人材をシリコンバレーなどの海外エコシステムに派遣し、現地の投資家や起業家と交流させることを通じて、起業当初よりグローバルで活動する事業モデルを構築できるようなイノベーターの育成を目指す。</p>		<p>(4) 人材育成 ・起業家や大企業で新事業に挑戦する人材に対し、イノベーターとしての意識付けや事業計画の立案の仕方等をテーマとした国内研修プログラムや専門家によるメンタリングを実施。具体的には、「始動 Next Innovator」事業を通じ、計100名に対して国内研修プログラム及びメンタリングを実施。また、計20名をシリコンバレーに派遣して、現地の投資家や起業家との交流を通じて、グローバルな起業家を育成した。</p> <p>・国内研修プログラム及びメンタリング 2019年度：100名 2020年度：100名 2021年度：100名</p> <p>・シリコンバレー派遣 2019年度：20名 2020年度：新型コロナウイルスの影響で延期 2021年度：新型コロナウイルスの影響で延期</p>							

		(5) 情報発信・大学連携等を通じた裾野の拡大活動 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)等の国内関係機関との連携を一層強化し、海外に関心あるスタートアップの発掘に努めるとともに機構の事業への参画を促していく。特に、NEDOとは海外展開に関心のある国内研究開発型スタートアップの紹介を受けるなど一層連携を深める。		(5) 情報発信・大学連携等を通じた裾野の拡大活動 ・新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)と、J-Startupの事務局を共同で運営。 ・また、2020年7月に締結した国内関係機関8機関との連携協定(「Plus “Platform for unified support for startups”」)を活用し、協力機関から海外展開に関心のあるスタートアップの紹介を12件受けるとともに、それらのスタートアップに対して機構の事業への参画を促進。2021年8月から9月にかけては、NEDOと科学技術振興機構(JST)が共催する「イノベーション・ジャパン2021」に出展。大学発ベンチャーに対し、ジェトロの支援メニューの広報も実施した。 ・協力機関からの紹介案件 2020年度:4件 2021年度:8件 ・加えて、宇宙航空研究開発機構(JAXA)との連携を強化し、JAXAが支援するスタートアップに対し、機構の事業等を紹介するセミナーを2021年7月に共催した。			
		また、機構の国内事務所を活用し、地方の大学発ベンチャーを積極的に発掘するとともに、世界各地のエコシステムの動向や我が国スタートアップの海外展開の成功事例をセミナー等を通じて積極的に発信し、裾野の一層の拡大を図る。		・機構の国内事務所を活用し、東北大学内に相談窓口を設けるなど、地方の大学発ベンチャーの発掘に取り組んだ。また、Healthcare Venture Conference KYOTOの開催等を通じて、世界各地のエコシステムの動向や我が国スタートアップの海外展開の成功事例を積極的に発信し、裾野の一層の拡大を図った。			
		(6) SDGs型スタートアップ支援 グローバルで社会課題解決を目指すスタートアップに対して、我が国の優位性を発揮する分野を特定し、新興国を中心とした現地でのルール形成やビジネス創出を双方向で一貫支援することでSDGs分野におけるイノベーション創出を進める。		(6) SDGs型スタートアップ支援 ・グローバルで社会課題解決を目指すスタートアップに対して、新興国を中心とした現地でのビジネス創出を目指し、支援した。具体的には、2019年10月、現地でのビジネス機会の提供を目的に、インドネシア・ジャカルタにミッションを派遣。「Tech in Asia Conference」(来場者約6,000人、出展社数約300社)でのブース出展やスマートシティ視察(4社参加)を実施。 ・また、2020年10月には日本のスタートアップが直接コンタクトすることが難しいインドネシアの財閥グループと日本のスタートアップとのオンラインマッチング・イベントを開催した(参加企業・団体11社(うち、J-Startup3社)、商談件数14件/要フォローアップ商談件数5件)。			
		またSDGs等の国際アジェンダに関する情報発信と関係機関との連携を押し進める。		・2025年日本国際博覧会協会との共催で、SDGs達成に向けた国内外企業による「共創」の重要性およびイノベーション創出拠点としての関西の魅力を発信することを目的にオンライン・シンポジウムを2020年3月に開催。海外45カ国163名を含む1,190名が参加。			
③ オープンイノベーションの推進 成長戦略実行計画(2020年7月17日)においては、政府は、日本企業の企業文化を変革するきっかけとして、新興国企業との新事業創出を「アジアDXプロジェクト」として推進しており、経済産業省はじめ関係省庁の連携の下、最初のパイオニア的企業数社をピックアップし、リーディングモデルを創出することが目標として掲げられている。日本貿易振興機構においても、2019年12月にはデジタルトランスフォーメーション推進チームを立ちあげ、在外公館	1-3. オープンイノベーションの推進 成長戦略実行計画(2020年7月17日)において、政府は、日本企業の企業文化を変革するきっかけとして、新興国企業との新事業創出を「アジアDXプロジェクト」として推進しており、最初のパイオニア的企業数社をピックアップし、「同僚・同僚効果(Peer Effect)」を起こすリーディングモデルを創出することが政府目標として掲げられている中、ジェトロには新興国等の海外企業と日本企業との協業・連携促進が期待されている。このため、急速にデジタル技術の導入	・オープンイノベーション推進のための海外での協業・連携案件の成功件数:中期目標期間中11件以上。2021年度に5件、2022年度に6件。 ・オープンイノベーション推進のための海外での協業・連携案件の支援件数:中期目標期間中に108件以上。2021年度に50件、2022年度に58件。 <評価の視点> ・定量的指標を達成しているか。 ・上述のアウトカムの実現が図られているか。	<主要な業務実績> ・2020年の成長戦略実行計画での「アジアDXプロジェクト」に呼応し、2020年5月にアジアのスタートアップ等企業と日本企業との協業連携支援を目的とした「DXプラットフォーム」を開始。2021年2月にはデジタル・グリーン分野の協業・連携案件の組成を包括的に支援するプラットフォームとして、「ジャパン・イノベーション・ブリッジ(J-Bridge)」を立ち上げ。2021年度には欧州・米国・オーストラリアにも活動を広げ、2022年度はアフリカも重点地域に追加。 ・これらの活動を通じ、2021年度~2022年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。 ・海外での協業・連携案件の支援件数 2021年度:92件 2022年度:58件(予定) ・海外での協業・連携案件の成功件数 2021年度:6件				

<p>と協働し、有望な新興国企業の発掘や現地政府との調整支援など、新興国企業と日本企業との連携を促進していくことが求められている。日本企業のニーズや課題と、イノベーションな海外企業のソリューションを組み合わせることを通じて、海外でのオープンイノベーションを推進する。</p>	<p>が進むアジア地域やその他先進地域において、日本企業の製品・サービスへのデジタル技術の実装を加速させるため、スタートアップ等の海外企業との協業・連携を進める。支援に当たっては、2019年12月に立ち上げたデジタルトランスフォーメーション推進チームが事務局となり、日本企業とイノベーションな海外企業をつなぐプラットフォームを設置し、デジタル分野やグリーン分野などを中心にスタートアップ等有望企業の情報収集・ネットワークの構築を進める。これらの活動を通じて、中期目標で定められたオープンイノベーション推進のための海外での協業・連携案件の成功件数11件については、2021年度に5件、2022年度に6件の達成を目指す。令和2年度補正予算(第3号)により追加的に措置された交付金については、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)における対日直接投資の促進など海外活力の取込みのために措置されたことを認識し、アジア地域のデジタル技術関係企業とのネットワーク構築事業に活用する。</p>		<p>2022年度：6件(予定)</p>			
	<p>(1) ハンズオン支援 海外企業との協業・連携に関心のある日本企業のプラットフォームへの登録を進め、海外事務所へ外国企業の情報収集・ネットワーク構築のための新たな機能を付加し、協業・連携を深めるためにハンズオン支援を実施する。具体的には、ワンストップ相談窓口を設置し、有望案件に対して簡易市場調査、海外企業、投資家、政府支援機関等の紹介、土壌専門家への相談を行う。</p>		<p>(1) ハンズオン支援 ①2020年度より、海外企業との協業・連携に関心がある企業をオープンイノベーション・プラットフォーム(OIPF)メンバーとして登録を進め、2021年2月のJ-Bridge立ち上げに伴い、改めてJ-Bridge会員として登録。年度末時点の会員数はそれぞれ以下の通り。 2020年度：約400名(OIPFメンバー、J-Bridge会員と異なり認定要件なし) 2021年度：662社842名(大企業64.0%、中堅・中小・SU34.1%、団体等2.0%) ②重点地域・国の事務所ネットワークを基盤に協業・連携コーディネーターや補助要員、土壌等専門家を配置し、スタートアップ等海外企業の情報収集、発掘や、日本企業との協業連携支援体制を整備。またJ-Bridge会員専用のオンラインフォーラムを立ち上げ、ワンストップで情報提供や企業相談への対応、各種支援の提案などを行う体制も構築。 イ) 重点地域・国は以下の通り。 2021年度：東南アジア、インド、イスラエル、オーストラリア、欧州、米国 2022年度：東南アジア、インド、イスラエル、オーストラリア、欧州、米国、アフリカ ロ) 日本企業の課題解決に向け、海外スタートアップ等企業とのマッチングや協業連携協議の支援等を行うリバーシビリティーイベントを以下の通り実施。 2021年度：9件 ハ) 東南アジアやインドの協業・連携を通じた社会課題解決等を目的に、それら国・地域企業との協業・案件の深化を図る実証事業を実施。各年度における採択件数は</p>			

			以下の通り。 2020年度：34件 ※日ASEAN（第1回、2年）：23件、パ ルチエーション（2年）：11件 2021年度：28件 ※日ASEAN（第2回、2年）：17件、イン ド（1年）：11件			
	(2)地域と海外企業とのネット ワーク構築 東京に加え、地域の中堅企業 等に対しても、ネットワーク 構築のための支援を行う。具 体的には、スタートアップ・ エコシステムのグローバル 拠点都市等において、国内事 務所に常駐のコーディネー ターを配置し、本部と密接に 連携しながら海外企業との マッチングを支援する。ま た、日本企業と海外企業のマ ッチングについては、他企業 や他支援機関とも連携を行 う。		(2) 地域と海外企業とのネットワーク構築 ・地域企業に対する協業・連携支援を行うため、国内事務 所に常駐のコーディネーターを以下の通り配置。既存 のJ-Bridge 会員へのヒアリングに加え、管轄地域の有 望企業の発掘や、J-Bridge 関連イベントを通じた情報 発信を行い、新規会員獲得に貢献した。 2021年度 大阪、名古屋、福岡 2022年度 大阪、名古屋、福岡（予定）			
	(3) 海外企業との協業・連携 のベストプラクティスの普 及 オンラインイベントプラッ トフォームとして、「DXブ ラットフォーム(DXPF)」な どを整備し、オープンイノ ベーションにかかるベスト プラクティスや海外企業との 連携事例、海外有望企業の紹 介などを通じた国内企業の DXやオープンイノベーシ ョンに向けた機運の醸成、取 り組みの深化を図り、国内企 業への「同僚・同士効果 (Peer Effect)」を狙う目的 で、アジアDXに取り組むバ イオニア企業と連携したセ ミナー等を開催する。またD X関連の支援策やビジネス 情報を紹介する「DXポータ ルサイト」において、海外企 業・市場情報の提供や DXPF イベントの紹介を通 じて、海外企業との協業・連 携に関心を持つ日本企業の 裾野拡大に寄与する。		(3) 海外企業との協業・連携のベストプラクティスの普及 ・2020年5月、海外事務所と日本企業のオープンイノ ベーションにかかるベストプラクティスや連携事例、海 外市場や有望企業の紹介などを行うオンラインビジネ スプラットフォームである「DX プラットフォーム (DXPF)」を立ち上げ。2021年度以降のDXPFの開 催件数は以下の通り。 2021年度：99件（ベトナム19件、インド14件、シ ンガポール11件、欧州10件、イスラエル 9件、インドネシア8件、米国7件、オ ーストラリア、マレーシア各5件等）			

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1-2 農林水産物・食品の輸出促進

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	農林水産物・食品の輸出促進【重点化項目】		
関連する政策・施策	対外経済（農林水産物・食品輸出）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本貿易振興機構法 第12条第1～5号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 経済産業省：0368

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度		元年度	2年度	3年度	4年度
輸出成約金額（見込含む）（計画値）	中期目標期間中に1,100億以上	2015～2017年度実績：811億円	275億	275億	275億	275億	予算額（千円）	11,257,800千円	9,262,070千円	9,551,736千円	
（実績値）	—	—	497億	294.2億	375.9億		決算額（千円）	10,331,849千円	7,912,792千円	8,136,889千円	
（達成度）	—	—	180.8%	107.0%	136.7%		経常費用（千円）	10,360,239千円	7,846,965千円	8,101,554千円	
輸出支援件数（延べ社数）（計画値）	年平均4,160件以上	2015～2017年度実績：年平均4,962件	4,160件	4,160件	4,160件	4,160件	経常利益（千円）	△35,146千円	75,655千円	96,639千円	
（実績値）	—	—	5,213件	4,417件	5,239件		行政コスト（千円）	11,793,422千円	7,877,099千円	8,130,640千円	
（達成度）	—	—	125.3%	106.2%	125.6%		従事人員数	1,757人の内数	1,803人の内数	1,859人の内数	
プロモーション参加事業者の対象品目・対象地域向けの年間輸出額の前年度比	前年度比112%以上	—	前年度比112%以上	前年度比112%以上	前年度比112%以上	前年度比112%以上					
（実績値）	—	—	98%	112.6%	137.1%						
（達成度）	—	—	87.5%	100.5%	122.4%						

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
「未来投資戦略 2018」において「2019年に農林水産物・食品の輸出額1兆円」という目標が掲げられている。CPTPPや日EU・EPAなどのメガFTAの発効を踏まえ、日本貿易振興機構は、前中期目標期間で培った知見と国内外のネットワークを生かし、政府、地方自治体、業界団体等と連携して、農林	2. 農林水産物・食品の輸出促進 政府の「未来投資戦略 2018」に掲げられた「2019年に農林水産物・食品の輸出額1兆円」の目標達成に貢献するため、政府の「農林水産物・食品の輸出力強化戦略」に基づく事業者への総合支援と日本食品海外プロモーションセンター（以下	<主な定量的指標> ・ 輸出成約金額（見込み含む）：中期目標期間中に1,100億以上。年平均275億円。 ・ 輸出支援件数（延べ社数）：年平均4,160件以上。 <その他の指標> ・ 生産者・事業者間のネットワーク構築や輸出未開拓市場の獲得など、難易度の高い事業に挑	<主要な業務実績> ・ 輸出成約金額 2019年度：497億円 2020年度：294.2億円 2021年度：375.9億円 ・ 輸出支援件数 2019年度：5,213件 2020年度：4,417件 2021年度：5,239件	<自己評価> 評価：B 【量的成果の根拠】 定量的指標で中期目標及び中期計画に掲げる目標値を概ね達成及び達成見込み。 【質的成果の根拠】 (1) 政府目標の達成に貢献 政府の「未来投資戦略 2018」に掲げられた「農林水産物・食品の輸出額1兆円」の目標達成に貢献するため、	評価 B <評価に至った理由> 第五期中期目標及び中期計画に掲げる定量的指標を当期間中に概ね達成する見込みであるものと認められるとともに、質的にも所期の目標を達成していると認められるため、B評価と判断した。 根拠となる主な成果は以下のとおり。	評価

<p>水産物・食品の輸出を推進する。特に各都府県産品等の輸出を支援する役割を担う地方自治体に対して、日本貿易振興機構が政府関係省庁・団体等と連携してオール・ジャパンで取り組んできた輸出支援の知見・ノウハウを共有することで、地方自治体間の効果的な PR 連携を促すとともに、農林水産物等の更なる輸出支援機会の提供に繋げていく。</p> <p>その際、「農林水産物の輸出強化戦略」に基づく支援の着実な実施と質的向上に努めることで成果の最大化を図るとともに、日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）による戦略的な日本産品のマーケティングをうまく運動させていく。</p> <p>（商流構築支援の強化）日本のブランドの訴求力を高め、より効果的な輸出支援を展開するため、これまで行ってきた商流構築支援と情報発信を強化する。具体的には海外市場のニーズに応じた輸出商品のコンサルティング機能の強化、海外バイヤーのニーズに応じた柔軟な商流構築の機会の構築を行っていく。</p> <p>（制度的対応への支援）規制緩和や強化、証明書発行体制の整備等、輸出関連の制度的対応ニーズを把握し、政府への働きかけを行うとともに、制度的対応が行われたタイミングをとらえて市場開拓支援事業を展開するなど、制度的対応支援から具体的なビジネス促進までの一貫した支援に引き続き取り組む。</p> <p>（生産者・事業者間のネットワーク構築支援）輸出に新たな活路を見出すことは、我が国農林水産業・食品産業の従事者にとって喫緊の課題となっているものの、リスクをとって輸出に取り組む農林漁業者・食品製造業者等は未だ限定的な状況にある。将来的な輸出産業としての基盤を強固なものにするために、小規模な単位で生産・製造を行う生産者や事業者間のネットワーク構築あるいはグループ化を図り、実際の取引獲得に向けて貢献していく。</p>	<p>「JFOODO」というのプロモーションを運動させながら、中期目標で定められた輸出成約金額 1,100 億円（見込含む）については、2019～2022 年度の毎年度 275 億円の達成を目指す。</p> <p>令和元年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年 12 月 5 日閣議決定）の経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援を図るため行う海外展開支援等のために措置されたことを認識し、地域産品の海外におけるプロモーション事業のために活用する。</p> <p>令和2年度補正予算（第3号）により追加的に措置された交付金については、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年 12 月 8 日閣議決定）における対日直接投資の促進など海外活力の取込みのために措置されたことを認識し、地域産品の海外販路開拓のための現地支援及び現地プロモーション事業に活用する。</p> <p>令和3年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年 11 月 19 日閣議決定）における中小企業等の足腰強化と事業環境整備のために措置されたことを認識し、マーケティング調査及びプロモーション事業に活用する。</p>	<p>戦し、輸出成約に繋げていく。（関連指標：ネットワーク構築件数及び輸出成約金額、輸出未開拓市場への海外展開成功件数及び輸出成約金額）</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 定量的指標を達成しているか。 上述のアウトカムの実現が図られているか。 	<ul style="list-style-type: none"> プロモーション参加事業者の対象品目・地域向けの年間輸出額の前年度比 2019 年度：98％ 2020 年度：112.6％ 2021 年度：137.11％ <p>（関連指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ネットワーク構築件数及び輸出成約金額 2019 年度：16 件、4 億 8,390 万円 2020 年度：11 件、3 億 2,372 万円 2021 年度：5 件、3 億 1,540 万円 輸出未開拓市場への海外展開成功件数及び輸出成約金額 2019 年度：8,485 件、88 億 6,541 万円 2020 年度：4,587 件、93 億 5,557 万円 2021 年度：6,313 件、107 億 9,269 万円 政府等への情報提供件数 2019 年度：23 件 2020 年度：26 件 2021 年度：21 件 	<p>国内外事務所が一丸となりオール・ジャパンで商談機会の拡充に取り組んだ結果、同目標は 2021 年に達成された。また、新たな政府目標である「2030 年輸出 5 兆円目標」の実現に向けて、ジェトロ・JFOODO は「輸出拡大実行戦略」に基づき、品目団体等との意見交換・要望聴取のための会議体を設置し、マーケティング戦略の策定等を支援した。</p> <p><輸出成約金額> 2019 年度：497 億円 2020 年度：294.2 億円 2021 年度：375.9 億円</p> <p>（2）コロナ禍での成果創出の工夫 コロナ禍の影響を受けることとなった 2020 年度以降は海外見本市やバイヤー招へいなどのリアル事業が実行不能になる中、遠隔商談にも対応する「デジタルパビリオン」として見本市出展支援を継続させたほか、常時オンライン商談や日本側事業者の現地代理店や取引先等の協力を仰ぐ形での出展を前提とした「現地完結型商談会」等に取り組み、販路開拓・商流構築の手法をデジタル・シフトし、新たな支援形態の 1 つとして確立させて成果を創出した。</p> <p><デジタルツールを活用したオンライン商談会> 2020 年度：43 件 2021 年度：14 件</p> <p>（3）新興市場の開拓 将来的な輸出先有望市場の開拓に向けて、欧州、ASEAN、中東等の国・地域において、キャラバン形式での商談会、市場視察、見本市へのジャパンパビリオン出展等を行った。</p> <p><輸出未開拓市場への海外展開成功件数> 2019 年度：8,485 件 2020 年度：4,587 件 2021 年度：6,313 件</p> <p>また農林水産省からの要請を受け、海外有望市場（ベトナム）における商流調査や、ベジタリアン・ヴィーガン市場に関する調査（英・仏・独）等、事業者等の新たな輸出に向けた関心喚起等に繋がる情報提供を実施した。</p> <p>（4）輸出振興の中核機関として国内、海外の事業者ネットワーク構築 国内においては、農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）に積極的に参画し、ジェトロの地方事務所による地元事業者等への支援・協力や交流イベント等に関与するとともに、事業者等と輸出商社とのマッチング機会の提供等も実施することで、輸出実現に向けて事業者間の有機的連携が促進されるよう貢献した。海外においては、輸入商社・卸売業者との連携に加えて、小売店、レストランなどを日本食材サポーター店として認定（2021 年度末までに 8,133 店登録）し、需要拡大のための現地プロモーション支援等を実施した。</p> <p>（5）JFOODO による日本食品の海外プロモーション 海外における日本産農林水産物・食品のブランド力向上に向けて、①政府戦略を踏まえた対象品目の増加、②消費者視点によるプロモーションの実施（現地消費者が求めるマーケットインに加え、新たな市場を創出するマーケットメイクの視点によるプロモーションを実施）、③プロモーション効果を最大化するため、ジェトロが持つリソースの最大限の活用などを通じて JFOODO によるプロモーションの参加事業者との連携を深めた。一例として、JFOODO の品目別プロモーション施策の一環で制作した各種動画コンテンツや POP 等を、ジェトロが実施する海外見本市や商談会等の事業内においても活用することで、来場バイヤーへの PR 効果や商談成果を高めるなどの工夫・連携を行った。その他、JFOODO は国税庁と共に「日本酒輸出用標準的裏ラベル」および同ラベル自動製作システムを開発。日本酒の更なる輸出</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国内外事務所が一丸となった取組により、「未来投資戦略 2018」に掲げられた政府目標は 2021 年に達成した。 コロナ禍でリアル事業が困難になる中、販路開拓・商流構築の手法をデジタル・シフトし、新たな支援形態の 1 つとして確立させて成果を創出した。 新たな市場改革の取組として輸出先有望市場での商談会や市場視察、商流調査等を行い、事業者の関心喚起等につながる情報提供を実施した。 農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）への積極的な参画や、事業者間の連携を促すマッチング事業、海外での日本食材サポーター店の認定等、国内外のネットワーク構築に貢献した。 JFOODO による日本食品の海外プロモーションを通じて象徴的な成功事例を創出した。 以上を踏まえて、質的にも所期の目標を達成していると認められるため、当該項目の評定は B とした。 <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出の裾野拡大による商流網の拡大、海外現地における消費需要の掘り起こしが課題。 認定輸出品目団体、地方自治体等と連携した支援の強化に努められたい。 <p><その他事項></p> <p>経営に関する有識者からの意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍でデジタルパビリオン等オンライン商談会や現地完結型商談会により、販路開拓、商流構築の手法をデジタル・シフトし成果を創出したことを評価。 輸出振興中核機関として国内外の事業者ネットワーク構築の取組、国内外でプロモーション支援を実施し、卸、商社、小売、外食の連携に貢献したことを評価。 新興市場の開拓として将来的な輸出先有望市場の開拓に向け、キャラバン形式の商談会、市場視察、見本市へのジャパンパビリオン出展等など質の高い取組を実施したことを評価。
	<p>2-1. 農林水産物・食品事業者の海外展開支援 海外展開に取り組む事業者に対して、海外企業との商流構築機会の提供、専門家による個別企業へのハンズオン支援、輸出事業者の育成、海外市場情報の発信・提供など、総合的な支援事業を実施する。これらに加えて、海外 EC サイトの活用、外食関連産業等との連携や、地方創生の観点から地方自治体等との連携を通じた事業も併せて実施する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ジェトロでは、前中期期間から政府の「輸出力強化戦略（2016 年 5 月）」や「輸出拡大実行戦略（2020 年 11 月）」等に基づき、国内外事務所が一丸となってオール・ジャパンでの輸出促進の取組みを実施。海外見本市へのジャパンパビリオン出展、国内外での商談会（オンライン商談を含む）の開催等を通じて、効果的に国内の事業者への商談機会の提供を行うとともに、更なる輸出拡大に向けた事業者の育成、海外市場情報の発信・提供等も積極的にを行い、総合的な輸出支援事業を着実に実施した。また、農林水産省が推進する輸出拡大プロジェクト（GFP）への支援機関としての参画や国内商社等とのマッチング機会の提供等も通じて事業者間のネットワーク構築に貢献したほか、輸出未開拓市場の獲得を意図した各種商談機会の提供等も併せて行うことで、将来的な輸出先有望市場の開拓にも貢献した。加えて、「自民党農産物輸出促進対策委員会」等にも出席し、関係省庁や品目団体等と一体的に農林水産物・食品の輸出促進に取り組んだ。 特に、2021 年 10 月には、「輸出拡大実行戦略」に基づき、品目団体等の主体的活動を支援すべく、団体等の意見・要望を聴取し、ジェトロの支援事業に反映させるための枠組み（運営審議会・農林水産物・食品輸出促進分科会）を設置し、海外では「農産品輸出支援プラットフォーム」の立ち上げに向けた準備を進めるなど、国内・海外双方において、関係機関と一体となった支援体制の構築に参画する等、政府目標の達成に向けた貢献を行った。 		

	<p>(1) 商流構築支援 政府の「国別・品目別輸出戦略」に基づいて、海外見本市・展示会への出展支援、国内外での商談会開催等を通じて、国内の事業者と海外企業との商流を構築するための機会を提供する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 海外見本市への出展、国内外での商談会（オンライン商談を含む）等を実施し、事業者の販路開拓、商流構築を支援した。支援に際しては、ジェトロの国内外事務所のネットワークを最大限活用し、きめ細かな支援を実施した。 <table border="1" data-bbox="1041 247 1531 489"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>海外見本市（うちオンライン）</th> <th>海外商談会</th> <th>国内商談会</th> <th>オンライン商談会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019</td> <td>21件</td> <td>23件</td> <td>47件</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>11件（6件）</td> <td>23件</td> <td>22件</td> <td>43件</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>11件（1件）</td> <td>4件</td> <td>0件</td> <td>27件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 海外見本市・海外見本市への出展による商流構築・販路拡大支援海外で開催される農林水産物・食品分野の見本市にジャパンパビリオンを設置し、輸出に意欲的な我が国企業等の海外販路拡大を支援した。 海外商談会・海外商談会の開催による商流構築・販路拡大支援輸出志向のある農林漁業者等と現地流通事業者との商談会を海外において開催した。 国内商談会・海外販路の確保・拡大に取組む農林漁業者等と海外の有力バイヤーとの商談会を国内で開催。商談会等に併せて、海外バイヤーに対する日本産農林水産物・食品のPR等も実施した。 オンライン商談会・なお、2020年度からはコロナ禍での販路開拓支援を余儀なくされたことから、対面型商談の代替手段として、デジタルツールを活用したオンラインの商談支援等にも積極的に取組み、新たな支援形態の一つとして確立させた。 特に、海外見本市への出展支援事業では、費用対効果分析や事業者ニーズに基づき、大きな成果創出が期待できる海外見本市・展示会に対して優先的にリソースを投入することとし、とりわけ、コロナ禍の影響を受けることとなった2020年度以降においても、事業者にとって重要な商談機会を継続提供すべく、従来の見本市会場内での対面型商談に加えて、オンライン会議システムを用いた遠隔商談にも対応する「デジタルパビリオン」としての見本市出展支援を継続させたほか、商談会事業においても、日本側事業者の現地代理店や取引先等の協力を仰ぐ形での出展を前提とした「現地完結型商談会」等にも取組み、コロナ禍においても事業者等への継続的な支援を提供できるよう創意工夫を行った。 	年度	海外見本市（うちオンライン）	海外商談会	国内商談会	オンライン商談会	2019	21件	23件	47件	-	2020	11件（6件）	23件	22件	43件	2021	11件（1件）	4件	0件	27件	<p>拡大に向け、海外の消費者が好みの商品を“選択しやすくする仕組み”を構築した。ジェトロ地方事務所のネットワークも通じて各地の酒蔵等に当該ラベルn広報・利用を促し、2022年3月末時点で112社が利用した。今後も更なる利用者拡大やサービス充実を図る。</p>		
年度	海外見本市（うちオンライン）	海外商談会	国内商談会	オンライン商談会																						
2019	21件	23件	47件	-																						
2020	11件（6件）	23件	22件	43件																						
2021	11件（1件）	4件	0件	27件																						
	<p>特に、非日系の海外バイヤーや国内商社とのネットワーク構築の支援を一層強化することで、事業者のビジネス機会を拡大する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 日本国内各地での商談会、商社マッチング（オンライン商談を含む）を実施し、国内事業者等に海外バイヤーや国内輸出商社との商談機会を多数提供した。 国内商談会数（オンライン商談含む） 2019年度：47件 2020年度：65件 2021年度：19件 輸出を目指す事業者間のネットワーク構築支援を図るべく、2018年度にスタートした政府の農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）に対して積極的に参画。主に、ジェトロの国内事務所による地元事業者等への支援・協力や交流イベント等にも関与するとともに、事業者等と輸出商社とのマッチング機会の提供等も実施することで、輸出実現に向けて事業者間の有機的連携が促進されるよう貢献した。 																							
	<p>また、同戦略の下で、「新興市場」とされる欧州、ASEAN、中東、南米等をはじめとした</p>		<ul style="list-style-type: none"> 将来的な輸出先有望市場の開拓に向けて、欧州、ASEAN、中東等の国・地域において、キャラバン形式での商談会、市場視察、見本市へのジャパンパビリ 																							

		<p>国・地域(品目ごとに異なる)において、十分開拓されていない市場(以下、輸出未開拓市場)での新たな商流構築支援についても取り組む。</p>		<p>オン出展等を行ったほか、新たな輸出有望商品群として期待される栄養補助食品やオーガニック食品等にも着目した輸出支援事業も実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出未開拓市場向け事業 2019年度：23件 2020年度：15件 2021年度：50件 海外バイヤーからの個別引合対応(インクワイアリーサービス)やコロナ禍の影響を受けることとなった2020年度以降の取組みである常時オンライン商談マッチング等、海外バイヤーからの個別引合に常時、対応するマッチング事業に取組むとともに、日本側事業者の商品情報等をデータベースに集約する等して、海外バイヤーに対する商品提案等も行える体制を整えることで更なる商談機会の提供に繋げる仕組みを構築した。これら様々な支援スキームについては、Eニュースレターの発行等も併せて実施することで、事業者等に対して広く支援の周知を図った。 2020年度、ベジタリアン・ヴィーガン市場の拡大が見込まれる欧米市場において実施した調査結果をHP上にて公開し、ヴィーガン市場開拓に向けた情報発信を行った。 日本産食品サポーター店制度の認定店舗をはじめとする外食関連産業との連携にも取組み、世界各国にサポーター登録数を飛躍的に拡大させた。とりわけ、コロナ禍の影響を受けた2020年度以降では、日本産食材の商流の維持・強化に資するため、ジェトロ海外事務所、日本産食材サポーター店、輸入商社等による日本産食材の現地プロモーション支援等を実施した。 日本産食品サポーター店制度の認定店舗数 2019年度：4,664件 2020年度：5,957件 2021年度：8,133件 																											
		<p>(2) 個別企業へのハンズオン支援 海外展開に取り組む事業者の輸出商品や経営状況にあわせて、輸出戦略の策定から、パートナーの発掘、輸出契約の締結まで、専門家によるシームレスなコンサルティングなどの実践的な支援を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 個別企業へのハンズオン支援として、専門家(輸出プロモーター)が、輸出実現に大きな可能性を有する事業者に対し、専門家が有する知見・ネットワークを活用し、事業者の輸出にかかる現状とニーズを把握した上で各種指導・アドバイスを実施。海外販路開拓・拡大、継続取引の実現を目指した。実施にあたっては、支援企業が自力で輸出できる体制を構築できるよう、「支援企業の成約創出」を最優先課題として取組んだ。 ハンズオン支援件数 2019年度：225件 2020年度：218件 2021年度：290件 																											
		<p>(3) 輸出事業者の育成と情報発信・提供 海外市場の情報を積極的に発信することを通じて、生産者・事業者の輸出へのさらなる関心を喚起し、潜在的な輸出需要の掘り起こしを図る。また、海外展開に関する知識やノウハウの普及を図り、一層の輸出事業者の育成や輸出に取り組む生産者・事業者間のネットワーク構築支援を行う。このために、輸出の経験がない生産者・事業者を含めて、意欲と熱意のある生産者・事業者のグループ化を行うとともに、個別引合情報の紹介スキーム等の枠組みを通じて、輸出供給力の強化</p>		<ul style="list-style-type: none"> 輸出に関心のある事業者等に対して、海外マーケットセミナー、品目別輸出セミナーを全国各地(ならびに、オンライン)で行い、効率的な輸出の実現に向けて、国別・品目別に必要とされる情報提供を実施した。 <table border="1" data-bbox="1041 1583 1501 1719"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>海外マーケットセミナー実施回数</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019</td> <td>54回</td> <td>3,055名</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>21回</td> <td>10,440名</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>11回</td> <td>2,092回</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1041 1745 1501 1881"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>品目別輸出セミナー</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019</td> <td>27回</td> <td>591名</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>30回</td> <td>1,435名</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>20回</td> <td>1,963回</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> また、輸出に取り組むに当たり必要なノウハウ・準備等に関する情報を提供するため、商談スキルセミナーを 	年度	海外マーケットセミナー実施回数	参加者数	2019	54回	3,055名	2020	21回	10,440名	2021	11回	2,092回	年度	品目別輸出セミナー	参加者数	2019	27回	591名	2020	30回	1,435名	2021	20回	1,963回			
年度	海外マーケットセミナー実施回数	参加者数																													
2019	54回	3,055名																													
2020	21回	10,440名																													
2021	11回	2,092回																													
年度	品目別輸出セミナー	参加者数																													
2019	27回	591名																													
2020	30回	1,435名																													
2021	20回	1,963回																													

	<p>や裾野の拡大を図り、輸出の拡大につなげる。</p> <p>さらに、農林水産物・食品の輸出に関するワンストップの相談窓口を通じて、輸出先国・地域に関する規制、現地パートナー等の情報を提供することとし、これらの活動の基礎となる情報を、国内外拠点や専門家の知見等を活用して収集する。</p>		<p>全国各地で開催し、事業者等の能力向上に努めた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施回数</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019</td> <td>38回</td> <td>764名</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>25回</td> <td>604名</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>8回</td> <td>3,251回</td> </tr> </tbody> </table> <p>・なお、2020年度からは、オンライン商談実施にかかる知識・ノウハウ等の普及にも対応するべく、「オンラインによる商談のスキル」と「オンライン商談のシナリオ」等を新たに作成・共有することで、事業者等によるコロナ禍における商談対応能力向上の一助とした。</p>	年度	実施回数	参加者数	2019	38回	764名	2020	25回	604名	2021	8回	3,251回			
年度	実施回数	参加者数																
2019	38回	764名																
2020	25回	604名																
2021	8回	3,251回																
	<p>併せて、現地日系企業が実際に不利益や不都合を被っている相手国の規制・制度など、制度的対応ニーズを把握し、随時関係省庁や在外公館等に情報提供を行い、必要に応じてこれら機関と連携して当該国政府に対する規制緩和要求等に協力する。</p>		<p>・また、相手国の規制や制度により事業者等が現地で不利益や不都合を被っている状況に対して、個別に相手国政府等に働きかける上で必要となる事業者等からの情報収集や、関係省庁への情報共有等も行い、関係機関と連携しながら事業者等が抱える課題の解決に取り組んだ。</p> <p>・政府等への情報提供件数（再掲） 2019年度：23件 2020年度：26件 2021年度：21件</p>															
<p>（日本食品の海外プロモーションによる輸出促進） 2017年に新たに立ち上げたJFOODOは、日本貿易振興機構が持つリソースを最大限活用しつつ、海外における日本の農林水産物・食品のブランディングのため、日本産農林水産物・食品のオール・ジャパンでのプロモーションを行う。それを通じて、将来民営化することを視野に、事業者の関心を外需創造に向けたための象徴的な成功事例の創出に努める。また次期中期目標において、対象品目の輸出額全体に効果を波及できるよう、課題解決に向けた提案などの取組を行う。</p>	<p>2-2. 日本食品の海外におけるプロモーション 海外市場において日本食品の新たな市場を創造するために、JFOODOは消費者や飲食事業者向けのプロモーションを実施し、日本産農林水産物・食品のブランディングを図る。 JFOODOによるプロモーションに積極的に参加する事業者との連携を深め、将来的な民営化を視野に象徴的な成功事例の創出に努める。</p>	<p><主な定量的指標> ・JFOODOのプロモーション参加事業者の対象品目・対象地域向けの年間輸出額：前年度比112%以上</p> <p><その他の指標> ・JFOODOの対象地域における対象品目について、プロモーションにより輸出額全体が伸びているかチェックし、プロモーションの効果を波及できるよう、課題解決に向けた提案などの取組を行うとともに、象徴的な成功事例の創出に努める。 （関連指標：対象地域における対象品目の輸出額の伸び率（対前年度比）、象徴的な成功事例）</p> <p><評価の視点> ・定量的指標を達成しているか。 ・上述のアウトカムの実現が図られているか。</p>	<p>・日本産農林水産物・食品の海外におけるブランディングに向け、オール・ジャパンでのプロモーションを企画・実施した。2019～2020年度においては前中期中期から引き続き、和牛、水産物、日本茶、米粉、日本酒、日本ワイン、クラフトビール（新型コロナウイルスの影響により2021年度は休止）の5品目7テーマを取り組み対象品目に位置づけ、日本各地の事業者ニーズも踏まえつつ各種プロモーション施策を実行した。2021年度においては、日本政府の「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（2020年11月）」および当該戦略で定められた重点27品目等を踏まえて取り組み対象品目を追加（※）。関係省庁や品目団体等とも密に情報交換を行いながら連携して事業を実施した。</p> <p>（※）青果物、味噌、コメ、豚肉・鶏肉・鶏卵、かんしよ、切り花、本格焼酎、乳製品、バックライス等について、2021年度に随時現地市場調査やテストマーケティングを実施。2022年度は青果物（品目団体からの受託）、コメ、本格焼酎についてプロモーション施策を実行。</p> <p>・JFOODOのプロモーション参加事業者の対象品目・対象地域向けの年間輸出額の伸び率 2019年度：98% 2020年度：112.6% 2021年度：137.1%</p> <p>・品目別の取り組みにおいては、事前の市場分析等に基づきプロモーションのコンセプトやポジショニング、コアターゲット等を設定し、消費者の認知・興味・関心・購入意向・購入・再購入へと至る各段階に応じた各種施策を組み合わせて実施。認知拡大施策の一例として、米国における和牛プロモーションにおいて、2020～2021年度にかけて制作した動画の再生回数が100万回を超えるなど、広く現地消費者に日本産の特長を訴求した。</p>															
	<p>中長期的な市場性も踏まえて有望品目と対象地域を選定し、それぞれのプロモーション戦略を策定する。戦略の実施においては、主に統合的なマーケティング・コミュニケーション（広告、販売促進、PR等）の実行を通じて消費者や飲食事業者等の行動変容を促し、対象品目の購買行動に導く。これによって、日本食品の新たな市場を創造</p>		<p>・海外市場において日本産農林水産物・食品の新たな市場を創造するため、消費者や飲食事業者向けの各種プロモーションを実施。日本産農林水産物・食品のブランディングを図った。</p> <p>・2020年度の和牛プロモーションにおいては、日本和牛こそが他国産とは異なる「本物の和牛」である点を現地消費者へ分かりやすく伝えるため、動画コンテンツ「和牛100%.TV～日本和牛のこだわりの秘密を巡る旅～」を制作。WEBサイトやSNSを通じた情報発信の結果、国内外メディアでも取り上げられ、動画再生回数は160万回超と日本和牛の特長を多くの消費</p>															

		<p>する。 なお、プロモーションに際してはジェトロが持つリソースを最大限活用し、JFOODO の施策に合わせて、民間事業者が同時に小売店等において自社商品の販売促進を行うよう促すことで、効果の最大化を図る。</p>		<p>者に発信した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2021 年度は、従来から実施してきた品目・地域に加え、日本政府の「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（2020 年 11 月）」で設定された重点品目等のプロモーションに新たに取り組むとともに、品目団体等の要請に応じ、同団体等のマーケティング戦略の策定・実施の支援や、海外富裕層を対象としたプロモーションを中長期的な視点も踏まえて実施した。プロモーションの効果を最大化するため、ジェトロ国内事務所が有する各地域の生産者・事業者等のネットワーク及び海外事務所が有する対象国での有望バイヤー等とのネットワークなど、ジェトロが持つリソースを最大限活用した。 また、現地商慣行など現地商流拡大のために必要なノウハウを収集・蓄積し、輸出に取り組む生産者・事業者への情報提供やアドバイスを行いつつ、現地取扱店数の拡大の支援に取り組んだ。また、これらの取り組みを通じて、JFOODO によるプロモーションの参加事業者との連携を深め、象徴的な成功事例の創出に努めた。一例として、米国における日本茶の取り組みにおいて、現地レストランの間で日本茶が販売価値のある商品という認識がまだ少なく、無料提供され販売機会を逃している状況に着目。現地高級レストラン事業者や卸売業者向けのセミナーを開催し「日本茶＝インドフルネスビバレッジ」というプロモーションコンセプトや日本茶の特長を説明すると共に、有償提供の可能性等を訴えた結果、参加した 37 のレストラン事業者のうち 97% が「今後日本茶を有償で提供したい」と回答。また併催した商談会においても、今後実際にレストランで提供する茶葉として前向きに検討したいといった声が上がった。 <p>現地消費者の認知度や購入意向、現地事業者の取り扱い意等を高めるための各種プロモーション活動の他にも、日本酒に関しては、国税庁と共に「日本酒輸出用標準的裏ラベル」および同ラベル自動製作システムを開発。日本酒の更なる輸出拡大に向け、海外の消費者が好みの商品を“選択しやすくする仕組み”を構築した。日本各地の酒蔵等に広報・利用を促した結果、2022 年 3 月末時点で 112 社が利用した。</p>			
--	--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1-3 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援【重点化項目】		
関連する政策・施策	対外経済（中堅・中小企業海外展開）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本貿易振興機構法 第12条第1～5号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 経済産業省：新 02-0012、新 02-0013、0368、0384、0385、0396

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度		元年度	2年度	3年度	4年度
輸出・投資等の海外展開成功件数（見込含む）	毎年6%以上増加	2015～2017年度実績：年平均10,998件（補正予算事業によるものを含めば年平均14,106件）	12,255件	13,239件	13,956件	14,137件	予算額（千円）	21,129,754千円	28,281,578千円	24,052,621千円	
(実績値)	—	—	17,683件	16,949件	24,711件		決算額（千円）	16,792,703千円	16,573,856千円	20,114,274千円	
(達成度)	—	—	144.3%	128.0%	177.1%		経常費用（千円）	16,999,578千円	16,361,280千円	19,869,737千円	
輸出・投資等の海外展開支援件数（延べ社数）（計画値）	年平均3,600件以上	2015～2017年度実績：年平均6,286件	3,600件	3,600件	3,600件	3,600件	経常利益（千円）	485,356千円	896,699千円	791,197千円	
(実績値)	—	—	6,091件	9,104件	8,923件		行政コスト（千円）	21,919,874千円	16,455,179千円	19,955,706千円	
(達成度)	—	—	169.2%	252.9%	247.9%		従事人員数	1,757人の内数	1,803人の内数	1859人の内数	

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注2) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	「未来投資戦略2018」において、2020年までに中堅・中小企業等の輸出額・海外現地法人売上高を2010年比で倍増するという政府目標が掲げられている。CPTPPや日EU・EPAなどのメガFTAの発効を踏まえ、高い	2020年までに中堅・中小企業等の輸出額・海外現地法人売上高を2010年比で倍増するという政府の「未来投資戦略2018」の方針に基づいて、中小企業基盤整備機構（中小機構）、国際協力機構等の関係機関や、地方自治	<主な定量的指標> ・輸出・投資等の海外展開成功件数（見込含む）：毎年6%以上増加。2019年度：12,255件（11,658件+597件（補正予算による積み増し分））、2020年度：13,239件（12,357件+882件（補正予算による積み増し））	<主要な業務実績> ・【基幹目標】輸出・投資等の海外展開成功件数（見込含む） 2019年度：17,683件 2020年度：16,949件 2021年度：24,711件 ・輸出・投資等の海外展開支援件数（延べ社数）	<自己評価> 評価：A 【量的成果の根拠】 全ての定量的指標で中期目標及び中期計画に掲げる目標値を達成及び達成見込み。 【質的成果の根拠】	評価：A <評価に至った理由> 第五期中期目標及び中期計画に掲げる定量的指標を当期間中に達成する見込みであるものと認められる。 A評価と判断した根拠となる主な成果は以下のとおり。	評価

<p>技術力を有し、海外市場で十分に勝負できる潜在力を有する中堅・中小企業など、我が国企業の海外展開（輸出・投資）を推進する。その際には、地域経済の活性化、通商政策、産業政策への貢献や日本の魅力の発信も意識する。また、中小企業基盤整備機構（中小機構）や地方自治体、中堅・中小企業の海外展開を支援する民間企業などの関係機関と積極的に連携する。中小機構とは、定期的に連絡調整を行って連携の強化を図り、一層効果的な海外展開支援に繋げていく。また、経営相談などの支援が必要な事業者を中小機構へ紹介すると同時に、海外に展開できるポテンシャルがある事業者について中小機構から紹介を受けるなど、両機構の機能を踏まえた連携を強化する。</p> <p>また、日本からの輸出や海外進出、進出後の現地展開や事業見直し、第三国展開など、様々な段階や業種における支援を行い、幅広いケースについて対応できるよう、データでのノウハウ蓄積を推進する。</p> <p>（波及効果の高い中堅・中小企業へのハンズオン支援） 未来投資戦略等の政策目標の達成への貢献及び我が国企業のニーズ等を踏まえ、中堅・中小企業等我が国企業の海外展開の成果創出に向けて、効果的かつ効率的な支援を行う。具体的には、地域の商工会議所や金融機関など国内各地域の企業支援機関と連携しながら中堅・中小企業の海外展開支援にハンズオンで取り組んだ「新輸出大国コンソーシアム」を中核事業とし、地域未来牽引企業をはじめとする波及効果の高い企業への支援に重点化する。</p> <p>（越境 EC の活用とデータ活用） 世界の越境 EC 市場が急速に拡大し、新たな海外展開の販路として重要性が増している状況を踏まえ、越境 EC を活用した市場開拓支援に新たに取り組む。その際には越境 EC における購買情報等を取得し、各国の消費者行動を分析するなど、海外における消費者のニーズ把握に努めることで、海外展開成功率を向上させていく。</p> <p>（グローバル人材の活躍・育成） 中堅・中小企業の海外展開を担う人材の不足が顕在化し</p>	<p>体、企業の海外展開を支援する民間企業などと連携・相互補完しつつ、海外展開の課題解消に向けた以下の取り組みを行い、海外市場で活躍できる潜在力を有する我が国企業の海外展開を強力に推進する。</p> <p>令和元年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）の経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援を図るため行う海外展開支援等のために措置されたことを認識し、専門家によるサポート事業、中堅・中小企業の海外展開支援の効率化事業、越境 EC 活用ジャパンモール事業、オフライン連動型ジャパンモール事業のために活用する。</p> <p>令和2年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）における事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援及び強靱な経済構造の構築を図るために措置されたことを認識し、相談対応・情報提供業務の強化、高度外国人材活躍推進プラットフォーム及び非対面・遠隔の海外展開支援事業に活用する。これらの事業はいずれも令和2年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p> <p>令和2年度補正予算（第3号）により追加的に措置された交付金については、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）における対日直接投資の促進など海外活力の取込みのために措置されたことを認識し、EC を活用する中堅・中小企業の商品開発、契約締結等の支援、海外展開に取り組む企業の販路開拓サポート及び越境 EC 市場を通じた海外展開支援事業に活用する。</p> <p>令和3年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）における中小企業等の足腰強化と事業環境整備のために措置されたことを認識し、越境 EC 市場等を通じた海外展開支援事業及び海外展開に取り組む企業の段階に応じたサポ</p>	<p>し))、2021年度:13,956件、(13,099件+857件(補正予算による積み増し分)、2022年度:14,137件(13,885件+252件(補正予算による積み増し分))</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出・投資等の海外展開支援件数(延べ社数):年平均3,600件以上 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 支援対象企業の輸出額・海外現地法人売上高を増加させ、政府目標の達成に貢献する。(関連指標:支援対象企業の輸出額・海外現地法人売上高の支援前後における伸び率) 難易度の高い海外展開も支援しながら、全体の成功率を維持・向上させる。(関連指標:成功率、業務改善や試行的取組などの実施状況) 難易度が高いものの、ポテンシャルが大きい海外展開支援に一層取り組んでいく。(関連指標:フロンティア市場への海外展開の支援件数及び成功件数、業務改善や試行的取組などの実施状況) 貿易投資相談に対応する。(関連指標:貿易投資相談件数) 知的財産権等に関して、海外で事業等への支援及び強靱な経済構造の構築を図るために措置されたことを認識し、相談対応・情報提供業務の強化、高度外国人材活躍推進プラットフォーム及び非対面・遠隔の海外展開支援事業に活用する。これらの事業はいずれも令和2年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。 令和2年度補正予算(第3号)により追加的に措置された交付金については、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)における対日直接投資の促進など海外活力の取込みのために措置されたことを認識し、ECを活用する中堅・中小企業の商品開発、契約締結等の支援、海外展開に取り組む企業の販路開拓サポート及び越境EC市場を通じた海外展開支援事業に活用する。 令和3年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)における中小企業等の足腰強化と事業環境整備のために措置されたことを認識し、越境EC市場等を通じた海外展開支援事業及び海外展開に取り組む企業の段階に応じたサポ <p><評価の視点> 定量的指標を達成しているか。上述のアウトカムの実現が図られているか。</p>	<p>2019年度:6,091件 2020年度:9,104件 2021年度:8,923件</p> <p>(関連指標) ・支援対象企業の輸出額・海外現地法人売上高の支援前後における伸び率 2019年度: (A) スポット支援: ①対象国向け:67%(有効回答率15.0%) ②全世界向け:266%(有効回答率22.1%) (B) 継続的な支援事業:93%(有効回答率28.6%) 2020年度: (A) スポット支援: ①対象国向け:173%(有効回答率9.5%) ②全世界向け:57%(有効回答率19.7%) (B) 継続的な支援事業: ①対象国向け:116%(有効回答率37.2%) ②全世界向け:69%(有効回答率62.8%) ※直近1年間の輸出額・現地法人売上高が20万円未満を除く。 2021年度: (A) スポット支援: ①対象国向け:323.2%(有効回答率12.8%) ②全世界向け:184.5%(有効回答率16.6%) (B) 継続的な支援事業: ①対象国向け:246.1%(有効回答率23.1%) ②全世界向け:95.5%(有効回答率66.2%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 成功率、業務改善や試行的取組などの実施状況 2019年度:63%(成功件数を計上した企業数3,852社/海外展開支援件数(延べ社数)6,091社) 2020年度:64%(成功件数を計上した企業数5,867社/海外展開支援件数(延べ社数)9,104社) 2021年度:61.8%(成功件数を計上した企業数5,518社/海外展開支援件数(延べ社数)8,923社) フロンティア地域への海外展開 2019年度:支援件数370件、成功件数1,825件 2020年度:支援件数591件、成功件数416件 2021年度:支援件数736件、成功件数1,867件 高付加価値な産業分野での海外展開 2019年度:支援件数517件、成功件数2,377件 2020年度:支援件数222件、成功件数326件 2021年度:支援件数790件、成功件数2,460件 貿易投資相談件数 2019年度:97,491件 2020年度:81,262件 2021年度:81,309件 予防的取組等の普及啓発件数 2019年度:55件 2020年度:146件 2021年度:173件 相手国政府等への協力事業の実施件数 2019年度:63件 2020年度:14件 2021年度:24件 ビジネス環境整備の実施件数 2019年度:59件 2020年度:57件 2021年度:20件 海外展開支援データ蓄積件数(延べ社数) 2019年度:1,413社 2020年度:1,851社 2021年度:2,447社 関係機関との連携を通じ、日本企業の海外展開支援を推進。連携事例は以下の通り。 	<p>(1) 事業のデジタル化を推進し、コロナ感染拡大以前を上回る輸出成約を実現 ・2020年初頭に発生した新型コロナウイルス感染拡大により、世界中で海外展示会等が中止となる状況下で、デジタルを活用した非対面・遠隔型の新しい海外展開支援の仕組みを間断なく拡張。事業のデジタル化でマーケット・イン型の取組が浸透したことも功を奏し、感染拡大以前よりも多くの輸出成約を創出。先見の明あり第四期中期後半から取り組んできたデジタルの取り組みはコロナ禍で花開いた。デジタル事業での海外展開成功件数(見込み含む)33,410件(2021年度末現在)。</p> <p>(2) 新輸出大国コンソーシアムと海外プラットフォームの両輪で海外展開を力強く支援 ・新輸出大国コンソーシアムの事務局として関係機関を取りまとめ、海外展開を図る中堅・中小企業2,507社に対し、官民・支援機関1,117機関、国別・産業別専門家475名と連携して支援を提供し、海外展開成功件数(見込み含む)4,608件を実現。同時に海外26箇所に中小企業海外展開現地支援プラットフォームを設置し、10,740件の相談に対応。コロナ禍で渡航制限のある中で国内外の専門家事業を有効活用し、成果に結びつけた。</p> <p>(3) 海外ビジネスの担い手不足を解消すべく、関連省庁・機関と連携して多面的な人材事業を展開 ・中堅・中小企業で海外ビジネスを担う人材が不足する状況を踏まえ、厚労省や文科省等関連機関と連携し、高度外国人材の活用・定着に向けた伴走型支援事業、ジョブフェアの開催、および中小企業の海外ビジネス担当者育成研修事業(育成塾)を実施。伴走型支援事業では外国人材の活用が遅れる地域を中心に788社(延べ)に対し、採用から定着まで一気通貫で支援を提供。地方経済の国際化にも貢献した。</p> <p>(4) フロンティア市場の開拓支援を通してSDGsへ貢献 ・南アフリカでエドテック分野の海外展開事業を実施する等、コロナ禍を逆手に取り、距離のあるフロンティア市場をデジタル事業で開拓。また、フロンティア市場開拓を通して現地の社会課題解決にも寄与し、SDGsへの貢献という観点でも一定の実績を残した。「高付加価値な産業分野」については、BIO International Conference等欧米のデジタルイベント出展を通じ、販路開拓を支援すると同時に、大学発スタートアップ企業を中心にフロンティア市場開拓意欲のある新規企業発掘にも注力した。</p> <p>(5) ジャパン・ブランドの効果的な発信を通じた新規ビジネス創出支援 ・日本政府等と連携し「2020ドバイ国際博覧会」日本館を適切に設置・運営。コロナ禍の開催となるため世界中どこからでも日本館を体験できるよう「バーチャル日本館」も開設し、官民一体となり効果的にジャパン・ブランドを発信。加えて、2025年大阪・関西博に向けた誘致活動の場として参加国招請に貢献した。また、地域の優れた伝統工芸品やデザイン製品を手掛ける「匠」企業計657社(延べ)の海外展開を支援し、1,022件の輸出成約を創出。ジャパン・ブランド発信を具体的なビジネス創出に結びつけた。</p>	<p>・コロナ禍で、世界中の海外展示会等が中止となる状況下でも、デジタルを活用した非対面・遠隔型の海外展開支援の手法を拡張することにより、感染拡大以前よりも多い輸出成約を創出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新輸出大国コンソーシアム及び海外プラットフォームにおいて、国内外の支援機関や専門家と連携し、コロナ禍でも中堅・中小企業の海外展開支援を推し進め成果を創出した。 ・中堅・中小企業で海外ビジネスを担う人材が不足する状況を踏まえ、厚労省や文科省等関連機関と連携し、一気通貫で支援を提供。地方経済の国際化にも貢献した。 ・デジタルでの海外展開事業により、フロンティア市場の開拓支援を進めるとともに、現地の社会課題解決にも寄与しSDGsへ貢献した。 ・「2020ドバイ国際博覧会」日本館の設置・運営、「バーチャル日本館」の開設等により、ジャパン・ブランドを効果的に発信。2025年大阪・関西博に向けた誘致活動の場として参加国招請に貢献した。 <p>以上を踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られる見込みであるため、当該項目の評定はAとした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業のデジタル化により大幅に増加したデータ・ナレッジの集約・活用を進める必要。 ・地方自治体や関係機関等との連携を強化し、技術と海外展開への意欲を有する企業への支援に重点的に取り組む必要。 ・中小企業等における海外展開の自立化に向けた人材育成を強化する必要。 <p><その他事項> 経営に関する有識者からの意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業のデジタル化により、コロナ感染拡大以前を上回る輸出成約を実現したことを評価。 ・関連省庁・機関と連携して人材事業を展開し高度外国人材の活用・定着に貢献したことを評価。 ・ミャンマー、ロシア・ウクライナ等の国際情勢に関する迅速な情報発信、進出日系企業の退避や情報収集の支援等を実施したことを評価。
--	--	---	--	---	--

<p>ている状況を踏まえ、グローバル人材の活躍・育成支援を推進する。グローバル人材をめぐる中堅・中小企業の多様なニーズを踏まえて、海外展開において重要な戦力となる留学生などの高度外国人材の獲得・定着支援を行うとともに、我が国企業人材の国際ビジネスの能力開発支援を行う。これらの支援策を連携して行うことで、効果的・効率的な支援を推進する。具体的には、関係府省庁、国際協力機構や日本学生支援機構等の独立行政法人、大学等の関係機関との連携の下、日本貿易振興機構が一元的な情報提供を行うプラットフォームの機能を担うとともに、高度外国人材の受入に係る企業への伴走型支援を提供することなどにより、海外展開へ効果的に繋げていく。</p> <p>(イノベーションを踏まえた新市場獲得支援) イノベーションによって製品やサービスの用途が変化・広がることを踏まえ、過去の成功例のみに捕らわれず、中小機構等とも連携して、我が国企業が海外における高付加価値な新市場を獲得できるよう支援していく。</p> <p>(難易度の高い海外展開) リスクが高い事業を支援できるという公的機関の強みを踏まえて、難易度が高いもののポテンシャルが大きいフロンティア市場の成功事例を創出する。フロンティア市場は、日本企業の輸出・投資が少ないもののポテンシャルのある「地域」への海外展開と、医療機器等の「高付加価値な産業分野」での海外展開とする。こうした成功事例の創出とノウハウの展開により、民間企業による自発的なフロンティア市場の展開を促す。</p> <p>(海外におけるビジネス環境の改善) 市場の拡大が期待される新興国等における日本企業の市場開拓を積極的に支援するため、日本貿易振興機構が中核となって、関係機関との密接な連携による現地での課対応や海外人材とのネットワークの構築を図り、ビジネス環境の改善に貢献する。こうした市場開拓に向けては、対象となる市場の発展度合い、日本企業の進出の程度、競合企業との競争環境等を勘案し、それぞれの国・地域に応じた戦略的な取組を</p>	<p>ート事業に活用する。</p>		<p>国際協力機構： <ul style="list-style-type: none"> ・TICAD7前後の2019年6月から7月にかけて、アフリカとのビジネス促進を目的に、同地域における投資機会やビジネス環境等について紹介するアフリカビジネスセミナーを共同開催した。 ・2021年1月にJICA四国との共催でSDGsをテーマにしたセミナーを開催し、SDGsの基本的な考え方や企業活動への活かし方などについて情報提供を実施した。 ・JICA「中小企業・SDGsビジネス支援事業」の終了案件の企業や今後申請を検討している企業から海外ビジネス展開に関する相談を受けた際には、積極的に支援を行った。 ・JICAが実施した「インド工科大学ハイデラバード校（IIT-H）支援プログラム」に講師派遣や専門家による相談を行った。またJICAのイノベティブアジア事業（理系留学生）や「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム」については、伴走型支援を行っている企業を紹介した。 <p>中小企業基盤整備機構： <ul style="list-style-type: none"> ・2012年8月に締結された中小企業の海外展開支援にかかる相互の連携強化の業務協力の覚書に基づき、2019年11月、2020年12月（オンライン）及び2021年12月の「新価値創造展」にて「新輸出大国コンソーシアム」としてブース出展。同機構との連携の一環として、同展示会出展企業にコンタクトする等、ハンズオン支援候補企業の発掘を行った。 <p>商工組合中央金庫： <ul style="list-style-type: none"> ・海外展開支援事業の強化を目的に2011年2月に「業務協力に関する覚書」を締結していたが、更なる中小企業の海外展開支援の強化と効率的な企業支援を実施するため2019年5月に改めてMOUを締結。双方のネットワークを活用した企業発掘・支援、勉強会の共同開催など一層の連携を図っている。より一層の連携強化の一環として、共催で「ワンストップ海外投資セミナー」を2019年12月に東京、名古屋、大阪で開催し、中国、タイ、ベトナムの最新の投資・ビジネス情報、海外進出企業成功事例を提供。同セミナーでは上述3カ国の国別投資誘致機関によるブースを設置し、投資相談の機会を設けた。また、同月に同庫の国際業務に携わる若手営業職員向け研修にジェトロ職員がジェトロサービス内容や活用方法について事例を用いて講演も実施。 <p>日本政策金融公庫： <ul style="list-style-type: none"> ・2012年10月のMOUの締結以来、双方連携し、中小企業の海外展開支援に取り組んでいる。その一環として、2019年6月に日本政策金融公庫の審査・営業担当者向けの研修において、ジェトロの海外展開支援サービスの活用方法についてジェトロ職員が講義を行った。中小企業向けに金融機関が単独で主催する商談会としては、2020年2月に国内最大規模の「第12回全国ビジネス商談会」が横浜で開催された際にジェトロは中小企業向けにジェトロブースを設置し、事業紹介他、貿易相談対応を行った。 ・2020年度は日本公庫が作成する、公庫とジェトロのサービスを組み合わせた広報チラシ作成に協力を行った。 <p>日本商事仲裁協会： <ul style="list-style-type: none"> ・日本商事仲裁協会が、新たに海外ビジネスに取り組む中小企業に対して海外取引上のリスクマネジメントの啓発に向けた広報活動を強化する中、ジェトロの貿易情報センターと共催で同協会職員を講師とする仲裁制度の紹介を組み込んだセミナーを開催。2019年10月から2020年2月にかけて全国計7カ所（北海道、仙台、横浜、名古屋、広島、香川、福岡）にてセミナーを実施した。 ・2020年7月にジェトロ大阪本部が主催したWEBセミナー「海外ビジネス支援セミナー」の第2弾「海外 </p></p></p></p></p>			
--	-------------------	--	--	--	--	--

<p>官民一体となって実施する。その際、現地の産業育成やビジネスを通じた社会的課題解決に向けた支援を実施し、我が国のプレゼンスを向上させるとともに、相手国政府等との関係強化を図る。</p> <p>(知的財産権の活用・保護支援)</p> <p>知的財産権の取得や保護、その活用支援を通じて、我が国企業の海外展開活動を支援する。具体的には、各国の知財制度の内容や変更に係る情報提供を行うほか、工業所有権情報・研修館などの関係機関との連携を強化し、海外への出願支援、侵害対策の相談や補助事業、侵害発生国での執行機関職員等の能力構築支援等を行う。また、海外展開時の知的財産権侵害の発生を回避するために、セミナー等での積極的な情報発信や普及啓発などを通じ、予防的取組を推進していく。さらに、海外での技術流出問題についても対処すべく、営業秘密漏洩対策支援を強化する。</p>			<p>ビジネス取引トラブル対策」編&「JAPAN MALL 事業」において、仲裁協会より講師を派遣いただき「海外ビジネス上の紛争解決手段・訴訟の前に検討すべきこと」をテーマに講演していただいた。また、日本商事仲裁協会が、新たに海外ビジネスに取り組む中小企業に対して、海外取引上のリスクマネジメントの啓発に向けた広報活動を強化する中、同協会がオンラインで開催するセミナーの告知に協力した。</p> <p>日本弁護士会：</p> <ul style="list-style-type: none"> 2015年5月締結の覚書に基づき、ジェトロはセミナー開催協力等を通じ、日本弁護士会が取り組む、中小企業の海外展開時における国際法務にかかる相談対応や弁護士利用についての普及、啓発に協力している。連携強化の一環として、2020年2月に札幌市にて日弁連と共催で「外国取引・海外事業の法務セミナー」および「個別相談会」を開催した。 <p>日本青年会議所：</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の海外へのビジネス展開支援に関し、若手経営者を含む中小企業とのネットワーク構築の一環として、日本青年会議所主催の勉強会においてジェトロ所長等がジェトロサービス内容や活用方法について講演を行った。同勉強会は2020年1月から2月にかけて、計5カ所（沖縄、名古屋、横浜、東京、金沢）で開催した。 <p>国際観光振興機構（JNTO）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ジェトロ栃木貿易情報センターは2020年11月、コロナの影響を強く受けている観光業の支援の一環で、「オーストラリアビジネスセミナー～食・酒の輸出とインバウンド需要～」と題し JNTO と連携事業を実施した。ジェトロの講演に加え、JNTO シドニー事務所長および、2020年に日光に開業した、ザ・リッツ・カールトンのマーケティング部長に講演いただき、県内のジェトロの認知度向上を図った。 			
	<p>(1) 個別企業のハンズオン支援</p> <p>二国間・多国間の経済連携により拡大が見込まれる海外市場の販路開拓を目指す我が国中堅・中小企業等に対し、事業計画策定から市場開拓にいたるまで、企業のニーズに応じたきめ細かな支援を行う。海外展開のポテンシャルはあるが十分なノウハウを持たない企業や初めて輸出に取り組もうとする企業をシームレスに支援することで、効果的・持続的に海外展開を推進する企業を増加させ、経済連携の利益を広く日本企業にもたらしていく。これを中堅・中小企業等の海外展開支援の中核事業と位置付ける。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 新輸出大国コンソーシアムの枠組みのもと、ジェトロ等の政府系支援機関、商工会議所、自治体、金融機関等の幅広い支援メニューを結集。海外展開を図る中堅・中小企業に対して総合的支援を開始し、ジェトロがその事務局を担当。2019年度から2021年度までの3年間で全国の中堅・中小企業 2,507社に対し、官民・支援機関 1,117機関と、国別・産業別専門家 475名が支援した。 			
	<p>具体的には、国、地方自治体、地域の商工会議所や金融機関など国内各地域の企業支援機関等で構成される「新輸出大国コンソーシアム」の枠組みを活用し、海外展開計画の策定、市場・制度調査、現地での商談、パイヤーの選定、海外拠点の立ち上げから稼働および販路確保など、海外展開のあらゆる段階における専門家によるサポートや、関係機関の連携による支援などを通じ、中堅・中小企</p>		<ul style="list-style-type: none"> 新輸出大国コンソーシアム事業において、参加支援機関との連携を図り、ハンズオン支援企業の海外展開を後押しした。また、2019年度から2021年度で地域未来牽引企業 269社を支援。 支援機関等を対象とする説明会や支援企業向けセミナーの開催を通じて、同事業の周知・広報を実施。実績は以下の通り。 <p>2019年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月10日：中小企業基盤整備機構（内部関係者向け） 5月24日：金融庁（第一地銀の行員向け） 5月29日：日本政策金融公庫（内部関係者向け） 5月31日：東京信用保証協会（内部関係者向け） 			

		<p>業の海外市場の獲得を後押しする。 とりわけ、地域経済への影響力が大きく成長性が見込まれる「地域未来牽引企業」をはじめとした波及効果の高い企業を重点的に支援し、地域経済活性化に貢献する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・6月3日：ベトナムのフーイエン省投資促進セミナー（於：日本商工会議所） ・6～7月：国交省海外進出戦略セミナー（6都市7回） ・7月19日：JICAとの定期会合 ・7月25日：日本政策金融公庫との共催海外展開セミナー ・8月1日：中小企業庁（内部関係者向け） ・8月9日：日本政策金融公庫（内部関係者向け） ・8月29日：三井住友銀行（内部関係者向け） ・9月10日：JICA主催途上国開発ビジネス実現支援セミナー ・9月18日：関東経済産業局（内部関係者向け） ・11月27～29日：新価値創造展出展（日本生産性本部・JICA・AOTS・NEDO・NEXIと共にブース出展） ・12月11日：三菱UFJフィナンシャル・グループ主催「Business Link」来場者向けセミナー（JICAと共に講演） ・2月12日：株式会社日本政策金融公庫主催展示会「全国ビジネス商談会」にて新輸出大国コンソーシアムブースを設置 ・2月19日：JICA主催展示会「民間企業・コンサルタントマッチング」にて新輸出大国コンソーシアムブースを設置 <p>2020年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月19日：国土交通省主催「海外進出セミナー」 ・12月1日～18日：中小企業基盤整備機構主催「新価値創造展 2020」 <p>2021年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月3日：ジェトロ主催「新輸出大国コンソーシアム事業活用・連携セミナー」 ・12月1日～24日：中小企業基盤整備機構主催「新価値創造展 2021」 ・3月3日：ジェトロ主催「中小・中堅企業海外展開セミナー『中小・中堅企業こそ賢く海外展開を』」 			
		<p>(2) 越境 EC の活用などによる新たな海外販路開拓支援 海外見本市・展示会での商談支援、海外バイヤー招へい・商談会の開催、海外ミッション派遣、海外コーディネーターによる輸出支援相談、ビジネスマッチングサイト、展示会検索サイトなど、これまで蓄積してきた販路開拓のためのノウハウを軸に、国内外のネットワークを活用しながら、よりビジネスに直結した支援を行い、我が国の優れた商品・サービスの輸出拡大に資する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・2020年初頭に発生した新型コロナウイルス感染拡大によって、世界中で海外展示会や見本市が取り止めになる状況下において、デジタル技術を活用した非対面・遠隔（オンライン）型の新しい海外展開支援の仕組みを間断なく構築することで、我が国企業の海外ビジネス機会損失を最小限に食い止めるのみに留まらず、コロナ感染拡大以前よりも多くの商談機会の提供を創出。 ・2020年8月に立ち上げた通年型オンライン展示会出展支援事業（Japan Linkage 事業）では、日用品から機械まで幅広い分野を対象とした「Alibaba.com」や製造業に特化した「Virtual Expo」など世界の有力なオンライン見本市に初めて出展。加えて、ジャパンパビリオンを設置してきた「メゾン・エ・オブジェ（インテリア）」や「ショップ・オブジェ（デザイン・ファッション）」の主催者が立ち上げたオンライン・プラットフォームも積極的に活用し、年間を通して、出品者に展覧機会を提供。 ・各種プラットフォームへの参加支援にとどまらず、商談前後のきめ細やかなサポートにより従来型の支援と遜色のない成果創出に貢献。併せて、オンライン型展示会に慣れていない出展企業向けに「デジタルスクール」を22回開講。計100社に対して、デジタルツールを効果的に活用するためのオンラインビジネスのノウハウを提供し、出展企業の成果向上およびデジタル化促進を図った。 ・また、リアル展示会の中止・延期が相次いだコロナ禍においては、J-messe を通して、いち早く各展示会の最新情報を発信し、企業からの問い合わせに対応した。 ・2021年1月には、ジェトロ招待バイヤー専用の日本商 			

			<p>品紹介マッチングサイト「Japan Street」を開設。2021年度末までに日本企業 2,684 社 22,756 件の商品情報を世界中の優良バイヤー804 社に提供し、「常時マッチング」を可能にしたことで、総計 158 件、4.1 億円の輸出成約（見込み含む）を創出。Japan Street を活用した「アフリカ・オンライン商談会」（11 月）では機械・部品等の分野で商談 15 件、成約 7 件、成約金額 7,680 万円の成果（見込み含む）を創出。また中国バイヤーからの引合（原材料）に関しては、個別商談を組成し、計約 1 千万円超の成約見込を獲得した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本を含め各国の入国制限強化により、海外バイヤー招へいや海外ミッション派遣が実施困難となったことから、2019 年度末より、ジェトロが主催する商談会は順次、オンライン型に切り替え、国・地域を限定しない商談ツールとして確立させた。また国内展示会に出展した企業に対し、ジェトロが発掘した海外バイヤーを会場内にてタブレット端末を用いてオンラインで繋ぎ、商談を実施する新たな取り組みも実施。 			
		<p>イノベーションによって製品やサービスの用途が変化・広がることから、中小機構等とも連携しつつ海外で高付加価値な新市場を開拓できるよう一層支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業基盤整備機構と連携し、2019 年 11 月、2020 年 12 月（オンライン）及び 2021 年 12 月に中小機構主催の展示会「新価値創造展」に「新輸出大国コンソーシアム」として広報ブースを出展。同展示会の出展企業にコンタクトする等、ハンズオン支援候補企業の発掘も行った。（再掲） 			
		<p>こうした従来型の販路開拓支援に加えて、新たな B to C のチャネルとして重要性を増している越境 EC の活用支援に取り組む。その際には越境 EC における購買データ等を基に各国の消費者行動を分析するなど、海外の消費者ニーズを把握することで成功率の向上を図るほか、海外ニーズに関するノウハウの蓄積に繋げていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 従来型の販路開拓支援に加えて、急成長する世界の EC 市場への日本企業参入を促進するため、EC を活用したマーケット・イン型の新たな海外販路開拓支援の取組「JAPAN MALL 事業」を全世界で展開。2019 年度から 2021 年度までに、大小さまざまな海外 EC 事業者等延べ 180 以上と連携し、日本の食品、化粧品、日用品、生活雑貨などを海外 EC サイトにて現地消費者向けに販売・プロモーションするプロジェクトを組成した。 いずれの事業においても、海外 EC 事業者等による日本国内での全量買取条件のもと、2019 年度から 2021 年度までに、延べ 5,000 社以上の輸出成約を創出した。 <p>2019 年度：延べ 822 社 2020 年度：延べ 2,237 社 2021 年度：延べ 2,104 社</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大の EC 市場である中国においては、T-mall や JD.com 等の大手 EC サイトでの販売のほか、Tencent やバイドゥ等大手プラットフォームとの連携販売に加えて、EC とオフラインの連動型の販促事業（大型見本市「中国国際輸入博覧会」などを EC 販売の PR や更なるマッチングの場として活用）を展開した。一方で、星 RedMart、タイ Konvy、英 Ocado、米 Tippy をはじめとする食品、化粧品、日本酒等分野ごとの専門 EC サイトでの販売を各地で展開したほか、東南アジアでは大手プラットフォームの Grab、Lazada、Shopee 等との連携事業も展開した。 地方の商工会議所や金融機関等と連携することで全国 47 都道府県の企業の商品を発掘し、海外 EC 事業者等へ紹介。また、2019 年度から 2021 年度までに、計 13 自治体との連携（受託）によるプロモーションも実施した。 EC サイトでの販売データ等をもとに海外消費者行動の分析等を行い、日本企業に分析結果のフィードバックを実施。現地 EC 市場の情報提供や効果的なプロモーションの提案を行うことで、2021 年度は登録企業のうち 5 割弱が輸出に成功。 2021 年度からは新たに越境 EC 支援事業を組成し、海外大手 EC サイトに出品する日本企業計 690 社の販路拡大のためのプロモーションを実施する等、さまざまな仕組みで EC 活用型海外展開支援の取組を展開し、 			

			日本企業の一層の EC 活用を推進した。			
	(3) グローバル人材の活躍・育成支援 中堅・中小企業において海外ビジネスを担う人材が不足している状況を踏まえ、グローバル人材の獲得・定着を支援する。特に海外展開で重要な戦力になり得る留学生など高度外国人材の確保・定着に向け、日本学生支援機構や国際協力機構などの関係機関との密接な連携の下、一元的な情報提供を行うプラットフォームの機能を担い、関係省庁の施策・セミナー等の情報を集約しワンストップで提供する。		<p>・ジェトロが相談窓口を設置する四谷の外国人在留支援センター (FRESO) を起点に、関係省庁・機関との積極的な連携を推進し、留学生の国内就職率や高度外国人材の認定数などの政府目標達成に向けて貢献した。</p> <p>具体的には、高度外国人材を活用する或いは今後採用を検討する中堅・中小企業に対する情報提供を行うべく、ポータルサイトに「海外高度外国人材情報」ページを新設し、高度外国人材に関する海外情報を掲載。また、高度外国人材の採用にはじめて取り組む企業及び日本での就業に関心を持つ海外の高度外国人材に向けたアニメーション動画を公開。さらに、専門相談員「高度外国人材活躍推進コーディネーター」による、中堅・中小企業がはじめて外国人材採用を行う上でのポイントを解説するウェビナー等を開催し、コロナ禍に置いてもデジタルツールを活用して国内の中堅・中小企業向けに積極的に情報を発信した。</p> <p><ポータルサイト企業情報及びイベント掲載件数> 2019 年度：138 社、272 件 2020 年度：113 社、172 件 2021 年度：125 社、200 社</p> <p><関係省庁・機関との連携セミナー開催・協力件数> 2019 年度：104 件 2020 年度：68 件 2021 年度：84 件</p>			
	このほか、日本企業と高度外国人材の出会いの場であるジョブフェアの開催、専門家を活用した伴走型のアドバイス等を行う。		<p>・外国人材の活用や定着が遅れる地域において、外国人材の採用経験のない、もしくは初めて採用の中堅・中小企業を主たる対象とした専門相談員「高度外国人材活躍推進コーディネーター」によるハンズオン支援(伴走型支援)を行い、地域経済の国際化に貢献。また、伴走型支援の一環として、自治体や民間事業者の支援が届かない採用後の企業を支援するため、基礎から発展までノウハウを総合的に学ぶ育成定着プログラムを実施する他、さらに一層の外国人材活用を図るため、企業に加え企業支援者(士業、経営指導員等)も対象とした高度外国人材の活用を学ぶ E-Learning 講座を開発し普及に努めた。</p> <p><ジョブフェア開催> 2020 年度：全 3 回(計 177 社、2,326 名) 2021 年度：全 3 回(計 211 社、5,258 名)</p> <p><専門相談員及び伴走型支援者数> 2019 年度：7 名、209 社 2020 年度：12 名、266 社(新規 188 社、継続 78 社) 2021 年度：12 名、313 社(新規 196 社、継続 117 社)</p> <p><採用企業数及び採用者数> 2019 年度：38 社、80 名(内定含む=90 社、109 名) 2020 年度：47 社、102 名(内定含む=124 社、191 名) 2021 年度：59 社、97 名(内定含む=156 社、208 名)</p> <p><育成定着プログラム> 2020 年度：3 回(各 2 日)、18 社 2021 年度：12 回、162 社</p> <p><活躍支援プログラム> 2020 年度：教材作成=6 講座 2021 年度：E-learning=5 テーマ 6 講座のコンテンツを制作 144 名の企業支援者(社会保険労務士)を対象に計 4 回の模擬講義を実施</p>			

		<p>併せて、中小企業における海外ビジネス担当者の育成を支援するため、ジェトロが有する海外ネットワークや海外市場開拓のノウハウといった強みを活かしつつ、国内外での研修事業等を実施する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の社内人材向け研修事業「中小企業海外ビジネス人材育成塾」を2019年度より実施。情報収集、顧客分析、海外展開戦略の策定、および商談プレゼン資料の作成等の海外ビジネスの基礎を習得する機会を提供した。加えて、効率的かつ効果的に研修を運営するため、貿易実務オンライン講座<速習シリーズ>の受講をプログラムに組み込んだ。 ・2019年度参加者の所属企業の4割、2020年度の同3分の1がジェトロのハンズオン支援事業を利用するとともに、2019年度の同6割、2年度の同7割がジェトロの展示会や商談会に参加した。 ・2020年度からは、新たに「中小企業海外ビジネス人材育成塾 現地法人経営講座」を追加実施。現地法人経営者・経営幹部として赴任する予定の社員を対象に、戦略策定、経理・財務・税務、工場管理、人事・労務、ダイバーシティ対応、コンプライアンス、およびリスク対策等、現地法人の経営者に求められる容を体系的に理解する機会を提供。 <p><中小企業海外ビジネス人材育成塾> 2019年度：163名、134社 2020年度：169名、157社 2021年度：164名、147社</p> <p><同塾 現地法人経営講座> 2020年度：70名、66社 2021年度：72名、65社</p>			
		<p>事業実施にあたっては、両事業間での効果の違いや相乗効果を明らかにすることに努める。両事業の相乗効果をもたらす観点から、グローバル人材の確保・定着・育成に向けた課題を両事業間で共有し、支援対象企業に対してこれらの情報を提供していくとともに、両事業への参加を促していく。これを通じて、我が国中堅・中小企業がグローバル人材を一層活用できるような社内環境整備も促進しつつ、海外展開に効果的につなげていく。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・高度外国人材活躍推進事業及び中小企業海外ビジネス人材育成塾の利用者に対してそれぞれ、相互に事業紹介を行ってきた。この結果、中小企業海外ビジネス人材育成塾においては、参加者のうち外国人と考えられる参加者が1割（2019年度9.8%、2020年度8.9%、2021年度13.4%）を占めた。 ・プラットフォーム事業で支援する中小企業の多くは、地元の留学生不足や大手企業に劣後する採用力等から、高い日本語力（N1程度）を有する外国人材の獲得に苦慮してきたが、オンライン合同企業説明会など、広域マッチングの機会を拡大してきたことが奏功し、語学力を備えた人材の獲得に成功する企業が出始めている。こうした中で、両事業を活用した事例も複数創出されている。 <p>(1) 鎌田醤油株式会社（香川） 2019年度、伴走型支援にて香川大学留学生の採用前後の手続き、ならびに日本人社員向けの受入研修などを行った。 2020年度、同元留学生が育成塾（食品）を受講した。</p> <p>(2) 株式会社三本松茶屋（栃木） 2019年度、伴走型支援にて採用戦略づくり、社内体制づくり等を支援 2020年度、伴走型支援（継続）にてジョブフェアに参加した結果、中国人、インドネシア人、台湾人を獲得。3名の在留資格取得を支援。 2021年度、中国人、インドネシア人の2名が育成塾（食品）を受講。現在クラフトビールの輸出に携わっている。</p> <p>(3) 鍋屋バイテック（岐阜） 2020年度、伴走型支援にて中華圏市場開拓を担う人材獲得を支援。ジョブフェアに参加した結果、中国系マレーシア人を内定・採用した。 2021年度、同マレーシア人が育成塾（機械）を受講。現在、台湾等への輸出業務を担当している。</p> <p>(4) 合名会社レオニス 2020年度、伴走型支援により、ジョブフェア参加。そこでベトナム人1名を内定・採用。 2021年度、同ベトナム人が育成塾（デザイン）を受</p>			

			<p>講。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は育成塾等を通じた能力開発を経た外国人材の活躍により、企業の更なる採用ニーズの創出を目指していくと共に、外国人材の適応～定着といった部分におけるプラットフォーム事業の充実を図っていく。 			
	<p>(4) フロンティア市場への海外展開支援</p> <p>リスクの高い事業を支援できる公的機関の強みや海外ネットワークを十分に活かしながら、難易度が高いフロンティア市場の開拓を支援する。フロンティア市場は、我が国企業が十分にビジネス展開できていないものの将来的な成長が見込まれる「地域」と「高付加価値な産業分野」と位置付ける。</p> <p>「地域」については、アフリカ、中東、中南米、南西アジア、ロシアなど、将来の成長市場として注目されているが、我が国企業の輸出や投資がまだ少ない地域・国を対象とする。こうした市場は、ポテンシャルは大きいが高リスクが大きく、市場開拓の難易度がすこぶる高い。このため、我が国企業の製品・サービスの紹介や商談機会の提供を通じ、我が国企業のこれら地域におけるビジネス機会の創出や拡大を目指す。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 難易度の高いフロンティア市場開拓に向け、各国の市場ニーズ等を踏まえ、潜在性の高い分野で事業を実施。 <p><アフリカ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在アフリカ7事務所ネットワークを活かし、医療機器と農業資機材の2分野でオンライン商談会を実施した他、南アフリカ等の地域において、日本のエドテック(EdTech: AIや動画、オンライン会話等のデジタル技術を活用した教育技法)の海外展開を促進するための個別メンタリング、マッチング支援等を実施。また、2020年度からアフリカ市場を目指す日本企業とアフリカ企業とが恒常的に交流・商談を行える場としてオンラインでのマッチングプラットフォームを構築。更には、2021年6月に国内にアフリカビジネスデスクを新設、海外に外部専門家を配置し市場や規制等、現地パートナー候補企業に関する情報を提供。2022年のTICAD8開催に向けて、アフリカ企業との更なるビジネス拡大に向けた下地を整えた。 <p><中東></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機器分野で展示会出展支援を行ったほか、電力分野の現地政府高官および技術者を招聘し商談会を実施。 <p><中南米></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境分野の視察ミッションを組成するとともに、太陽熱発電の専門家を現地に派遣。また、カンボジア及びラオスを対象に農業分野でのオンライン商談会を開催。 <p><南西アジア></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インド最大級の鍛造・プレス機械・工具等を対象にした国際展示会「IMTEX Forming 2020」に4年ぶりにジャパンパビリオンを設置し、インド市場参入・販路拡大を支援。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新輸出大国コンソーシアム事業においても、上記フロンティア市場の開拓を目指し、知見のある専門家ハンズオン支援を実施。2021年度には医療機器メーカーに対して、医療機器分野を得意とする専門家による総合的な支援を実施し、インドへの輸出成功に繋がった。2019年度から2021年度で計131社を支援した。 			
	<p>「高付加価値な産業分野」については、医療機器などのヘルスケア分野、航空宇宙分野などを対象とする。医療機器等のヘルスケア分野や航空宇宙分野は安全基準が厳しいなど難易度が高いものの、その分価格だけでなく付加価値が高い製品・サービスで勝負できる分野である。日本はものづくり等に強みを有するものの、世界シェアの大半は欧米企業に占められている。世界的に高齢化する国や国際移動が増加する中で、大きな成長も見込まれる。とりわけアジアや中東など「健康＝日本」のブランドが高く、医療インフラを急速に整備しつつある新興国向けに、海外市場調査から個別相談、国内外での商談会実施によ</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ ヘルスケア産業分野においては、中国での急速な高齢化の進行や所得水準の向上に伴う健康意識の高まりを受けてヘルスケアに対するニーズも高まる中、2018年度の第1回中国国際輸入博覧会から「医療機器・医薬保健」のジャパンパビリオンを設置し、2019年度以降も継続的に出展。中国政府が輸入拡大のプラットフォームと位置付ける同博覧会への出展を通じて中堅・中小企業の中国市場における販路開拓を支援。 <p><医療機器分野></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界最大規模の展示会であるMEDICA(ドイツ)、Arab Health(UAE)に出展。またコロナ禍以降はこれらの展示会もオンライン開催となり、引き続き出展支援を行うとともに、独自のプラットフォームを構築し、2020年度は「医療機器オンライン商談会」を開催。海外事務所のネットワークを活用してアジア、欧州、中東、中南米の多数のバイヤーを発掘し、従来以上に幅広い地域における販路開拓支援にも寄与。 <p><バイオ医薬品分野></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主にバイオベンチャーを支援対象としてBIO International Conventionなどの欧米の見本市に出 			

	り、中小企業等の海外販路開拓支援を強化する。		<p>展。特にコロナ禍の発生以降は、主要な関連見本市がオンライン開催に移行した機会を捉えて、2020年度は6件、2021年度は4件のオンラインイベントに出展した。同時に大学発スタートアップ企業を中心に新規参加企業の発掘にも注力し、2021年度の BIO International Convention には過去最多の 57 社が出展。日本のバイオベンチャー企業による海外展開の裾野拡大にも貢献した。また、特に近年、米国大手製薬メーカーのオープンイノベーション戦略拡大に伴い、日本企業が有するシーズに対するニーズも増加している。こうした背景に鑑み、新たな取り組みとして米国大手製薬メーカーとのパートナーリングワークショップを開催し、個別マッチングにも取り組んだ。</p> <p><高齢者介護分野></p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の介護サービス、福祉機器メーカーの海外展開を達成すべく中国を中心に事業を展開。中国内各地で「日中高齢者産業交流会」と題するビジネスマッチングを行うと共に、2019年度に東京で開催した「日中介護サービス協力フォーラム」では中国政府・企業の関係者約 200 名が参加し、日本企業との交流を行った。中国以外では高齢化が進むタイでの展開も進めており、2019年度はミッション派遣、2020年度～2021年度はオンライン商談会等を開催。また、本分野で日本政府は「アジア健康構想」を掲げており、経済産業省や内閣官房とも連携して事業を実施。 <p><スポーツ分野></p> <ul style="list-style-type: none"> 2018年度にスポーツ庁、経済産業省、日本スポーツ振興センターとジェトロの4者間で国際展開に関する覚書を締結。同覚書を基つきスポーツ産業の国際展開推進を目的に 2019年度はベトナム、シンガポール、およびインドネシアにスポーツ産業ミッションを派遣。2020年度はタイ向け、2021年度はフィリピン向け輸出を目指し、オンライン商談会を開催。 <p><航空宇宙分野></p> <ul style="list-style-type: none"> 北米、欧州市場を中心に販路開拓支援を実施。2020年度、2021年度はコーディネーターによる個別支援を提供。小型衛星向け推進装置でオランダ企業との成約を創出した。また、マレーシア、インドネシア、インド等でも市場調査を行い、今後の市場開拓に向けた取組も並行して実施。 <p><エドテック></p> <ul style="list-style-type: none"> また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により拡大する遠隔教育市場において、日本のエドテック (EdTech : AI や動画、オンライン会話等のデジタル技術を活用した教育技法) の海外展開を促進するため、個別メンタリング、マッチング支援等を実施した。 			
	なお、これら市場の開拓手段として、当該市場に強みを持つ第三国の企業との連携による事業展開も検討する。		<ul style="list-style-type: none"> 日本の高い技術力とインドの豊富かつ優秀な人材とネットワークの双方を活かした日印企業連携によるアジア・アフリカ等の市場開拓の推進のため、2020年度にインド自動車部品企業とのオンライン個別商談会を実施した。 			
	(5) 企業の段階に応じた海外進出支援 在外公館や現地日本商工会議所等と連携しながら、製造・販売拠点設立やサービス産業の展開など、海外拠点の設置や海外販路の一層の拡大を模索する我が国企業が円滑に海外進出できるよう、「新輸出大国コンソーシアム」による支援や、進出準備の活動拠点であるビジネスサポートセンター (BSC) のほか、現地の専門家による情報提供やコンサルテーションサービス、投資環境視察ミ		<ul style="list-style-type: none"> 海外現地で官民の支援機関がネットワークを構築して、日本からの進出・輸出、海外現地法人の運営に関する課題・悩みに関する相談に対応する「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム (PF)」は日本企業のニーズが相対的に高いアジア諸国などに設置 (26カ所)。同地域が新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けたことも起因し、欧米地域へのニーズが増加。こうした事業環境変化を踏まえ、2019年度から 2021年度にかけてパリ、ニューヨーク、ブラハ及びロンドンに新設。 コロナ禍により日本企業がリアル展示会への参加や現地渡航できない環境のもと、本プラットフォームは「新輸出大国コンソーシアム」ハンズオン支援と積極的に連携することで企業の販路開拓、海外拠点設立等を段階に応じて支援。2021年度より新しい試みとして、企 			

		<p>ッションなど各種ツールを駆使して、事前調査、事業計画策定、会社設立などの段階に応じて総合的に支援する。</p>	<p>業リストアップから商談設定まで一貫した商談支援サービスを開始（92件）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において当該国への日本人の渡航が難しくなったため、ビジネスサポートセンター（BSC）は当該国籍の社員を派遣できる企業以外は入居困難となった。2020年度は空いたスペースでハンズオン支援企業のサンプル展示をするなど有効活用を図った。2021年度は、事業見直しによりバンコク、マニラのサービスを終了した。 ・新輸出大国コンソーシアム事業において、海外進出を希望する企業に対し事前調査、事業計画策定、会社設立までの一貫したハンズオン支援を実施。2019年から2021年で526社を支援した。 <p><中小企業海外展開現地支援PF事業> 2019年度 相談件数 3,585件 2020年度 相談件数 3,589件 2021年度 相談件数 3,566件</p> <p><BSC事業> 2019年度 支援件数 66件、成功件数 20件 2020年度 支援件数 5件、成功件数 2件 2021年度 支援件数 0件、成功件数 1件</p>			
		<p>米国については、2018年9月の日米首脳会談時の日米共同声明に基づき、日米間の貿易・投資を一層拡大することが求められていることから、米国連邦政府や各州政府の投資誘致機関等とも連携しつつ、我が国企業による対米投資の支援を強化することで通商政策に貢献する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日米の強固で互恵的な経済関係の維持・発展に向け、在米日系企業のビジネスへの理解を米国政府・州政府内に浸透させるべく、WEBセミナーやラウンドテーブル（オンライン）等を数多く共催。日本企業による投資状況や現地経済・雇用への貢献について発信し、米国側ハイレベルの理解を深めた。 ・投資促進事業としては、州政府と連携しオンラインセミナーを実施。相互に往来ができない中、各州の産業分野ごとの投資の魅力やコロナの影響と支援策など、ビジネス展開に資する情報発信を行った。加えて、2020年度以降はこうした各州の投資環境を体系的に情報発信すべく、州ごとの経済概況や日系企業の進出動向などを概観した調査資料を作成。2021年度にはジェトロのウェブサイト内にこれら資料を掲載し、企業が利用し易い環境を整えた。ミッション派遣については、コロナ禍以降、初のバーチャルでの視察機会を用意した。 ・米国進出立地選定支援事業では、州政府等とのネットワークを活かした面談アレンジや対米投資事例を活用した情報提供などの支援を通じて、2021年10月オハイオ州ランカスター市に自動車部品工場(米国初の製造拠点)の設立事例を創出。 <p><セミナー> 2019年度：2件（参加者：146人） 2020年度：11件（参加者：1,532人） 2021年度：1件（参加者：15人）</p> <p><商談会> 2019年度：5件 （参加企業：延べ40社、商談件数：258件） 2020年度：2件 （参加企業：延べ27社、商談件数：54件） 2021年度：2件 （参加企業：延べ15社、商談件数：49件）</p> <p><ミッション派遣> 2019年度：5件（参加企業：延べ69社） 2021年度：1件（参加企業：延べ24社） ※2021年度はオンライン</p>			

	<p>また、ロシアについて、日露両首脳間のイニシアチブである8項目の「協力プラン」の1つである中堅・中小企業交流の拡大の支援、さらに各種展示会出展支援やセミナー開催等を国内外の関係機関と連携しつつ実施することを通じ、両国間の経済関係を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ロシア政府からの参加要請を受け、経済産業省とともに2017年度より継続して「イノプロム」に出展し、日本企業のロシア市場における販路開拓支援を実施。また、経済産業省とロシア連邦経済発展省との覚書に基づき開催される「中小企業協力に関する日露会合」の併催事業として「日露中小企業交流・商談会」を開催し、日露双方の中小企業の交流・貿易促進に貢献。 <p><イノプロム出展実績> 2019年度 8件（参加企業：10社 商談件数：140件） 2021年 広報出展 12社 ※2020年度は、中止</p> <p><日露中小企業交流・商談会> 2021年度 13件（参加企業：17社 商談件数：18件）</p> <ul style="list-style-type: none"> さらに、新輸出大国コンソーシアム事業において、ロシアに知見のある専門家がハンズオン支援を実施。2019年から2021年で64社を支援。 			
	<p>(6) 在外日系企業の現地活動円滑化支援 現地での安定的な事業運営や事業拡大、問題解決など、在外日系企業が現地で直面するさまざまな課題に対して、現地協力機関で構成される「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」や海外投資アドバイザー等を活用し、在外日系企業の現地ビジネス活動の円滑化に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 進出企業活動円滑化支援事業では、新型コロナウイルス感染拡大当初は労務関係（休業中の従業員の扱い）、工場操業再開手続き、駐在員一時退避、退避から再渡航のための手続き、および撤退にかかる書類作成等の相談に対応。 また、日本企業の現地渡航が閉ざされたため、2020年度はプリーフィングサービスのオンライン対応を推進し、海外投資予定企業が日本にいなからにして現地アドバイザーに相談できる体制を整えた。2021年度は、10か国の現地アドバイザーによるセミナーを秋、春の2回開催し、現地の生の情報を現地渡航できない日本企業に伝えた。 <p><現地アドバイザー相談件数> 2019年度：8,937件 2020年度：6,965件 2021年度：7,209件</p>			
	<p>また、各種の調査やアンケート、現地日本商工会議所等との連携、官民対話などの機会を捉え、日本企業の声を相手国政府関係機関等に申し入れ、ビジネス環境の改善に繋げる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各地の日本商工会議所等と連携し、現地進出日系企業が抱えるビジネス障壁や課題の克服に向け、相手国政府に対してビジネス環境の改善を促した。とりわけ、新型コロナウイルス感染拡大以降は、進出日系企業の声を取りまとめるべく欧米やASEAN地域の計13カ国において在外日系企業向け緊急アンケート調査を実施。把握した課題について、中国、タイ、フィリピン、マレーシア、米国、エジプトで現地国政府などに対して課題解決に向けた申し入れを行った。 インドにおいては、日系企業が現地工業団地で抱える課題解決に向け、現地州政府幹部と議論する枠組みを提供。折衝を繰り返した結果、「頻発する無計画停電」や「土地代金の過徴収」などの課題解決に成功し、日系企業の事業円滑化に寄与した。 ケニアでは、両国政府が立ち上げた二国間委員会において、ケニア投資庁とジェトロが共同でビジネス環境改善に係るダイアログを設置。活動の成果として、就労許可について日本限定の特別な申請トラックが設置されるなど、日本企業のケニアにおける活動の円滑化に貢献した。 			
	<p>総理や閣僚等による海外でのトップセールス、各国元首や閣僚訪日などの機を捉え、ビジネス・フォーラム等の開催を通じ、我が国企業の製品・サービスのPRや、ビジネス環境の改善に向けた相手国政府への働きかけを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍前の2019年度は要人の訪日が活発に行われ、年間14回と数多くの閣僚級参加フォーラムを開催。2020年度以降もこれらフォーラムをオンライン化することで継続的に我が国企業のPRとビジネス環境改善に向けた相手国政府への働きかけを行った。 2021年11月には新型コロナが落ち着き、外国からの入国制限が緩和されたタイミングで、ベトナム・チン首相、萩生田経産大臣が登壇した投資フォーラムを300人規模の参加者を得てリアル参加型で開催。両閣僚立会の下、45件、総額100億米ドルにのぼる日越企 			

			<p>業、大学、地方政府間による MOU が締結されるなど、アフターコロナを据えた新規プロジェクト推進に向け、大きな経済効果を創出できた。また、新型コロナ対策と生産活動の両立に向けた環境整備を進めていくことが確認された。</p> <p>・2021年12月には、インドネシアで2020年11月施行の雇用創出オムニバス法のタスクフォースのトップであるインドネシア外務副大臣来日の機会を捉え、「インドネシア経済投資セミナー」をオンラインにて開催。時宜を得たテーマであり、インドネシア政府高官からの直接の説明が大変参考になったという参加者の声が多く寄せられた。</p> <p><ビジネス・フォーラム等の開催件数> 2019年度：件数：14件、参加者数（延べ）：3,545人 2020年度：件数：2件、参加者数（延べ）：2,070人 2021年度：件数：9件、参加者数（延べ）：5,439人</p>			
	現地進出日系企業の販路拡大や、第三国からの調達多角化を図るべく、情報提供やマッチング支援を提供する。		<p>・進出日系企業の進出先や第三国への販路拡大、調達等を支援する商談会等のマッチング事業をアジアと欧州を中心に以下のとおり実施。</p> <p>2019年度 22件、支援件数214社、成功件数200件 2020年度 39件、支援件数441社、成功件数579件 2021年度 24件、支援件数323社、成功件数591件</p> <p>・2019年度は、日本の高い技術力とインドの豊富かつ優秀な人材とネットワークの双方を活かした日印企業連携によるアジア・アフリカ等の市場開拓を推進すべく、セミナー、商談会、および現地当局との対話等を行った。また、インド工業連盟等が2019年10月にザンビアで実施した「インド・南部アフリカ国際会議」に在インド等の日系企業とともに参加して日本セッションを開催。現地ビジネス関係者とのネットワーク構築や日本企業のプレゼンス向上に貢献した。</p> <p>・2020年度は、コロナ禍のため多くの事業が実施困難となったが、日印企業の連携構築を目的に、インドのTier1メーカー7社と日本企業17社とのオンライン商談会を開催。技術提携やJVなどに向けた59件の商談を創出した。</p> <p>・2021年度は、引き続きコロナ禍ではありながらも対面形式の商談会を再開することができた一方で、リアル形式を目指した結果、新型コロナ感染拡大に伴い中止・延期を余儀なくされたイベントもあった。そのため、オンラインでのビジネスマッチングの形態も活用し新たな商流構築に取り組んだ。中国の佛山市南海区モノづくり商談会では対面形式の商談会として実施した結果、109件の支援件数、173件の成功件数を創出するなど大きな成果が上がった。また従来の機械機器や食品などの分野に加え、新たに環境技術や省エネ、カーボンニュートラルといった環境分野への進出日系企業の参入や販路開拓を支援する事業も積極的に展開した。</p>			
	また、経済連携協定等で約された産業育成事業の実施を通じて、我が国企業の現地ビジネス活動円滑化と、相手国政府との関係強化を図る。		<p>・経済連携協定に基づいた産業育成事業をベトナム、インドネシア、およびモンゴル等のアジア諸国で実施。我が国企業の現地ビジネス活動円滑化と、相手国政府との関係強化を図った。</p> <p>・ベトナムでは、日ベトナム経済連携協定に基づき、同国裾野産業の発展、ならびに現地日本企業の現地調達率拡大への貢献を目的に、部品調達展示商談会を各年度で実施。2019年度～2021年度で日越企業延べ160社が参加、合計商談件数5,994件、成約件数（見込み含む）273件を創出した。</p> <p>・インドネシアでは、日インドネシア経済連携協定に基づき、現地の産業育成支援を目的とした事業を実施。現地の産業育成・人材育成支援および現地日系企業の現地調達率拡大を目的に、現地関係団体と連携しイン</p>			

			ドネシア金型関連企業への技術指導を行った。			
			<ul style="list-style-type: none"> ・モンゴルでも日モンゴル経済連携協定の更なる利活用の促進を目的に、両国の経済協力事例や課題などを議論するセミナーを2021年6月にオンラインで開催。EPAの概要やモンゴルからの対日輸出に向けた課題などを情報発信し、参加者数は300名に上った。 			
	(7) 予防的取組を含めた知的財産保護・活用支援 我が国企業の海外展開に関し、各国の知財制度に係る情報や海外ビジネスにおける知財保護の重要性等について、工業所有権情報・研修館などの関係機関と連携して、セミナー等を通じた情報発信と普及啓発に努める。		<ul style="list-style-type: none"> ・海外の知財担当駐在員のネットワークを最大限に活用し、各国の知財法制度や最新動向等、日本企業からニーズの高い情報をタイムリーに発信。具体的には、各国における知的財産権関連情報のメールマガジンによる情報発信や、現地知財問題研究グループ (IPG) 会員向けオンラインセミナー等を84回実施した。 2019年度：5回 2020年度：41回 2021年度：38回 ・また、地域団体商標海外展開支援事業において、工業所有権情報・研修館 (INPIT) と連携し、INPIT から講師を迎え勉強会を7回開催。海外における知的財産権の保護や活用のポイントについて、支援先団体に情報提供を行った。 2019年度：5回 2020年度：1回 2021年度：1回 ・さらに、各種補助金事業及び営業秘密漏えい対策支援事業においては、支援対象企業の募集のため、INPITのHP上でも広報を実施。営業秘密事業の広報セミナー、成果普及セミナーにおいては、2019年度よりINPITが後援団体となり、事業紹介を行った。 			
	特に、海外展開時の知的財産権侵害の発生を回避するため、関係機関と連携し、セミナーやウェブサイト等を通じた情報発信及び啓発などの予防的取組を推進していく。		<ul style="list-style-type: none"> ・海外において開催される展示商談会やEC事業等に参加する企業に対し、出展者説明会等の機会を捉え、知財実務経験豊富な知的財産アドバイザーが講演を実施 (計22回)。知財保護について注意喚起した。 2019年度：6回 2020年度：8回 2021年度：8回 			
	知的財産を活用した海外でのビジネス展開の促進を図るため、海外での権利化、知的財産のプロモーションやビジネス展開を支援するとともに、我が国企業が有する知的財産権を保護するため、海外での模倣品対策支援、営業秘密対策の事業等を実施する。		<ul style="list-style-type: none"> ・知財を活用した海外でのビジネス展開の促進を図るため、中小企業等への外国出願に係る権利化支援の一環として「外国出願支援事業」を実施。計736件の個別案件を支援した。 2019年度：300件 2020年度：262件 2021年度：174件 ・また、魅力あふれる地域製品のブランド力を高め、海外に発信するため、地域団体商標の権利取得団体向けに、ブランド戦略策定、海外への販路開拓等の支援を実施する「地域団体商標海外展開支援事業」に延べ25件採択し、地域ブランドの海外展開を支援した。 2019年度：14件 2020年度：7件 2021年度：4件 ・知財保護の面では、未だ被害の多い中小企業等の冒認商標問題において、相談対応の他に、異議申立や取消審判請求、訴訟費用の助成を計58件実施。 2019年度：15回 2020年度：20回 2021年度：23回 ・また実際に海外で模倣品被害を受けている中小企業等に対し、現地調査、行政摘発等の費用を計35件助成し 			

			<p>支援した。</p> <p>2019年度：17回 2020年度：12回 2021年度：6回</p> <p>・国際知的財産保護フォーラム (IIPPF) の事務局として侵害発生国政府機関等や国際機関と連携し、真贋判定セミナーの開催や関係政府職員の日本招聘、ミッション派遣等を官民連携して実施。2021年度からは世界税関機構 (WCO) と連携を開始。WCO が 2021 年 9 月にイラン税関向けにワークショップを開催する際に IIPPF メンバーから 2 社が参加し、自社製品の真贋識別方法につき、講演を行った</p> <p>・営業秘密対策においては、普及啓発セミナーの実施や個別アセスメント・コンサルテーション等のハンズオン支援 (計 70 件)、マニュアルの作成等を行った。</p> <p>2019年度：16件 2020年度：33件 2021年度：21件</p>			
	(8) 地域の国際ビジネス支援 我が国の地域における特徴ある産品や優れた製品・技術・サービス等の海外展開に資するべく、機構の強みの一つである国内ネットワークを最大限に生かしつつ、地方自治体や地域の関係団体等と密接に連携して、海外企業・キーパーソン等とのビジネス交流、現地情報や販路開拓のためのノウハウを提供するなど各種支援を行う。		<p>・地域のニーズや課題を踏まえ、地元関係機関・企業との協同による「地域レベルでの連携」を図り、中堅・中小企業の海外展開の取り組みを支援するとともに地域経済への貢献・ひいては活力ある地方の創生に資することを目的に「地域貢献プロジェクト」事業を実施。</p> <p>・支援対象は伝統産品・日用品、IT、ライフサイエンス、機械・部品、食品等、各地域の多種多様な産業とし、従来から関心の高い欧米・アジア地域に加えて、ロシア・中南米といった国内企業の潜在的ニーズの見込まれる地域への展開を目指して案件を組成。2019年度～2021年度の3年間で国内全地域延べ96件のプロジェクトを実施。</p> <p>2019年度：26件 2020年度：43件 2021年度：33件</p> <p>・2019年度は①海外市場調査や海外有識者を講師としたセミナーによる情報提供、②日本に招へいた海外バイヤーとの国内商談会や海外展示会を中心に事業を展開。2020年度以降はリアルを前提とした事業形態を見直し、可能な限りオンラインに実施方法を変更。地域企業向けのオンライン商談に向けた資料作成やプレゼン手法の勉強会、および個別メンタリングを実施し、企業のオンライン対応能力向上にも努めた。</p>			
	輸出や海外進出だけでなく、外国企業の誘致や海外との相互連携、地域産品の海外でのブランド確立、観光資源を活用したインバウンド促進なども効果的に組み合わせ、地域の国際ビジネス拡大による地方創生に貢献していく。		<p>・「地域貢献プロジェクト」事業において、①国内での研究会によるブランディング手法の学習機会提供、②海外の有識者やインフルエンサーを活用した情報発信等を通じ、地域ブランドの認知度向上・浸透に注力。また、地域産品の農商工分野での連携を延べ5件実施し、地元団体が行うインバウンド事業との連携等、地域の異なる資源を組み合わせた海外販路拡大にも取り組んだ。</p> <p>・加えて、地域における高度外国人材の活用を促進するため、地方の採用未経験企業を対象とした啓発セミナーを多数開催した他、留学生を抱える地元大学とのワークショップや交流会、オンライン合同企業説明会を開催。都市部の外国人材に対して、地方企業への就職機会を提供した。</p>			
	(9) 日本の魅力の発信やブランディング 日本国内では、経済産業省、在外公館、観光庁、国際観光振興機構、海外需要開拓支援機構、業界団体等の外部関係省庁・機関と連携しつつ、コ		<p>・デザイン、ファッション等分野を中心に海外バイヤーを日本国内の各産地に招へいし、商談にあわせて、特徴的な技術や製品の背後にある歴史や伝統など日本製品の魅力を発信。海外バイヤーからのフィードバックは日本企業にとっても海外展開に向けた貴重な情報となり、双方に有益な機会となった。コロナ禍以降は、サンプル送付やオンラインでの商談機会の提供等によ</p>			

		<p>ンテツ、ファッション、デザイン、食、サービス、地域資源などの日本の魅力を、海外見本市・商談会への参加や海外バイヤー・メディアの招へい等を通じて海外へ発信し、日本企業の海外展開や訪日外国人の増加等への支援に取り組む。</p>		<p>り引き続きバイヤーへの訴求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツ分野においては、2020年3月のイベントを皮切りに、他分野に先駆けて対面型の事業手法を見直し、日本企業と海外バイヤーのマッチング機会を提供するオンライン商談会を開催した。映像、音楽、アニメ、ゲーム等各分野の業界団体等との連携を通じて、ジェトロは従来の出展支援からマッチング支援に軸足を移し、香港フィルムアートや中国 Chinajoy（ゲーム見本市）等の有力海外見本市の場において、有力海外バイヤーとの商談機会を提供した。また、国内で開催された映像・音楽・アニメの国際見本市にあわせて有力海外バイヤーとのオンライン商談会を主催し、日本企業に商談機会を提供した。 ・加えて、訪日外国人をターゲットとして羽田空港出国エリアに特設会場を設置し、日本製品の試験販売を実施。デジタルマーケティング機器を導入した消費者属性や行動の傾向分析を行い、参加事業者に還元した。 			
		<p>また、国内各地で開催されるイベント等に合わせた海外の有カメディア・インフルエンサーの招へい等を通じ、サービスや地域産品等を含む地域資源を発信することにより、地域へのビジネス誘客及び地域サービス・産品の海外展開により、地域経済活性化に繋げる。</p> <p>特に、ジャパン・ブランドが十分に浸透していない新興国市場においては、「ジャパン・フェア」等を開催し、拡大する中間所得者層を対象に日本の製品、技術、サービスをアピールする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の優れた伝統工芸品やデザイン製品を手掛ける「匠」企業計 657 社（延べ）の海外展開を支援。国内外メンターによる海外市場で販売するための戦略的なアドバイスや計 12 カ国の海外 EC バイヤー等との商談会開催、デジタル展示会への出展、シンガポールでの海外ポップアップストア出品やドバイ万博に合わせた現地小売店でのデジタルマーケティング試験販売等を実施し、総計 1,022 件の輸出成約（見込含む）を創出した。 <p>2019 年度：224 件（見込含む） 2020 年度：428 件（見込含む） 2021 年度：370 件（見込含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業では、グループ支援型の海外展開支援モデルを新たに構築。具体的には中小企業が自社で海外販路開拓し自走できるように、海外バイヤーへの見せ方や企業の課題解決を促すためのグループメンタリングの実施や、海外のバイヤーや消費者に訴求するための匠自身の撮影による製造現場や使用イメージに関する動画を制作。更に 2020 年度からは支援事業を全てオンライン化し、匠企業のデジタル化も支援。デジタル時代に即した匠の海外展開を目指したプログラムを実施した。あわせて、制作した映像コンテンツ等を Youtube や Instagram 等を通じて海外に発信することで、クールジャパンの発信にも貢献した。 ・観光庁長官より「ミス・ビジットジャパン観光大使」に任命されているミス・インターナショナル世界大会の各国・地域代表の協力のもと、地域の輸出品や観光資源の魅力を、SNS や現地 PR イベント等を通じて広く海外に発信した。 <p>2019 年度：7 県 2020 年度：10 府県 2021 年度：14 府県</p>			
		<p>また、日本政府の参加機関としてこれまでに培った知見やノウハウを活用し、国際博覧会で日本館などを出展展開する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・2021 年 10 月～2022 年 3 月の 182 日間に亘り、「2020 ドバイ国際博覧会」日本館を運営。新型コロナウイルス感染拡大の影響により当初会期から 1 年遅れての開催となり、会期延期に伴う各種工程・手続きの変更等難易度の高い調整にも対応した。 ・日本館は、「Where ideas meet アイディアの出会い」というテーマのもと、多様な出会いから新しいアイデアが生まれ、未来がよりよい方向に変わりゆくことを、最新の映像表現・空間で演出。また、コロナ禍の開催ゆえに世界中どこからでも日本館を体験できるよう「バーチャル日本館」も開設した。 ・加えて、2025 年の大阪・関西博に向けた誘致活動の場として参加国招請にも貢献した。 			

		<p>(10) 現地政府等への貢献を通じた在外日系企業活動の円滑化 アジアの貿易振興機関やアフリカの投資誘致機関との交流・連携事業を実施し、相手国・地域政府との関係強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア・オセアニア地域の貿易促進機関から成る「アジア貿易振興フォーラム (ATPF)」の事務局として、経済・社会情勢を踏まえた各機関の取り組みやベストプラクティスの共有などを通じた連携促進を図った。 ・2019年度はバリューチェーンをテーマに議論を展開。各機関トップによる会議には16機関・36名が参加し、中小企業のバリューチェーン参画に向けた支援策の討議等を通して知見を共有した。さらに会議開催国であるモンゴル首相による挨拶や外務大臣との意見交換が実現し、同国との関係強化に寄与した。 ・2020年度はコロナ禍でのデジタル化を討議。会議では各機関の新たな支援スキームの報告を通じ、ナレッジ共有やデジタルを活用した支援のあり方を議論した。コロナ禍を踏まえ会議は初のオンライン開催となり、21機関・60名が参加。多くの機関の参加を得て新たな連携のモデルケースとなった。 ・2021年度は、長期化するコロナ禍での発展や支援のあり方を議論。注目すべき成長産業やデジタル支援策の成功事例など、具体的な取り組みの情報交換を行った。また、デジタル技術を活用した合同事業に向けた取り組みを実施し、コロナ禍にあわせた連携を進めた。開催形式は2度目となるオンラインで、21機関・70名が参加。 ・日本・アフリカのビジネス促進と各国政府との関係強化を目的に、アフリカ9カ国(※)の投資誘致機関内にジャパンデスクを設置。当該国進出にあたっての具体的・実務的な情報を提供した。 ・同デスクの具体的な活動としては、アフリカの現地ビジネス環境の改善等を目的にアフリカの投資誘致機関のキャパシティビルディングを行うべく、ナイジェリア、ジンバブエ、ケニア等の職員らをアジア経済研究所IDEASで研修するなど、人材育成に貢献。また、これらの投資誘致機関とは、定期的に日本企業に対して各国の投資環境を説明するセミナーを共同で開催するなどの協力を行った。 ・特にケニアでは、両国政府が立ち上げた二国間委員会において、ケニア投資庁とジェトロが共同でビジネス環境改善に係るダイアログを設置。活動の成果として、就労許可について日本限定の特別な申請トラックが設置されるなど、日本企業のケニアにおける活動の円滑化に貢献した。 <p>※エジプト、エチオピア、ケニア、コートジボアール、タンザニア、ナイジェリア、南アフリカ、モザンビーク、モロッコ</p>			
	<p>アフリカにおいては、今後の「アフリカ開発会議 (TICAD)」に向けて、日本企業のアフリカ投資促進、展示・商談会などを通じた双方のビジネス拡大に向けた事業を着実に実施する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・第8回アフリカ開発会議 (TICAD8) に繋げるべく、日本・アフリカ双方のビジネス拡大に向けた取り組みとして、2021年6月に「アフリカビジネスデスク」を設置。アフリカ13カ国(※)にコーディネーターを配置し、市場情報、各種規制、及びパートナー候補企業に関する情報を提供するほか、個別にオンライン商談をアレンジ。アフリカへの輸出・進出等に関心を持つ日本企業約50社を支援。 ※エジプト、エチオピア、ガーナ、ケニア、コートジボワール、セネガル、タンザニア、ナイジェリア、南アフリカ、モザンビーク、モロッコ、ルワンダ、ウガンダ ・また、経済産業省、ケニア政府との共催で第2回日本・アフリカ官民経済フォーラム (3日間) を2021年12月にオンラインで開催。貿易・投資、エネルギー等各分野での民間企業の協力とアフリカにおける日本企業のビジネス活動促進を目的とし、会期中に延べ約60名のビジネスパーソンや有識者等が登壇し、パネルディスカッションを展開。テーマとしては、コロナ禍でも 			

			<p>加速するスタートアップ企業の可能性、電化とクリーンエネルギー導入、通信デジタルインフラ整備への貢献、および日本からアフリカへの投資を加速させるための機会と課題などが取り上げられた。視聴者は延べ約1,900名に達した。加えて、日本とアフリカの官民双方によるファイナンス、人材育成、ヘルスケア、エネルギー等幅広い分野における、15本の協力覚書も紹介された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アフリカを中心とする開発途上国産品の日本市場参入を支援すべく、成田・関空の両国際空港にて常設展「一村一品マーケット」を運営。2021年度からは、オンラインサイトでの販売も開始した。 			
	(11) 顧客とのインターフェース機能の利便性向上 全国の拠点やウェブサイトを通じて、海外展開に意欲のある有望企業の発掘に努めるとともに、貿易投資に関する質問や相談に対応する。		<ul style="list-style-type: none"> ・本部に各地域・分野別の貿易投資アドバイザーを配置（19年度：25名、20年度：26名、21年度：30名 ※EPA5名含む）。各アドバイザーの経験や知見のみならず、最新のビジネス実務情報や事業・サービス案内も積極的に提供し、付加価値を高めた貿易投資相談を実施した。 ・貿易投資相談件数（うち知財関連） 2019年度：97,491件（2,034件） 2020年度：81,262件（1,655件） 2021年度：81,309件（1,688件） ・2020年2月には、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた中小企業等の海外ビジネスに関わる相談に対応する「新型コロナウイルス関連海外ビジネス相談窓口」を設置し、2021年度末までに12,717件に対応。 			
	顧客のニーズに応じて、最適な支援サービスを紹介・提供するほか、よりビジネスに直結する海外情報の提供を行う。		<ul style="list-style-type: none"> ・貿易情報センターで相談業務に従事している職員を主な対象とした「貿易投資相談担当者向け基礎研修」（年2回）を集合及びオンライン形式で実施し、各拠点での対応力の底上げを図っているほか、貿易情報センター赴任前研修においては、実務的な演習内容を盛り込むことで、着任後の臨機応変な対応力強化に努めた。 ・2020年度からは、入構2年目までの若手職員を対象とした「基礎パス」研修のメニューに貿易投資相談対応を新たに導入し、企業支援の基礎となるお客様対応力の向上に取り組んだ。 ・各研修や内部勉強会等の資料及び動画を社内イントラに掲載し、相談対応者へのナレッジ共有を強化するとともに、本部各部や貿易情報センター向けに「貿投課便り」を毎月発行し、貿易実務等の専門知識、各貿易情報センターの相談現場のノウハウ、相談対応に役立つ他の事業部の情報等を紹介することで、部署を超えた知見の共有の場とした。 ・EPAに関する相談体制を強化するため、2021年度より本部（東京）及び大阪本部・地域統括センター（6カ所）に専任のアドバイザーを配置。各拠点での対応力の向上・均質化のため、担当者間のナレッジ共有や研修等を目的とした集合及びオンライン形式で実施。また、EPAのさらなる活用促進を図るため、利用に必要な書類作成を効率的にサポートするオンラインツール「原産地証明ナビ」を開発し、2021年8月にウェブサイト上にて無償で公開した。 			
	さらに、海外展開のノウハウを紹介するセミナーなど海外展開の経験が少ない企業向けにサービスを提供する。		<ul style="list-style-type: none"> ・海外ブリーフィングについては、従来の現地事務所訪問型に加えて、渡航制限等がある場合でも実施可能な「オンライン・ブリーフィング」（対象者限定）を2020年度より提供開始。 2019年度：5,641件 2020年度：629件 2021年度：1,203件 ・海外ミニ調査サービス（有料）については、日本企業からの申込に基づき海外事務所が現地法令、統計資料、店頭小売価格などを調査し、提供した。 			

			<p>2019年度：2,310 ユニット 2020年度：1,880 ユニット 2021年度：1,897 ユニット</p> <p>・また、海外への事業展開を実施、または検討している企業を対象に、貿易実務や知財保護に関する知識、経済連携協定の利用やコロナ禍での越境 EC の活用等、海外展開成功に至るまでの各種ノウハウを紹介するセミナーも実施した。</p> <p>2019年度：52 件 2020年度：20 件 2021年度：33 件</p>			
情デ	<p>モバイルや SNS などにより多くの顧客接点がデジタル化されていることを踏まえて、顧客ニーズの最適化に向けたウェブサイトの充実、モバイルフレンドリー対応の強化、セミナーのオンライン化の推進、映像メディアの一層の活用など、顧客にとってより便利で利用しやすいサービスの提供に努める。</p>	<p>・顧客ニーズ最適化に向けてウェブサイトを充実させるべく利用者の関心に合わせた表示等が可能となる「マイページ」機能を開発し、2020 年度に導入した。マイページでは、各顧客の関心に基づいて調査レポート等の新着情報を最適化し、定期的に配信する機能、ブックマーク機能及び閲覧履歴機能等を提供。2021 年度には、マイページ上に会員向け専用ページを設け、会員サービスの効果的な活用法を案内したほか、新着ニュース（ビジネス短信）の検索機能を利用できるようにした。マイページの登録者数は 2021 年度末時点で 4567 人。</p> <p>・また、顧客接点増加に向け SNS をより積極的に活用するべくガイドライン等の見直しを行い、職員向けセミナーも実施。ウェブサイト上では各ページに SNS のシェアボタンも設置した。</p>				

1-4 我が国企業活動や通商政策等への貢献

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	我が国企業活動や通商政策等への貢献【重点化項目】		
関連する政策・施策	対外経済（通商政策）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本貿易振興機構法 第12条第1、2、4～10号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 経済産業省：0368

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度		元年度	2年度	3年度	4年度
経済産業省の通商政策等の立案担当者に対する役立ち度（計画値）	4段階中上位2項目が8割以上	—	80%	80%	80%	80%	予算額（千円）	7,967,263千円	8,670,530千円	8,943,822千円	
（実績値）	—	—	97.9%	90.6%	100.0%		決算額（千円）	7,324,995千円	7,145,692千円	7,763,417千円	
（達成度）	—	—	122.4%	113.3%	125.0%		経常費用（千円）	7,503,728千円	7,046,991千円	7,668,916千円	
調査関連ウェブサイトの閲覧件数（計画値）	2019～2021年度：年平均250万件以上、2022年度：年平均810万件以上	2015～2017年度実績：年平均246万件	250万件	250万件	250万件	810万件	経常利益（千円）	△98,162千円	110,281千円	△4,245千円	
（実績値）	—	—	1,357万件	1,343万件	1,818万件		行政コスト（千円）	11,816,679千円	7,183,553千円	7,800,224千円	
（達成度）	—	—	542.9%	537.2%	727.0%		従事人員数	1,757人の内数	1,803人の内数	1,859人の内数	
【以下、アジア経済研究所に係る関連する指標】講演会・セミナー・国際シンポジウム等の開催件数（計画値）	—	—	—	—	—						
（実績値）	—	—	56件	57件	63件						
（達成度）	—	—	—	—	—						
政策研究対話の実施件数（計画値）	—	—	—	—	—						

(実績値)	—	—	28 件	21 件	33 件					
(達成度)	—	—	—	—	—					
メディア等における取り上げ件数 (計画値)	—	—	—	—	—					
(実績値)	—	—	150 件	133 件	154 件					
(達成度)	—	—	—	—	—					
政策研究対話における政策担当者からの評価 (計画値)	4 段階中上位 2 項目が 8 割以上	—	80%	80%	80%					
(実績値)	—	—	93.2%	92.9%	95.0%					
(達成度)	—	—	116.5%	116.1%	118.8%					
誌上、ウェブサイト上または口頭での論文発表件数 (計画値)	—	—	—	—	—					
(実績値)	—	—	611 件	595 件	596 件					
(達成度)	—	—	—	—	—					
創出された研究成果の外部評価（業績評価委員会による総合評価） (計画値)	—	—	—	—	—					
(実績値)	—	—	4.4	4.4	4.8					
(達成度)	—	—	—	—	—					
国際学会・国際会議等への参加数及び招待講演数（計画値）	—	—	—	—	—					
(実績値)	—	—	274 件	202 件	301 件					
(達成度)	—	—	—	—	—					
研究所が主催・共催・参画した国際会議等の開催数 (計画値)	—	—	—	—	—					
(実績値)	—	—	7 件	9 件	12 件					
(達成度)	—	—	—	—	—					
実施した学術ネットワーク活動の外部評価（業績評価委員会による総合評価）	—	—	—	—	—					

(計画値)													
(実績値)	—	—	本文参照	本文参照	本文参照								
(達成度)	—	—	—	—	—								
学術情報・データ蓄積等の発信(掲載)・アクセス件数・ダウンロード件数(計画値)	—	—	—	—	—								
(実績値)	—	—	888 万件	680 万件	637 万件								
(達成度)	—	—	—	—	—								

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価			
			業務実績		自己評価		(見込評価)		(期間実績評価)	
<p>(4) 我が国企業活動や通商政策等への貢献 独立行政法人日本貿易振興機構法の第十二条に記載されているとおり、貿易に関する調査とその成果の普及、アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関して調査研究等を行うことが求められている。また「未来投資戦略 2018」において、日本企業が果たす現地社会への貢献について発信することなど、自由貿易の推進においても貢献が求められている。日本貿易振興機構は、世界各地に展開した拠点網、海外の地域・産業等に豊富な知見を持つ人材、現地政府・企業・研究機関・国際機関等とのネットワーク、アジア経済研究所における地域研究・開発研究の蓄積などの強みを最大限に活用して、調査・分析・研究活動を実施するとともに、民間企業や国内外政府等に向けて積極的に情報提供や政策提言活動を行い、海外における我が国の企業活動や通商政策等に貢献する。特に、海外ビジネス情報の収集・提供については、企業ニーズの収集・分析に基づき、具体的なビジネスの進展に繋げるよう努める。</p> <p>(本部、国内事務所、海外事務所、アジア経済研究所の連携) 本部、国内事務所、海外事務所及びアジア経済研究所は、相互に連携して、調査・研究等の機能向上を図る。具体的には、アジア経済研究所は、本部、国内事務所及び海外事務所のネットワークを活用して収集した企業情報や産業情報等を活用しつつ、企業や政</p>	<p>4. 我が国企業活動や通商政策等への貢献 日本貿易振興機構法の第十二条では、貿易に関する調査とその成果の普及、アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関して調査研究等を行うこととされている。また「未来投資戦略 2018」において、日本企業が果たす現地社会への貢献について発信することなど、自由貿易の推進においても貢献が求められている。これらを踏まえて、中期目標で定められた目標を実現するべく、以下の取組を行う。 令和元年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定)の経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援を図るため行う海外展開支援等のために措置されたことを認識し、現地マーケット調査、セミナー開催等事業、英国のEU離脱に向けた対欧州ビジネス支援事業のために活用する。 令和2年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)における事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援及び強靱な経済構造の構築を図るために措置されたことを認識し、相談対応・情報提供の強化に活用する。この事業は令和2年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。 令和2年度補正予算(第3</p>	<p><主な定量的指標> ・経済産業省の通商政策等の立案担当者に対する役立ち度：4段階中上位2項目が8割以上 ・調査関連ウェブサイトの閲覧件数：2019～2021年度は年平均250万件以上、2022年度は年平均810万件以上</p> <p><その他の指標> ・日本貿易振興機構の調査について、国内外のメディア(雑誌、新聞、Webサイト、テレビ)を通じて広く発信する。(関連指標：調査成果に係るメディア引用件数) ・政策担当者及び企業関係者等への日本貿易振興機構の事業や海外情報等に関するブリーフィングに対応する。(関連指標：ブリーフィング件数) ・国内外で行うセミナーや説明会において、最大限ウェビナーを導入して参加者を増やすなど、情報発信の高度化を図る。(関連指標：ウェビナー導入率) ・他機関主催のセミナーへの講師派遣や参加者数・閲覧件数の多いセミナー開催など、費用対効果が高いかたちで、企業ニーズを踏まえた調査・研究及び情報提供を積極的に行う。(関連指標：講師派遣を行った他機関主催のセミナー数、セミナー等での講演における参加者数・動画閲覧件数)</p> <p><評価の視点> 定量的指標を達成しているか。上述のアウトカムの実現が図られているか。</p>	<p><主要な業務実績> ・経済産業省の通商政策等の立案担当者に対する役立ち度： 2019年度：97.9% 2020年度：90.6% 2021年度：100.0%</p> <p>・調査関連ウェブサイトの閲覧件数： 2019年度：1,357万件 2020年度：1,343万件 2021年度：1,818万件</p> <p>(関連指標) ・調査成果に係るメディア引用件数： 2019年度：1,231件 2020年度：926件 2021年度：755件</p> <p>・ブリーフィング件数： 2019年度：1万5,174件 2020年度：5,080件 2021年度：5,397件</p> <p>・ウェビナー導入率： 2019年度：18.1% 2020年度：98.4% 2021年度：100.0%</p> <p>・講師派遣を行った他機関主催のセミナー数： 2019年度：230件 2020年度：105件 2021年度：98件</p> <p>セミナー等での講演における参加者数・動画閲覧件数： 2019年度：8,501名、2,094回 2020年度：1万5,794名、646回 2021年度：1万3,697名、2,990回</p>	<p><自己評価> 評定：A</p> <p>【定量的成果】 全ての定量的指標で目標値を達成。</p> <p>【定性的成果】 (1) コロナ禍における機動的対応 新型コロナウイルス感染拡大以降、各国・地域の最新情報を政策当局に対して迅速かつ継続的に提供したほか、特設ウェブサイトを開設し、感染拡大に伴う経済活動への影響を広く発信。2019年度～2021年度の新型コロナ関連記事のウェブサイト閲覧件数は1,802万件。国内外事務所に設置された専用相談窓口や在外日系企業を対象としたアンケート調査等で課題を把握し、入国制限が生じている国への駐在員再渡航に向けた申し入れや、ロックダウンによる工場の操業制限の緩和に向けた働きかけなど、機動的に現地政府との折衝を行うことで在外日系企業を支援。また、海外の複数都市においては、チャーター機による帰国手配を含め在留邦人の帰国を全面的に支援した。</p> <p>(2) 国際情勢の変化に対する情報発信 米中通商関係や英国のEU離脱(ブレクジット)など日系企業の活動に大きな影響を及ぼす事案の動向や、ミャンマーにおける国軍の権力掌握やロシア・ウクライナ関係といった情勢の急変に対し、迅速に情報収集を行い、特設ウェブサイトを設置するなどして情報発信を強化。米中通商関係では、全国の企業に対するヒアリングとアンケート調査を通じ、米中通商関係の動向がもたらす企業活動への影響等を分析・公表。ブレクジットでは、経済産業省と共に「ブレクジット対応サービスデスク」を立ち上げ、英国に進出している企業に対して個別サポートを実施したほか、国内及び欧州主要都市で関連セミナーを集中的に開催して最新動向を積極的に発信。ミャンマー情勢に関しては、国軍による権力掌握後の現地動向等を順次情報発信すると共に、駐在員の在留手続きや通関トラブルへの対応など日系企業支援を迅速に実施。ロシア・ウクライナ情勢に関しては、ウクライナ進出日系企業等の退避や情報収集支援、特集ページや「ウクライナ等ビジネス相談窓口」設置、緊急ウェビナーや現地緊急アンケートの実施などを通じ、最新情報の提供や個別相談対応を行った。</p> <p>(3) デジタルツールを活用した情報発信 コロナ禍における利用者の増加や利便性の向上を目指し、セミナーのオンライン化を強力に推進。日系企業のニーズを踏まえ、海外駐在員等をオンラインで繋ぎ情報</p>	<p>評定 A</p> <p><評定に至った理由> 第五期中期目標及び中期計画に掲げる定量的指標を当期間中に達成する見込みであるものと認められる。 A 評定と判断した根拠となる主な成果は以下のとおり。</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大以降、各国・地域の最新情報を、特設ウェブサイト等により幅広く発信した。また、国内外事務所に設置した相談窓口や在外日系企業を対象としたアンケート調査等で課題を把握し、現地で生じたトラブル・課題の解決に向けた働きかけ、現地政府との折衝を行い、在外日系企業を支援した。 ・米中通商関係や英国のEU離脱、ミャンマー情勢、ロシア・ウクライナ情勢に対し、特設ウェブサイト等による情報発信の強化、相談窓口設置による相談対応により、日系企業等の情報収集や企業活動に大きく貢献した。 ・デジタルツールの活用により、セミナーのオンライン化を強力に推進し、参加者数の大幅増加やオンデマンド配信を実現。国内外において広範囲なビジネス情報の提供を可能とした。 ・学術単行書を多数刊行するなどアジア経済研究所の研究成果を着実に発信し、その成果が各所で高く評価されるとともに、海外研究機関等とのワークショップ開催等、国際的な学術ネットワークを強化した。 ・これらを通じて、国内外にネットワークを持つ、日本唯一の貿易投資振興機関として、我が国の企業活動や通商政策等に貢献した。 以上を踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、当該項目の評定はAとした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・目下の社会経済情勢の変化を踏まえ、新たに重要性を増した政策課題への対応の強化に努められたい。</p>					

<p>府のニーズにより的確に対応した研究等を行う。</p> <p>また、本部、国内事務所及び海外事務所は、アジア経済研究所の有する研究蓄積やネットワークを活用しつつ、我が国企業や政府では入手が難しい、現地の政治・経済・社会に関する付加価値の高いビジネス情報を企業や政府へ提供するとともに、政策実施機関として施策の成果・課題等を分析し、政府に積極的にフィードバックする。</p>	<p>号)により追加的に措置された交付金については、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)における対日直接投資の促進など海外活力の取込みのために措置されたことを認識し、EPA利活用促進のための情報提供・相談体制の強化、英国のEU離脱に伴う対欧州ビジネス支援事業に活用する。</p> <p>令和3年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)における中小企業等の足腰強化と事業環境整備のために措置されたことを認識し、EPA利活用促進のための情報提供・相談事業に活用する。</p> <p>4-1. 日本企業の海外ビジネスに資する調査活動</p> <p>(1) 調査・情報収集</p> <p>日本企業のビジネスの具体的な進展に資する海外ビジネス情報を提供すべく、調査ニーズアンケート、貿易投資相談事例、内外顧客からの具体的な声などに基づき、調査内容を選定する。</p> <p>海外の制度情報やビジネスコスト、我が国企業の海外進出の状況など、日本企業が海外展開を行う際に役立つ基礎的な情報を国・地域横断的に収集するとともに、急激な経済・政治変動や自然災害等、世界経済や日本企業に多大な影響を及ぼし得る突発的な事象についても迅速かつ的確な情報収集を行い、ウェブサイト、セミナー・講演会、個別ブリーフィング、メディアなどさまざまなチャネルを通じて提供することで、日本企業の海外ビジネス展開に貢献する。</p> <p>なお、企業、地方自治体、団体などからの個別ニーズによる海外ビジネス情報の提供については、自己収入拡大への取組も踏まえながら対応を検討する。</p> <p>各国政策立案者に加え産業界リーダー・学識経験者などのオピニオンリーダーとの現地ネットワークの強化に努め、機動的な情報収集を行う体制の強化を図る。また、これらネットワークを活用し、日本企業の海外展開に資するビジネス環境整備を図り、通商課題解決に貢献する。</p>	<p>2021年度：</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、各種媒体での発信を強化。93件のウェビナー実施のほか、YouTube動画を立ち上げ、カンボジア特集動画を16本掲載。 中東の物流・サプライチェーンにおける新型コロナウイルスの影響について調査を実施(2022年5月に調査成果をレポートにまとめ発信)。 <p>(1) 調査・情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> 第五期中期計画に基づき、主な内容として、以下の取組を実施した。 <p>2019年度：</p> <ul style="list-style-type: none"> 激化する米中貿易摩擦について組織をあげて情報収集・現状分析を行い、多数のセミナー開催や特設ウェブサイト設置等を通じ情報発信すると共に、政策当局にも情報提供を行った。また、英国のEU離脱(ブレグジット)の動向とその影響について、特設ウェブサイトにて高頻度で更新すると共に、主要都市で計34回のセミナーを開催。ロンドン事務所においては、ブレグジット対応プラットフォームを立ち上げ、英国に拠点を有する日系中小企業等からの個別相談に応じた。 <p>2020年度：</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染拡大に関して、各国の対応や経済への影響、制度変更、日系企業への影響などを海外事務所が収集し、政策当局や経済界に毎日提供(2020年度末及び2021年度は週2回)すると共に、各種媒体で広く情報を発信した。また、米国大統領選挙の情勢や争点に関する調査や、ミャンマー国軍による権力掌握の事態を受けたビジネス環境の変化に関する調査等について機動的に取り組み、各種媒体を通じて情報提供を行った。 <p>2021年度：</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き新型コロナウイルス関連の情報収集・発信のほか、重要性が増している経済安全保障の分野において、特集サイト開設等による情報発信強化や、米国・中国両国での現地法律事務所を起用した情報収集と知見向上、ウェビナー開催などに取り組んだ。また、特集サイト立ち上げやウェビナー開催を通じたサプライチェーンと人権に対する企業への関心喚起、グリーン成長を巡る世界のビジネス動向調査・情報発信、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定発効を踏まえた「RCEP協定解説書」の作成・改訂や都道府県別ウェビナーの開催等により、RCEP協定の利活用を支援した。ロシア・ウクライナ情勢に関しては、ウクライナ進出企業等の避難や情報収集を支援したほか、「ウクライナ等ビジネス相談窓口」を本部及び全貿易情報センターに設置し、中小企業等からの相談に対応した。また、特集ページを迅速に開設し、現地情勢及び各国の対応等について情報発信すると共に、緊急ウェビナーの開催や在ロシア進出日系企業に対する緊急アンケートの調査結果の公表等を通じ、機動的な情報発信を行った。 企業、地方自治体、団体などからの個別ニーズによる海外ビジネス情報の提供については、自己収入拡大への取組も踏まえつつ、有料でのセミナー講師派遣や原稿寄稿に取り組んだ。 各国政策立案者に加え、現地の産業界のリーダーや学識経験者などのオピニオンリーダーとのネットワーク強化に努め、機動的な情報収集を行う体制強化を図った。海外事務所が各国で構築した現地政府とのネットワークを活かし、進出日系企業が抱える課税問題や各種規制・諸手続きの遅れ、就労ビザ等の課題に対し、各国の日本大使館や日本商工会議所等とも連携しつつ、現地政府への働きかけを通じて課題解決に取り組んだ。また、新型コロナウイルス感染拡大下において、マレーシアやフィリピン、メキシコなど諸外国における入国制限緩和や操業再開等の課題に取り組み、現地政府への働きかけを通じてビジネス環境改善に繋げる 	<p>発信を行うウェビナーを多数実施。オンライン化を通じ、参加者数の大幅な増加やオンデマンド配信を実現し、地理的・時間的制約なく、海外ビジネス情報の広範囲な提供を可能とした。ウェビナー導入率は2019年度の18.1%から2021年度には100%を達成。</p> <p>(4) 研究成果の発信及び海外研究機関等との連携(アジア経済研究所)</p> <p>アジア経済研究所の研究員が取りまとめた学術単行書を多数刊行。一例として、「グローバル・バリューチェーン-新・南北問題へのまなざし」が第31回アジア・太平洋賞(特別賞)を受賞したほか、日本経済新聞による「エコノミストが選ぶ経済図書ベスト10(2019年)」の第3位にもランクインするなど、研究成果が高く評価された。また、グローバル市場で求められる、責任あるサプライチェーンに関する企業調査や企業向け啓発活動を実施すると共に、日本政府が2020年10月に発表した「[ビジネスと人権]に関する行動計画(2020-2025)」に研究所の取り組みが明記された。学術ネットワーク活動としては、東アジア16カ国の研究機関による「COVID-19に関するERIA研究機関ネットワーク(RIN)オンライン・ワークショップ」の開催や、学術連携協定を締結する各国機関等との共催ワークショップの実施などを通じ、海外研究機関等との連携及び対外発信を強化した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 政策当局と連携し、高度な政策動向分析や政策提案機能の強化に努められたい。 <p><その他事項></p> <p>経営に関する有識者からの意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> アジア経済研究所の研究員による研究成果の発信、学術連携協定を締結する各国機関との連携及び発信強化を評価。 新型コロナ感染拡大以降、各国・地域の最新情報を政策当局に対して迅速かつ継続的に提供したこと、特設ウェブサイトを開設し感染拡大に伴う経済活動への影響を広く発信したことを評価。 国際情勢の急変に対しても迅速に情報収集を行い、特設ウェブサイトの開設等により情報発信を強化するなど、質の高い取組を評価。 		
--	---	--	--	--	--	--

	<p>(国内外政府への政策提言、経済連携の推進) 我が国企業による海外展開や外国企業による日本への投資等を支援する上で、個別企業では解決の難しい諸課題を集約・分析し、国内外政府に政策提言等を行い、課題解決に向けた政策の実現を促す。</p> <p>また、日本との貿易投資関係や経済関係全般も含めた、通商政策の効果的な推進に資する情報発信を積極的に展開する。例えば、草の根レベルからの関係強化の取組が重要視されている国において、海外事務所のネットワークを活用し、互恵的な経済関係構築に資する情報発信を行う。</p> <p>さらに、メガ FTA など世界規模での経済連携の動きが広がる中、我が国の経済連携の推進に向けた政策提言や相手国政府関係者との対話等の活動を強化するほか、経済連携などの政策実現によって得たメリットを確実に日本企業に還元するため、経済連携協定の普及・活用促進を行う。</p>	<p>(2) 情報発信・政策提言 日本企業に向けた情報発信に加えて、経済産業省の通商政策等の立案担当者とのコミュニケーションを一層活性化し、政策立案に貢献する情報提供を強化する。機構が実施した調査・情報収集や、各事業の現場で得られた日本企業の海外展開に関する成果・課題等を分析し、国内外政府等に対してビジネス環境改善や、日本企業の海外展開の促進に向けた政策提言等を行う。特に、デジタル貿易のルール作りなど、個別企業では解決の難しい諸課題を集約・分析し、ルール作り等に貢献するとともに、ビジネス環境の課題解決に向けた政策の実現を目指す。</p> <p>加えて、日本企業のビジネス活動による各国社会・経済への貢献や、日本との貿易投資関係、経済関係全般も含めた情報発信を積極的に展開・強化することにより、相手国日本に対する理解を深め、以って通商政策立案にも貢献していく。</p> <p>世界の FTA、EPA 等経済連携関連情報、とりわけ我が国が関わる経済連携については、交渉開始前、交渉段階、発効後などの各段階において必要な活動を行う。さらに、経済連携など政策実現によって得たメリットを確実に日本企業に還元するため、普及・活用促進にこれまで以上に注力する。</p>		<p>など、通商課題の解決に貢献した。RCEP 協定署名を受けては、RCEP に加盟する各国の有識者に対するインタビューを実施し、その内容に関するレポートを発信し、経済産業省からも高い評価を得た。</p> <p>(2) 情報発信・政策提言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省の政策立案担当者との日頃のコミュニケーションに加え、同省通商政策局との意見交換会を管理職レベルで定期的に開催することで認識や調査方針のすり合わせを行うなど、連絡・調整を一層密にすることで政策立案に貢献する情報提供を強化した。2019 年度から 2021 年度までの政策立案担当者に対する役立ち度は毎年度 90%以上を維持し、特に 2021 年度の役立ち度は 100%を達成した。 ・世界全体と主要各国・地域の経済・貿易・直接投資動向を豊富なデータを用いて分析した年次レポート「世界貿易投資報告」の作成や、世界各地で進出日系企業にアンケート調査を行う「進出日系企業調査」を毎年度実施した。これら調査活動を通じ、世界各地の政治・経済情勢や進出日系企業の動向及び経営上の課題などを把握し、通商政策立案や企業活動に資する情報発信や政策提言に取り組んだ。 ・各地の日本商工会議所等と連携しながら、進出日系企業が抱える現地での障壁や課題を把握・分析し、現地政府への政策提言や働き掛けを行った。ASEAN においては、ASEAN 日本人商工会議所連合会 (FJCCIA) の事務局として、ASEAN 各地の日本人商工会議所の意見を集約し、ASEAN 事務総長に対して貿易円滑化や労働環境・産業人材育成、適切なデータ管理体制構築等について継続的な政策提言を行い、ビジネス環境の改善に努めた。 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた対応としては、欧米や ASEAN 地域の計 13 カ国において在外日系企業向けアンケート調査を実施し、把握した課題について、現地政府などに対して課題解決に向けた申し入れを行ったほか、在外公館等からの要請に基づき、在留邦人の帰国を支援した。特に、在外公館のない武漢、アーメダバードに加え、ダッカ、カラチ、タンケント、カイロ、ヨハネスブルク、ナイロビ、ラバト、アディスアベバにおいて、在留邦人の情報共有とチャーター機による帰国を全面支援した。また、特設サイト「新型コロナウイルス感染拡大の影響」を設け、「海外主要 30 カ国・地域のワクチン接種状況およびワクチン証明に基づく水際措置一覧」の掲載や、「国際物流の混乱と企業の対応状況」を掲載するなどし、各国政府の対応や物流への影響等について情報発信を行った。 ・デジタル貿易については、2020 年版の「世界貿易投資報告」で同テーマについて取り上げた章を新設し、世界のデジタル貿易動向やデジタル関連ビジネスの潮流を概観した上で、WTO をはじめとした国際機関・フォーラムや主要国・地域におけるデジタル分野の通商ルール整備の動き、個人情報保護、サイバーセキュリティといった非貿易分野のデジタル関連ルール形成に関する分析を行った。また、アジア経済研究所と「デジタル経済に関する研究会」を立ち上げ、デジタル経済をめぐる学術的、政策的議論を行い、本分野に関する知見蓄積を図った。 ・米国向け情報発信においては、日米経済グラスルーツパートナーシップとして、米国の 18 州政府等との共催で新型コロナウイルス関連支援策などに関するウェビナーを開催したほか、日系企業に対する新型コロナウイルス対策の緊急アンケートを英訳の上、州政府に届けるなどして、コロナ禍における米国での日系企業の貢献を伝えた。また、全米 50 州及びプエルトリコの知事に対して理事長名のレターを発出し、日本企業の活動や、コロナ禍においても約 70%の日系企業が雇用を維持していることなどをアピールし、米国の有識 			
--	--	--	--	--	--	--	--

				<p>者や有力者に対する日本企業の現地経済への貢献などをインプットした。このほか、州知事の訪日機会を捉えた対米投資促進セミナーを実施した。米国以外の国々に対しても、各国政府機関や在京大使館等の要望を踏まえ、各国の経済産業状況等の理解と関心を深めるセミナーの開催などを通じ、日本企業の活動による各国への貢献や日本とのビジネス関係に関する情報を積極的に発信した。</p> <p>・FTA や EPA の情報について、ウェブサイト上に「世界と日本の FTA 一覧」や「WTO・FTA ニュース」のコーナーを設けて情報提供を行ったほか、協定解説書の作成、活用事例の収集・発信、特集番組の作成、日 EU・EPA や TPP11、RCEP 協定等の利活用推進を目的とする多数の普及啓発セミナーやワークショップの開催に取り組んだ（2019 年度は 63 回、2020 年度は 70 回、2021 年度は 51 回）。また、経済連携などの政策実現によって得たメリットを確実に日本企業が活用できるよう、地方紙への広報記事の掲載など、新たな普及活動にも取り組んだ。</p>		
	<p>(情報発信・活用の高度化) 情報発信の高度化を図り、利用者の増加や利便性の向上に繋げる。具体的には、調査成果の情報発信にあたって、一層ニーズを踏まえた情報となるよう、メディアの引用件数等により、企業や社会への波及を可視化する方法を検討する。また、調査成果を幅広く普及させるために、スマートフォンの普及を踏まえたモバイルフレンドリー対応を一層進めるほか、ウェブサイトの利便性向上に努める。</p>	<p>(3) デジタルツールを活用した情報提供 これら情報収集・提供にあたっては、スマートフォン等モバイル機器の急速な普及を踏まえつつ、顧客の所在に拠らない普遍的な情報発信を実現する。併せてセミナーのオンライン化の推進を通じて利用者の増加や利便性の向上を目指す。さらにユーザーフレンドリーなウェブサイトの構築を推進し、情報ニーズの把握や適切な情報提供方法の検討、推進に努める。</p>		<p>(3) デジタルツールを活用した情報提供 ・情報収集・提供にあたっては、デジタルツールの多様化を踏まえつつ、顧客の所在に拠らない普遍的な情報発信を実現すべく、スマートフォン等モバイル機器での閲覧が増えている傾向を踏まえ、Twitter 等を活用した情報発信に取り組んだ。</p> <p>・セミナーのオンライン化を通じて利用者の増加や利便性の向上を目指すべく、地方の情報ニーズを踏まえつつ、本部発ウェビナーでの効果的な情報発信を推進した。これにより、ウェビナーの大規模化やオンデマンド配信を実現し、地理的・時間的制約無く、広範囲にジェトロの海外ビジネス情報を提供した。ウェビナー開催件数は 2020 年度が 122 回、2021 年度が 93 回と、デジタル時代に相応しい情報発信ツールとして、積極的に調査成果の普及や情報提供を行った。2021 年度にはウェビナー導入率 100%を達成した。</p> <p>・SEO 対策（検索エンジンの最適化）などを通じてユーザーフレンドリーなウェブサイトの構築を推進した。また、コロナ禍において海外出張の制約があった中、海外情報をより分かりやすく伝えるため、テキスト情報だけでなく、YouTube の活用等を通じ、動画による新たな情報発信に取り組んだ。</p>		
<p>アジア経済研究所は、その目標設定について、独立行政法人通則法における国立研究開発法人の目標設定に関する規定を準用し、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」を次のように定める。</p> <p>(学術研究成果の最大化を通じた政策立案への貢献) アジア経済研究所は、学術研究によって蓄積された研究資源を活用し、効果的かつ効率的な幅広いアウトリーチ活動※を通じて、我が国の政策担当者やメディア、経済界、国民各層、さらには新興国等の政府、産業界、市民社会等にも幅広く積極的に研究成果を還元し、我が国企業の貿易投資の拡大ならびに我が国政府の通商政策立案の基盤となる質の高い分析と情報を提供する。政策立案への貢献にあたっては、政策担当者のニーズや政</p>	<p>4-2. アジア地域等の調査研究活動 (1) 学術研究成果の最大化を通じた政策立案への貢献 アジア経済研究所は、学術研究によって創出・蓄積された研究資源を、効率的・効果的なアウトリーチ活動(※)を通じて発信し、我が国企業の貿易投資拡大に向けた活動や我が国政府の通商政策の立案等において基盤となる知的貢献を果たすことで、研究成果の最大化を図る。具体的には、研究マネジメント力を最大限に発揮して研究所全体としてのアウトリーチ活動実施体制を強化する。研究成果の中間報告や定期ブリーフィングなどによる政策担当者との緊密なコミュニケーション構築を促す政策研究対話の実施により、政策立案への広範な貢献を果たす。また、国際会議・セミナー・講演会・国際シンポジウム等の開催、定期刊行物や単行書など出版物の刊行、ウェブ</p>	<p>【アジア経済研究所に係る評価軸及び関連する指標】</p> <p>評価軸(1) 効率的・効果的なアウトリーチ活動によって研究成果が適切に還元され、貿易投資の拡大と我が国政府の通商政策立案等の基盤となっているか (評価指標) ・研究成果の効率的・効果的なアウトリーチ活動の実施 ・研究成果のアウトリーチ活動を通じた、我が国のメディア、経済界、国民各層、新興国等の政府、産業界、市民社会への還元による社会的効果 ・政策研究対話における政策担当者からの評価(4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上) (モニタリング指標) ・講演会・セミナー・国際シンポジウム等の開催件数 ・政策研究対話の実施件数 ・メディア等における取り上げ件数</p>	<p><主要な業務実績> 評価軸(1) 【評価指標①】研究成果の効率的・効果的なアウトリーチ活動の実施</p> <p>・米中対立、SDGs、新型コロナウイルス、デジタル、RCEP 等、時宜に合った調査研究課題を企画立案し、研究活動によって得られた研究成果や分析結果を講演会、セミナー、国際シンポジウムの開催等を通じて外部に積極的に発信した。コロナ禍以降はイベントを全面的にオンライン開催に切り替え、コロナ禍以前の開催頻度を維持しつつ研究成果を発信した。特にコロナ以降のイベント参加者は 2020 年度が延べ 10,603 人(前年度比 2.5 倍)、2021 年度が延べ 13,880 人(同 1.3 倍)と、1 回当たりの集客力や波及効果が大きく増加した。</p> <p>主な取り組み事例は以下の通り。 2019 年度： ・2019 年 8 月に開催された TICAD7 に先立ち、世界銀行と共催で特別講演会を開催し、222 名が参加した(世界銀行のアフリカ地域担当チーフエコノミストを招へい)。 2020 年度： ・「中東における女性の社会参画と新たなビジネス交流の可能性」と題した国際シンポジウムを開催。中東地</p>			

<p>策課題を踏まえた研究テーマの選定や、中間報告や定期ブリーフィングなどによる政策担当者との緊密なコミュニケーションの実施などにより、顕在化している政策課題に対応した世界水準の学術研究を実施するほか、現時点で顕在化していない中長期的な政策課題にもなり得るアジェンダを提示することで、政策立案への広範な貢献を果たす。</p> <p>※アウトリーチ活動とは、外部向けに研究成果等（知識の蓄積や情報・データも含む）を発信し、知的貢献や社会的インパクト形成を目指すとともに、多様なニーズを把握するための諸活動のこと。</p>	<p>サイト・SNS 等を通じた機動的な発信等を組み合わせて活用するとともに、研究成果の問題関心を高め、かつ各界の有するニーズ把握に繋がるよう双方向的な対話を促進する。</p> <p>※アウトリーチ活動とは、外部向けに研究成果等（知識の蓄積や情報・データも含む）を発信し、知的貢献や社会的インパクト形成を目指すとともに、多様なニーズを把握するための諸活動のこと。</p>	<p>評価軸（2） 大学や民間企業では実施し難い先駆的かつ独創的な付加価値の高い研究成果が創出されているか。 （評価指標） ・具体的な先駆的かつ独創的な付加価値の高い研究成果の創出状況（モニタリング指標） ・誌上、ウェブサイト上または口頭での論文発表件数 ・創出された研究成果の外部評価（業績評価委員会による総合評価）</p> <p>評価軸（3） 国際的な研究ハブ機能ならびに学術情報プラットフォームとしての機能を発揮しているか （評価指標） ・新たに形成した又は維持している学術ネットワークの量と質 ・学術情報センター等における学術情報の蓄積と運用状況及び活用状況（モニタリング指標） ・国際学会・国際会議等への参加数及び招待講演数 ・研究所が主催・共催・参画した国際会議等の開催数 ・実施した学術ネットワーク活動※の外部評価（業績評価委員会による総合評価） ・学術情報・データ蓄積等の発信（掲載）・アクセス件数・ダウンロード件数</p> <p>※学術ネットワーク活動とは、研究ハブとしての機能を発揮しつつ国内外の大学・研究機関や外部の研究者・有識者等との関係において実施する学術的活動のこと。</p> <p><評価の視点> 定量的指標を達成しているか。 上述のアウトカムの実現が図られているか。</p>	<p>域の女性の社会進出について、ビジネス、教育、人権、SDGs 等の面から有識者と意見交流を実施し、456名が視聴した。</p> <p>・国軍による権力掌握で情勢が急変したミャンマーについて解説したセミナー「クーデター後のミャンマー：混乱からの出口はあるのか？」を開催し、824名が参加した。</p> <p>2021年度： ・「サステナビリティと企業の社会的責任：SDGsを現実にするポスト（ウィズ）コロナの10年に向けて」と題した国際シンポジウムを世界銀行、朝日新聞社との共催で開催し、1,211名が参加した。</p> <p>【評価指標②】研究成果のアウトリーチ活動を通じた、我が国のメディア、経済界、国民各層、新興国等の政府、産業界、市民社会への還元による社会的効果</p> <p>・世界各国・地域で発生した政治・経済・社会分野における様々な事象に対し、研究者が数多くのメディアに出演・解説することで、日頃のアジ研の研究成果を効果的に発信した。また、各国・地域の政治・経済・社会事情に係る情報を提供する『IDE スクエア』や、YouTube や Twitter 等の SNS を活用した動画配信にも積極的に取り組んだ。主なテーマは以下の通り。</p> <p>2019年度： ・インドネシア総選挙、マレーシア政権交代、スリランカでのテロ、中東情勢、など。</p> <p>2020年度： ・新型コロナウイルスが世界の政治経済に与える影響、RCEPの経済・社会的な影響及び今後の見通し、米中対立、ミャンマーにおける政変、など。</p> <p>2021年度： ・SDGs、ラオス・中国高速鉄道の開通、ハイチにおける大地震、台湾における半導体製造、など。</p> <p>【評価指標③】政策研究対話における政策担当者からの評価</p> <p>・経済産業省の政策担当者のニーズに基づき、政策研究対話を実施した。研究所の日頃の研究成果が政策策定にも貢献した一例として、日本政府が2020年10月に発表した「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）に、これまでの研究所の取組が記載された。併せて、経済産業省からの要望に基づき、個別の政策ブリーフィングにも柔軟に対応し、政策立案者への情報提供を積極的に行った。</p> <p>・政策研究対話における政策担当者からの評価： 2019年度：93.2% 2020年度：92.9% 2021年度：95.0%</p> <p>（モニタリング指標） ・講演会・セミナー・国際シンポジウム等の開催件数： 2019年度：56件 2020年度：57件 2021年度：63件</p> <p>・政策研究対話の実施件数： 2019年度：28件 2020年度：21件 2021年度：33件</p> <p>・メディア等における取り上げ件数： 2019年度：150件 2020年度：133件 2021年度：154件</p>			
---	---	---	--	--	--	--

<p>(付加価値の高い学術研究成果の創出と蓄積) アジア経済研究所は、前項に示した「学術研究成果の最大化を通じた政策立案への貢献」を実現するため、我が国におけるアジア地域およびその他の地域に関する研究の拠点として、国際的な政治・経済・社会情勢等、中長期的かつ革新的な視点に立った分析を通じて、大学や民間企業では実施し難い先駆的かつ独創的な研究活動を実施し、世界の公共財となり得る付加価値の高い研究成果を創出し、良質な研究資源を蓄積する。 新たな知見を獲得し、新たな付加価値を生み出す基盤となるこれらの研究活動を通じて、特に、高い専門性をもつ多様な研究者の集積を強みとして、国際的な政治・経済・社会秩序の変容や技術革新がもたらす産業構造の変化ならびにこれらが我が国を含めた国際社会に与える影響などについて、国・地域・分野を横断した研究を強化する。また、持続可能性や包摂性の追求が問われる地球規模の課題について、我が国の国益に資するだけでなく、世界の発展への貢献にも繋がる研究成果を創出する</p>	<p>(2) 付加価値の高い学術研究成果の創出と蓄積 アジア経済研究所は、学術研究の実施にあたり、世界最大規模の研究集積と学術ネットワークを活用し、国際的に評価の高い独自の分析ツールを用い、また機構の国内外ネットワーク等から得られる企業・産業情報も参照しつつ、世界水準の社会科学を駆使した分析機能を強化し、大学や民間企業では実施しがたい先駆的かつ独創的な研究活動を実施し、世界の公共財となり得る研究成果を創出する。 具体的には、国際的な政治・経済・社会秩序の変容や技術革新がもたらす産業構造の変化ならびにこれらが我が国を含めた国際社会に与える影響などについて、政策ニーズに沿ったかたちで国・地域・分野に特化した研究を推進するとともに、これらを横断した研究を強化する。また、持続可能性や包摂性の追求が問われる地球規模の課題について、我が国の国益に資するだけでなく、世界の発展の貢献に繋がる研究成果を創出する。学術研究活動の実施においては、分野や研究ステージに応じて、世界最先端の研究を中心に国際的に広く用いられる仮説検証型と、理論枠組を用いた仮説検証を十分に行えないほど先行研究の蓄積がない場合などに用いられる課題探索型の研究手法に基づき、定量的、定性的のいずれか、あるいは双方を課題に応じてベストミックスした分析手法を用いて研究を行う。</p>		<p>評価軸 (2) 【評価指標】 具体的な先駆的かつ独創的な付加価値の高い研究成果の創出状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍以降も運営費交付金、科学研究費共に数多くの研究課題を実施した。一例として、中国社会科学院との一帯一路構想に係る共同プロジェクトや、WTO・世界銀行グループ・OECD等とのグローバル・バリュー・チェーン (GVC) に係る共同研究を実施したほか、産業高度化に向けたデジタル化推進に関する研究会や、国際サプライチェーン分析に関する研究会の開催、IDE-GSM (経済地理シミュレーションモデル) を活用したASEAN 各国におけるインフラプロジェクトの経済効果のとりまとめ等、付加価値の高い多くの学術成果の創出と蓄積に努めた。 <p>(運営費交付金による研究プロジェクト件数) 2019年度：66件 2020年度：74件 2021年度：85件</p> <p>(科学研究費助成事業による研究課題件数) 2019年度：59件 2020年度：64件 2021年度：70件</p> <p>(学術単行書出版件数) 2019年度：16件 (外部10件、内部6件) 2020年度：12件 (外部4件、内部8件) 2021年度：9件 (外部6件、内部3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究所の研究者が学術界において評価が高い複数の学術賞を受賞する等した。 <p>(学術賞受賞) 2019年度： ○第40回発展途上国研究奨励賞 (岩崎葉子研究員、「サルゴフリー 店は誰のものか：イランの商慣行と法の近代化」(平凡社)) ○第31回アジア・太平洋賞特別賞 (猪俣哲史研究員、「グローバル・バリューチェーン—新・南北問題へのまなざし—」(日本経済新聞出版社)) 2020年度： ○第15回樫山純三賞 (一般書賞) (岡奈津子研究員、「< 賄賂 > のある暮らし—市場経済化後のカザフスタン—」(白水社)) ○第36回大平正芳記念賞 (猪俣哲史研究員、「グローバル・バリューチェーン—新・南北問題へのまなざし—」) 2021年度： ○第20回アジア太平洋研究賞 (井植記念賞・佳作) (南波聖太郎研究員、博士論文「ラオスにおける社会主義と中立主義の相克：デタント期社会主義陣営の最辺境における解放区の多元的展開(1945-1975)」) ○2021年度水資源・環境学会賞 (大塚健司研究員、「中国水環境問題の協働解決論—ガバナンスのダイナミズムへの視座—」(晃洋書房)) <p>(モニタリング指標) ・誌上、ウェブサイト上または口頭での論文発表件数： 2019年度：611件 2020年度：595件 2021年度：596件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創出された研究成果の外部評価 (業績評価委員会による総合評価)： 査読評価 (5点満点) において、2019年度及び2020年度は平均4.4点、2021年度は平均4.8点と、研究成果に対する高い評価を得た。 <p>2019年度：4.4点 ・学術単行書9点の外部査読の平均点は4.4点。業績評価委員会からは、「研究対象国・地域のバランスが良い」、「ユニークなテーマ・着眼点で他機関では着手しがた</p> </p>			
---	--	--	---	--	--	--

				<p>い研究課題が数多く、社会の負託に十分応えている」、「世界各国の様々な課題を多角的、多面的かつ多様な手法で実施、それぞれに学術的に優れた成果をあげている」、「研究員がそれぞれの地域に対する高い専門知識を持ちながら、新しい研究の視座や研究分析の手法を交えた研究が蓄積されている」などの評価コメントを得た。</p> <p>2020年度：4.4点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術単行書11点の外部査読の平均点は4.4点。業績評価委員からは、「単独の大学や研究機関では、ここまで多方面の地域・分野に渡る研究は無理だろう。研究成果も学術論文や書籍として着実に刊行されている」、「量的にも質的にも極めて優れており、地域的にもバランスが取られている」、「科研費を64件も獲得していることは、研究所の学術水準が高いことを外部の研究者が認めていることを意味する」、「評価の高いジャーナルに掲載された論文も少なからず見られ、国際的な研究ネットワーク構築のベースとなる貢献」、「学術成果のオープンアクセス化が進められてきたことは、成果の発信力を高める上での新機軸」、「大きな関心を持たれるコロナの影響について、資源を有効活用して発信していることは、非常に重要な貢献」などの評価コメントを得た。 <p>2021年度：4.8点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術単行書10点の外部査読の平均点は4.8点。業績評価委員からは、「将来的に政策提言を行う上での重要な基礎研究といった性格の研究課題が多く、それぞれに地に足のついた研究活動が行われていることは、その資源を用いながら、アジア経済研究所の特徴を遺憾なく発揮しているものと考えられる」、「外部専門委員による研究成果物の評価結果』を見ると、平均で4.8（個別に見ると4.5あるいは5.0）ときわめて高い評価を得ており、特筆に値する。」、「コロナのGVC、医療品貿易、経済復興への影響やロックダウン政策の国際貿易への影響などについて、多数の論文を英文ジャーナルに発表していることも注目される。Development EconomiesのSpecial issueを発行したこともアジア研の活動を国際的に発信する上で重要」などの評価コメントを得た。 			
<p>(国際的な研究ハブ機能と学術情報プラットフォーム機能の発揮)</p> <p>アジア経済研究所は、上記目標を実現するための方策として、世界の研究機関・研究者等とのネットワーク形成を通じ、国際機関や海外の大学・研究機関との共同研究等を推進する。また、国内外の優れた研究人材を活用しながら、国際的な研究ハブとしての機能を高め、蓄積された研究資源を活用して世界への知的貢献を行う。</p> <p>そのための必須機能として研究マネジメント機能をさらに強化するとともに、図書館の資料情報基盤整備や情報発信機能の強化を通じて、アジア地域およびその他の地域に関する学術研究の知的基盤をなす公共財として、学術情報プラットフォーム機能を発揮する。</p>	<p>(3) 国際的な研究ハブ機能と学術情報プラットフォーム機能の発揮</p> <p>アジア経済研究所は、研究マネジメント機能を強化することにより、国際会議等への参画、国内外の国際機関や大学等の学術研究機関と連携した共同研究の実施、研究カンファレンスをはじめとするインタラクティブな学術交流イベントの開催、研究者の派遣・受入等、各種学術ネットワーク活動を通じて、新たなネットワーク構築と既存のネットワークの維持・強化により、国際的な研究ハブとしての機能を高める。また、世界有数の専門図書館であるアジア経済研究所図書館は、出版編集機能を包含する学術研究成果・各種データの蓄積・整備ならびに発信機能を強化した「学術情報センター」として再編する。同センターは、資料情報の収集・整備、リポジトリ運営管理、ウェブサイトによる情報発信、出版物の刊行等を通じ、新興国・開発途上地域に関する学術研究の知的基盤をなす公共財として、学術情報プラ</p>		<p>評価軸(3)</p> <p>【評価指標①】新たに形成した又は維持している学術ネットワークの量と質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術連携協定を締結している海外の大学・研究機関(2021年度末時点で16機関)やWTO等の国際機関との共同研究や共同ワークショップを実施するなど、研究ネットワークの深化に努めた。また、東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)や同センターの研究活動支援を行う研究機関ネットワーク(RIN)との研究交流を通じ、相互の研究活動の活性化や研究水準の向上に努めた。 <p>(共同研究・ワークショップ実施事例)</p> <p>2019年度：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「アジアにおける人の移動」をテーマに、台湾亜州交流基金会(TAEF)とワークショップを開催。 ・「日ラオスの経済関係の深化と東アジアの経済統合」をテーマに、「日メコン交流年2019」の認定事業としてラオス国立経済研究所(NIER)と特別講演会を共催。 ・「一帯一路」や「日中第三国市場協力」等をテーマに、中国を代表する社会科学研究機関である中国社会科学院(CASS)と共同研究を実施。 ・「アジアにおける電子商取引の制度構築」をテーマに、WTO Public Forumにおいてワーキングセッションを開催。 <p>2020年度：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルスが及ぼす経済的影響と回復に向けた施策・戦略」をテーマに、東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)研究機関ネットワーク(RIN)オンライン・ワークショップを初開催(計5回実施)。 				

		<p>ットフォーム機能を発揮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ポストコロナ時代の日中経済協力」をテーマに、CASSとの共催で国際会議を開催。 ・「人種、貧富、教育といった社会的階層が新型コロナウイルス感染拡大に与える影響」等をテーマに、インドネシア科学院（LIPI）とワークショップを開催。 <p>2021年度：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「コロナ禍におけるアジア太平洋地域への影響や、各国経済、ASEAN 域内貿易、循環経済、ヘルスケア」等をテーマに、東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）研究機関ネットワーク（RIN）オンライン・ワークショップを開催。 ・「人文社会科学の制度設計と組織改編」をテーマに、インドネシア科学院（LIPI）とワークショップを開催。 ・「米中貿易摩擦下でのアジア・太平洋地域におけるサプライチェーンの変革」及び「脱炭素化社会の実現に向けた課題」をテーマに、台湾・中華経済研究院（CIER）とワークショップを開催。 <ul style="list-style-type: none"> ・アジアやアフリカなど、各国の貿易投資に携わる若手行政官等を育成する研修プログラム（IDEAS）を実施。世界銀行、WTO、ロンドン大学（SOAS）等、これまでアジア経済研究所が構築してきた研究ネットワークを存分に活かし、名立たる世界の研究機関等に所属する講師による講義も含め実施した。コロナ禍においては、2020年度より全面オンライン開講としたことで、日本人研修生の参加も大きく増え、学術ネットワーク深化に大きく貢献した。 <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度に単行書の電子書籍（eBOOK）化と無料公開を実現し、オープンアクセス化を大きく推進した。 <p>（モニタリング指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際学会・国際会議等への参加数及び招待講演数： <ul style="list-style-type: none"> 2019年度：274件 2020年度：202件 2021年度：301件 ・研究所が主催・共催・参画した国際会議等の開催数： <ul style="list-style-type: none"> 2019年度：7件 2020年度：9件 2021年度：12件 ・実施した学術ネットワーク活動の外部評価（業績評価委員会による総合評価）： <p>2019年度：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術ネットワーク活動全般として、「世界各国の政府系・独立系研究機関との学術交流は大学では難しい。アジア経済研究所ならではの活動」、「ディシプリンに縛られない関与が重要となる国際機関等との協働はアジア経済研究所の多様性という優位性を体現している」、「120名の研究員のうち19名が2-3年任期で海外へ派遣されるのはネットワーク形成に貢献している」等、多種多様な研究分野及び研究対象地域の専門家を擁するというアジア経済研究所の優位性を発揮した学術ネットワーク活動が高い評価を得た。 <p>2020年度：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術ネットワーク活動のうち、特に学術的意義が高いものとして、「COVID-19に関するERIA研究機関ネットワーク（RIN）オンライン・ワークショップ」が多くの委員より挙げられた。「RINメンバーとの間で、現下の重要課題であるCOVID-19のもたらす経済社会的課題を様々に議論し、共有する機会を持ったことは、将来的な政策立案を行う上でも重要な基礎作業と位置づけられる意義を持つ」等のコメントを得た。また、委員からは、コロナ禍で国際会議が開催できない中でハイレベルな日中の繋がりを確認した「中国社会科学院（CASS）との国際学術シンポジウム」や、日本とは学術交流があまり活発でないものの地勢的に重要な国であるイランやイスラエルの研究機関とのワークショップ開催が高く評価された。 ・アジア経済研究所が世界経済フォーラム（WEF）との 			
--	--	-----------------------	--	--	--	--

				<p>コンテンツパートナーシップを締結し、WEF の情報ネットワークへ参加したことについて、「研究成果を広く世界に発信する上できわめて重要」との評価を得た。さらに、国立情報学研究所が運営する図書館間相互利用ネットワーク (ILL) において、アジア経済研究所図書館の貸出受付件数が 1,634 機関中の 2 位 (2021 年 3 月末時点) にランキングされたことについて、「有用な図書や資料を蓄積してきた長年の努力の結果」と、学術情報の蓄積と国際的な発信の取り組みを評価するコメントがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術ネットワークの活動手法として、「COVID-19 への対処の過程で、オンラインを利用したネットワーク活動が種々工夫され拡大したことは、将来の活動にもプラス」、「新型コロナウイルスなどタイムリーなテーマでの学術イベントが活発に行われたことは特筆に値する」など、国際会議等を開催することが困難な状況にある中で積極的に学術ネットワーク活動を展開し、国際的な研究ハブ機能及び学術情報プラットフォーム機能を発揮したことを高く評価するコメントが多くの委員から得られた。 <p>2021 年度：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術ネットワーク活動のうち、特に意義が大きいものとして、「世界銀行との共催による国際シンポジウムの開催～サステナビリティと企業の社会的責任：SDGs を現実にするポスト (ウィズ) コロナの 10 年に向けて～」が多くの委員から挙げられた。「代表的な国際開発金融機関である世界銀行と共催によって SDGs に関する国際シンポジウムを開催することは、アジア経済研究所のプレゼンスを内外に示すことに大きく貢献する」、「『ビジネスと人権』という日本では比較的新しいテーマについて、外国からは世銀や国連の研究者、国内からは民間企業や行政の参加を得て開かれた重要なイベントであった。オンラインでの参加者が 1,000 名を超え、参加者による事後評価も高いことは、社会的貢献が大きいことを示している。」等のコメントを得た。 ・WTO や ADB などの海外機関との緊密な協働を通じ、「Global Value Chain Development Report II: Beyond Production」を刊したプロジェクトを高く評価するコメントや、国内の主要な地域研究機関が参加メンバーとなるコンソーシアムの年次集会のホスト役を果たすことでアジア経済研究所の存在感を知らしめたとして、「地域研究コンソーシアム 2021 年度年次集会の共催」を評価するコメントを得た。 ・アジア・アフリカ諸国の若手行政官等の人材育成とネットワーク構築を行うイデアス研修事業について、「途上国のヒューマンキャピタル蓄積に大いに役立っているように思える」、「オンラインを用いた開催形式により、むしろ効率的な事業展開が実施できた」、「受講コースを複数化することで国内研修生の数を約 2 倍に増やせたことは、研究所による柔軟な対応の結果として評価できる」との評価を得た。 ・研究成果のオープンアクセスを原則としたことに対し、「研究コミュニティ、教育コミュニティ、一般市民にとって情報アクセスへの利便性向上を意味し、非常に有益である」と高く評価するコメントがあった。また、図書館による活動に着目した評価としては、「特に国立国会図書館と共催した「令和 3 年度アジア情報研修」は、講義だけでなく実習も組み合わせるという工夫が凝らされていて、参加者による事後評価も高い」とのコメントを得た。 <p>【評価指標②】学術情報センター等における学術情報の蓄積と運用状況及び活用状況：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発途上国・地域の経済、政治、社会に関する資料を収集・所蔵する専門図書館として、日本内外における「開発途上国資料・情報センター」の役割を果たすアジア経済研究所図書館の蔵書数(2021 年度末時点)は、図書約 63 万冊 (統計資料を含む)、雑誌約 3,700 タイトル、新聞約 460 紙、電子書籍約 200 タイトル。 			
--	--	--	--	--	--	--	--

			<p>・2013年度に他機関との資料の共同利用を促進する「図書館共同利用制度」を設け、2021年度までに18の大学図書館と同制度の覚書を締結し、図書館間相互貸借等のサービスを拡充。国立情報学研究所のネットワークを通じた図書館間相互貸借サービスの貸出冊数は、2019年度末時点で全国1,631機関中第5位、2020年度末時点で全国1,634機関中第2位、2021年度末時点で全国1,641機関中第8位と、研究所図書館が有する資料の利用促進に努めた。</p> <p>・研究所出版物の電子書籍化を実現し、電子書籍(ePub)形式での発行及び更なる研究成果の利活用促進のため「Creative Commons License」の付与を開始。冊子体の需要にはオンライン書店でのPOD(プリントオンデマンド)による販売で対応。「アジア経済」や「アジア動向年報」をはじめとする和文の定期刊行物は、冊子体に加え、研究所ウェブサイトの学術研究リポジトリ「ARRIDE」で公開すると共に、科学技術振興機構が提供する電子ジャーナルプラットフォーム「J-STAGE」でも公開し、成果の広範な普及に取り組んだ。また、過去の研究成果の遡及的電子化として、「アジア動向年報」の前身であり1963年9月から月刊誌として刊行された「アジアの動向」の各国別年刊版(1964～68年)及び別冊(1963年)計58点についても、検索性を高めた上で電子化資料として公開し、他に例をみない重要な資料へのアクセスを容易にした。</p> <p>(モニタリング指標)</p> <p>・学術情報・データ蓄積等の発信(掲載)・アクセス件数・ダウンロード件数: 2019年度:888万件 2020年度:680万件 2021年度:637万件</p>			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1-2-4-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

2 業務運営の効率化に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費及び業務経費の合計の毎年度平均で前年度比(計画値)	第五期中期目標期間中、△1.15%	第四期中期目標期間中、年平均△1.48%	—	—	—	第五期中期目標期間中、△1.15%	
(実績値)	—	—	—	—	—		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
<p>(1) 業務改善の取組 中期目標の達成や成果向上に向けて、組織として、PDCA サイクルに基づく業務実績・活動の把握や、一層の創意工夫、業務改善、効率化に取り組むこととする。運営費交付金を充当して行う業務については、本中期目標期間中、政策的経費等を除き、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比 1.15%以上効率化を行うものとする。この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.15%程度の効率化を図るものとする。</p> <p>(ア) 組織体制・運営の見直し 組織体制の見直しについては、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度の趣旨を活かし、「3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」に示した目標の達成に向けて、本部、大阪本部、アジア経済研究所、日本食品海外プロモーションセンター、国内事務所及び海外事務所間、さらには経済産業省等の関係機関との間で</p>	<p>1. 業務改善の取組 中期目標の達成や成果向上に向けて、組織として、PDCA サイクルに基づく業務実績・活動の把握や一層の創意工夫、業務改善、効率化に取り組むこととする。</p> <p>2. 組織体制・運営の見直し 中期目標で定められた目標を達成すべく、本部、国内拠点、海外拠点において経営資源の最適配分を行い、組織体制を再構築する。特に、組織内さらには経済産業省等の関係機関との連携強化や情報の円滑な流通に留意し、一層円滑かつ効果的な実施が可能となる組織設計を行う。国内外事務所については、第四期中期目標期間中に導入した事務所単位での評価を引き続き行い、評価結果は事務所のサービスの質の向上や、適切な資源の再配分等に活用する。</p> <p>(1) 国内事務所(貿易情報センター)</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ・各事業について、効率化を検証し、業務の質の向上を目指すべく、一層質の高い、効率的な業務運営を図る。</p> <p><評価の視点> ・上述の取組を行っているか。</p> <p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ・限られた資源の中で、求められるニーズが増加かつ多様化する中、優先順位付けを徹底することを通じて、引き続き業務の新陳代謝に努める。</p> <p><評価の視点> ・上述の取組を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績> 1. 業務改善の取組 ・データに基づく PDCA を徹底し、政府が推進する EBPM (証拠に基づく政策立案) に取り組むべく、経済産業省及び経済産業研究所 (RIETI) との MOU を更新した結果、ジェトロが提供したデータに基づき輸出席会場の効果に関する研究結果が RIETI から 2020 年に発表された。また支援策を申請する事業者に対する免責事項を更新し、EBPM 目的で研究機関等にデータを提供できるよう体制を整備した。</p> <p>2. 組織体制・運営の見直し ・イノベーション創出支援のため、イノベーション・知的財産部を発足し、スタートアップの支援を行う課を創設したほか、DX 推進のためのチームを設置した。2019 年度末からの新型コロナウイルス感染拡大に伴い、デジタル化推進本部を設置したほか、デジタルを活用した事業実施・目的達成のため、関係部署の職員に兼務をかけることで組織内のノウハウを共有させた。また、事業面では大学や親和性の高い他独法との連携を進め、共同での事業実施を行った。</p> <p>・農林水産・食品分野において、新しい国家目標に対応するため、適正な部署に再編した。また、本格的なデジタル化事業推進のため、本部各部および国内事務所の所員 (13 名) に兼務をかけノウハウを共有させた。さらに関連部署を再編した。</p> <p>(1) 国内事務所 (貿易情報センター) ・2019 年の埼玉事務所の設置を受けて、全国 47 都道府県に事務所が設置された。国内事務所は、それぞれ都道府県に所在するメリットを活かし地元自治体との連携強化を強く推進している。例えば、地元自治体と協力覚書に基づき当該自治体の貿易・投資施策策定に深く関与し、一部については、その施策実現のための事業を受託している。これに加え、地方金融機関と連携することで金融機関の海外ビジネス対応能力強化</p>	<p><自己評価> 評価: B 計画どおり実施したため、標準の B とした。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由> 所期の目標を達成する見込みであると認められるため、評定を B とした。根拠となる主な成果は以下のとおり。 ・ジェトロ、経済産業省、経済産業研究所との間で EBPM 推進のための覚書を締結し、データの提供により政策効果の分析に貢献した。 ・全ての決裁文書の電子決裁を可能とするなど、業務の電子化による業務効率化を推進した。 ・スタートアップ支援を目的として、ジェトロを含む 9 機関との間で連携協定を締結し、連携を強化した。 ・デジタル事業実施を推進する体制を構築し、コロナ禍でのオンラインを活用した新規事業の組成を迅速に実現した。 以上を踏まえて、初期の目標を達成する見込みであると見られるため、当該項目の評定は B とした。</p> <p><今後の課題> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>	<p>評価</p>	

<p>の連携強化や情報の円滑な流通に留意しながら、事業のより効果的な実施が可能となる組織設計を行う。</p> <p>また、国内外の各事務所がサービスの最前線であることから、各事務所の業績及びコスト情報を把握した上で、中期計画において定める評価手法に基づき、事務所単位での評価を引き続き行う。また、事務所単位でのサービスの質の向上に努めつつ、事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。</p> <p>○国内事務所（貿易情報センター）</p> <p>国内事務所は、地方自治体等における貿易・投資施策の策定プロセス等へ積極的に参画するなど、地元での連携強化を図る。</p> <p>前中期目標期間中に新たに6カ所の国内事務所が設置され、46都道府県48カ所に事務所が存在する。このネットワークを活用し、各地域の特性やニーズなどを踏まえた効果的・効率的な支援を強化する。また、全国8カ所に設置した「地域統括センター」を起点として、地域で連携した製品の海外市場開拓など、都道府県の枠組みを超えた広域事業を展開していく。</p> <p>国内事務所の配置や運営規模については、その妥当性に関する考え方を更に整理した上で、各事務所の活動、成果及び今後の可能性、地方自治体・関連団体との連携状況などの定量的・定性的な情報を踏まえ、主に成果に見合った適正な人員配置や運営となるよう、費用と便益を適切に比較してその妥当性を定期的に検証して運営改善を図るとともに、より効果的、効率的な事務所ネットワークを検討し、必要な見直しを行う。</p> <p>また、国内事務所における地方自治体からの分担金について、前中期目標期間の後半に設立された事務所は、基礎的活動経費の分担を原則折半としている。日本貿易振興機構に求められる役割が増大するなか、地元と共同運営する国内事務所については、基礎的経費の折半分担を原則に、引き続き応分の地元負担を求めていく。</p> <p>さらに、中小機構の地方事務所との共用化又は近接化に引き続き取り組み、中小企業の海外展開支援が一体的に行えるよう、一層の連携強化を図る。</p>	<p>国内事務所では、地方自治体等における貿易・投資施策の策定プロセス等へ積極的に参画するなど、地元での連携強化を加速させ、各地域の特性やニーズなどを踏まえた効果的・効率的な支援を引き続き実施する。また、国内事務所ネットワークを活用するとともに、各地域の「地域統括センター」を起点とし、都道府県の枠組みを超えて、地域製品の海外販路開拓など広域事業を展開していく。</p> <p>国内事務所の配置や運営規模については、各事務所の活動、成果及び今後の可能性、地方自治体・関連団体との連携状況などの定量的・定性的な情報を踏まえ、主に成果に見合った人員配置や運営となるよう、その妥当性を定期的に検証して運営改善を図るとともに、必要な見直しを行う。また、地方自治体等による国内事務所の基礎的活動経費については折半分担を原則に、応分の地元負担を実現すべく、分担金拡大、受託事業による拠出や研修生をはじめとする人的派遣等について積極的に働きかけ、運営基盤の強化を図る。さらに、中小機構の地方拠点との共用化または近接化に引き続き取り組み、両者が一体となって中小企業の海外展開支援を実施できるよう、一層の連携強化を図る。</p>		<p>への寄与とともに、金融機関を通じた地域経済の維持・発展を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上述のとおり、自治体との連携の強化の結果、自治体及び、その関係機関の個別ニーズに応じた受託事業を獲得（2021年度実績：約70件）したほか、「地域貢献PJ事業」や「自治体分担金事業」を実施した。実施にあたっては、全国8カ所に所在する地域統括センター等が調整し、複数県にまたがる広域事業を実施することで、効率的に、かつ規模の効果が得られるように取り組んだ。また、コロナ禍で移動制限がかかる中でもいち早くデジタル技術を導入・活用し、オンライン商談会などを実施することで、コロナ禍にあっても、コロナ以前と遜色のない事業成果を得ている。 ・事務所の効率的な運営にあたっては、基礎的業務の見直しを通じた効率化に努めるとともに、事務所の活動量等を踏まえた、人員配置を検討、実施した。 ・自治体との既存の関係を強化するとともに、これまで接点のなかった自治体との連携構築を進め、自治体からの分担金等の増額に取り組むことで、基礎的活動経費の分担が未達成の事務所については、引き続き応分の地元負担を求めていく。 ・外部機関との連携においては、セミナー会場の一部共用（仙台）など近接化を行った中小企業基盤整備機構との連携を行うほか、日本政策金融公庫の間では、頻繁な情報交換に加え、セミナー、商談会などの共催などの連携を行った。 			
<p>の連携強化や情報の円滑な流通に留意しながら、事業のより効果的な実施が可能となる組織設計を行う。</p> <p>また、国内外の各事務所がサービスの最前線であることから、各事務所の業績及びコスト情報を把握した上で、中期計画において定める評価手法に基づき、事務所単位での評価を引き続き行う。また、事務所単位でのサービスの質の向上に努めつつ、事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。</p> <p>○国内事務所（貿易情報センター）</p> <p>国内事務所は、地方自治体等における貿易・投資施策の策定プロセス等へ積極的に参画するなど、地元での連携強化を図る。</p> <p>前中期目標期間中に新たに6カ所の国内事務所が設置され、46都道府県48カ所に事務所が存在する。このネットワークを活用し、各地域の特性やニーズなどを踏まえた効果的・効率的な支援を強化する。また、全国8カ所に設置した「地域統括センター」を起点として、地域で連携した製品の海外市場開拓など、都道府県の枠組みを超えた広域事業を展開していく。</p> <p>国内事務所の配置や運営規模については、その妥当性に関する考え方を更に整理した上で、各事務所の活動、成果及び今後の可能性、地方自治体・関連団体との連携状況などの定量的・定性的な情報を踏まえ、主に成果に見合った適正な人員配置や運営となるよう、費用と便益を適切に比較してその妥当性を定期的に検証して運営改善を図るとともに、より効果的、効率的な事務所ネットワークを検討し、必要な見直しを行う。</p> <p>また、国内事務所における地方自治体からの分担金について、前中期目標期間の後半に設立された事務所は、基礎的活動経費の分担を原則折半としている。日本貿易振興機構に求められる役割が増大するなか、地元と共同運営する国内事務所については、基礎的経費の折半分担を原則に、引き続き応分の地元負担を求めていく。</p> <p>さらに、中小機構の地方事務所との共用化又は近接化に引き続き取り組み、中小企業の海外展開支援が一体的に行えるよう、一層の連携強化を図る。</p>	<p>(2) 海外事務所</p> <p>我が国企業の海外展開への関心や政策的支援の重要性が高い地域を中心に、事業成果の向上に資する海外ネットワークのあり方について検証・検討を行い、必要な拠点・ネットワークの強化を図る。イノベーション創出支援の重点地域や、今後、経済成長による需要拡大が見込まれるアジアやアフリカなど新興地域においても、事務所の新設・体制強化を検討する。</p> <p>その際、海外事務所の配置や運営規模について、当該国・地域に対する企業ニーズ、基礎的な経済指標、通商政策・外交関係等を踏まえて、費用と便益を適切に比較し、中長期的な観点からその妥当性を定期的に検証し、海外事務所間の経営資源の再配分を行う。</p> <p>また、他機関との連携強化による事業成果向上のため、国際協力機構、国際交流基金及び国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化に引き続き取り組</p>		<p>(2) 海外事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノベーション創出及び経済成長・需要拡大が見込まれる新興地域におけるネットワーク強化という方針のもと、前者についてはドイツ・ミュンヘンに、後者についてはガーナ・アクラに事務所を開設、カザフスタンにコレスポンデントを設置した。ミュンヘン及びアクラ事務所については、新型コロナウイルスの感染拡大により立ち上げに遅れが生じたが、2020年度中に対外サービスの開始に至った。その際、企業ニーズや日本との経済関係等を総合的に検討し、他地域の事務所の駐在員減員等、運営方法を見直すことで経営資源の再配分を行った。また、台湾において日台交流協会への出向者が、より直接的に事業を行う枠組みを開始した。 			

		む。				
	<p>○海外事務所 海外事務所は、スタートアップを含む企業の海外展開や政策的支援のニーズ、対日直接投資活動の展開等の観点で重要となる国々において、必要な拠点・ネットワークの強化を図る。その際、海外事務所の配置や運営規模について、その妥当性に関する考え方を整理した上で、「3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」の成果及び今後の可能性、当該国・地域に対する企業や政策的支援のニーズ、民間サービスの状況などの定量的・定性的な情報を踏まえ、費用と便益を適切に比較してその妥当性を定期的に検証し、既存事務所の更なる見直しを実施するとともに、将来ニーズの高い国への事務所及び職員の配置を進める。</p> <p>また、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、国際協力機構、国際交流基金及び国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化を引き続き進める。</p> <p>(イ) 業務の優先順位付けの徹底 限られた資源の中で、求められるニーズが増大かつ多様化する中、業務の優先順位付けを徹底し、より効果の見込まれる新たな手法での業務に資源を集中すべく、引き続き優先順位の低い業務の合理化や廃止を進めていく。</p> <p>(ウ) 調達方法の見直し 迅速かつ効果的な調達の観点から、調達全般にわたって不断に合理化に取り組むとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日付総務大臣決定)を踏まえて、日本貿易振興機構が策定した「調達等合理化計画」に掲げられた目標を達成する。</p> <p>(エ) 人件費管理の適正化 中期目標の達成や、政府や社会から期待される役割を果たすために必要となる適正な人員の配置を行う。その際、給与水準については、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方につ</p>	<p>(3) 政府の成長戦略への貢献に向けた体制の強化 スタートアップの海外展開を推進するための支援体制の強化を図る。また、JFOODO については民間企業等の人材を積極的に登用するほか、国内外拠点への専任者を配置することで、実施体制の一層の拡充を図る。</p>	<p>(3) 政府の成長戦略への貢献に向けた体制の強化 ・2019 年 4 月にイノベーション・知的財産部を設置、スタートアップ支援を所掌とする課を設置した。また、2020 年にはジェトロを含む政府系 9 機関がスタートアップ支援を目的とする連携協定を締結し、各協力機関がそれぞれの支援先に関する情報を共有することで、海外展開を目指す優れたスタートアップに対し連携して支援できる体制を構築した。</p> <p>・JFOODO については、適切な人材を登用することで、成長戦略への貢献に向けた体制の強化を実施。特に民間企業から、高い実績を持つ執行役を登用し、一層の体制の強化を図った。</p>			
	<p>3. 業務運営の効率化、適正化 (1) 経費の効率化 運営費交付金を充当して行う業務については、第五期中期目標期間中、政策的経費等を除き、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比 1.15% 以上の効率化を行う。このほか、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.15% 程度の効率化を図る。</p>	<p><主な定量的指標> ・一般管理費及び業務経費の合計の 毎年度平均で前年度比: Δ1.15%</p> <p><その他の指標> ・各事業について、効率化を検証し、業務の質の向上を目指すべく、一層質の高い、効率的な業務運営を図る。</p> <p><評価の視点> ・定量的指標を達成しているか。 ・上述の取組を行っているか。</p>	<p>(1) 経費の効率化 ・第五期中期目標期間中の 3 年目となる 2021 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に伴う事務事業の中止・延期等により例年と比べ支出が大きく落ち込んだ 2019 年度、2020 年度と比べ、一般管理費(人件費を除く)及び業務経費(人件費を除く)の合計の毎年度平均は 11.15% 増となった。2021 年度に当初から実施を予定していた事務事業に加え、過年度から実施を延期していた事務事業を実施したこと起因するものである。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に伴う要因を除いた場合、第五期中期目標期間中では年平均 1.15% 以上の効率化を達成する見込み。</p>			
	<p>(2) 業務の優先順位付けの徹底 限られた資源の中で、求められるニーズが増大かつ多様化する中、優先順位付けを徹底することを通じて、引き続き業務の新陳代謝に努める。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ・限られた資源の中で、求められるニーズが増大かつ多様化する中、優先順位付けを徹底することを通じて、引き続き業務の新陳代謝に努める。</p> <p><評価の視点> ・上述の取組を行っているか。</p>	<p>(2) 業務の優先順位付けの徹底 ・2019 年 12 月、経済産業省や日本企業から海外での協業連携のニーズが高まる中、組織全体として取り組みを強化し、リソースを効率的に活用するため、組織横断で「DX 推進チーム」を組織。</p> <p>・組織横断的チームであることを活かし、部横断での DX にかかる事業形成や地域ごとの政策提言などを実施。2021 年 2 月には DX 推進事業の中の協業・連携支援を強化する形で、Japan Innovation Bridge (J-Bridge) を立ちあげた。</p>			
	<p>(3) 人件費管理の適正化 給与水準については、国家公務員等の給与水準を考慮し、その合理性・妥当性について検証を行う。その上で、業務の性格や難度に応じた職種の多様化や、組織の大括り化などによる管理職ポストの見直しなどにより給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ・給与水準の合理性・妥当性について、国家公務員及び機構と人材確保の点で競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較などを行う。 ・業務の性格や難度に応じた職種の多様化や組織の大括り化などにより人件費の適正管理を行う。 ・当該年度の給与水準及びその合理性・妥当性をウェブサイト等で、対外的に公表する。</p> <p><評価の視点> ・上述の取組を行っているか。</p>	<p>(3) 人件費管理の適正化</p>			
	<p>(4) 調達の合理化 公正かつ透明な調達手続きによる適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、調達全般にわたって不断に合理化に取り組むもの</p>	<p><主な定量的指標> ・随意契約の点検 (全件)</p> <p><その他の指標> ・「令和元年度調達等合理化計画」に掲げた、適切な随意契約の実施、</p>	<p>(4) 調達の合理化 ・競争性のない随意契約については、契約に係る総括責任者や審査責任者等が、全案件を対象に事前に随意契約の必要性や合理性、契約金額の妥当性について厳格な審査を行い、真に止むを得ないものに限定した。また、一者応札・応募の削減に向けて①十分な公告期間</p>			

	<p>いて厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。</p> <p>(オ) 費用対効果の分析と改善 業務運営にあたっては、政府方針、他機関との役割分担等を踏まえつつ、事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、費用対効果の改善に取り組むことで、限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高める。</p>	<p>とし、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日付総務大臣決定)を踏まえて、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。</p>	<p>一者応札・応募削減に向けた取組、調達担当職員の事務処理能力の強化のための研修の実施、調達に関するガバナンスの徹底を行う。</p> <p><評価の視点> ・定量的指標を達成しているか。 ・上述の取組を行っているか。</p>	<p>の確保、②調達見通しの公表、③新規事業者が参入しやすい仕様書の作成、④未応札・未応募であった事業者へのヒアリングによる要因分析等を実施した。業務開始までの期間の十分な確保や契約期間の複数年度化、仕様内容の見直し、案件周知の拡大等により、一者応札から複数応札に改善された案件もあった。</p> <p>・契約の適正性を確保するため、調達担当職員の更なる意識や能力の向上を目指し年間を通じて研修や指導を実施するとともに、研修動画を Stream に掲載しガバナンスの徹底を行った。</p> <p>・毎年「調達等合理化計画」の策定および監事や外部有識者で構成される契約監視委員会を開催することで、競争性のない随意契約や一者応札・応募であった案件を PDCA サイクルで点検し着実に同計画に基づく取組を実施した。また同計画および議事概要をウェブサイトで公表した。</p>			
	<p>(2) 業務の電子化 日本貿易振興機構内及び関係機関、支援企業等との迅速かつ効率的な情報共有、意思疎通、さらには、適切な意思決定等の業務効率化を可能とするべく、「国の行政の改革に関する取組方針～行政の ICT 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」を踏まえ、引き続き IT を活用した業務改革及びペーパーレスの推進を含めた執務環境の整備を図る。</p>	<p>4. 費用対効果の分析と改善 業務運営にあたっては、政府方針や他機関との役割分担・連携等を踏まえつつ、事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析することで、限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高めるよう努力する。例えばセミナーについては、ウェビナーの導入推進により、参加者数の増加を図るとともに、会場費等の経費削減に努めることで、費用対効果を改善する。 組織全体としては、定期的に機構内部で開催している「アウトカム向上委員会」において目標の達成状況を確認し、必要に応じた経営資源の再配分を行うことで、着実な目標の達成と事業の効率的な実施を図る。 機構による自己評価を経て経済産業省において確定される年度及び中期目標期間の業績評価の結果については、組織や役職員のインセンティブ確保に結びつけるべく、次年度以降の予算配分や人員配置に反映させるとともに、引き続き役職員の業績給にも適正に反映させる。 なお、費用対効果の分析結果のみにとらわれず、数値には現れない定性的成果も考慮し適切に評価する。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ・四半期ごとに事業別の進捗状況を確認しつつ、機構内部に設置された「アウトカム向上委員会」を半年に1度開催し、中期目標・中期計画・年度計画で定められた目標値の達成状況を確認するとともに、目標達成に必要な人材・予算等の資源の再配分を行うことで、着実な目標の達成と事業の効率的な実施を図る。</p> <p><評価の視点> ・上述の取組を行っているか。</p>	<p>4. 費用対効果の分析と改善 ・年2回以上開催する「アウトカム向上委員会」において進捗状況を確認するとともに、目標達成の進捗が悲しくない事業については要因分析を経て委員会で具体的対策を取りまとめ、必要な予算・人員を割くなどして、目標達成につなげた。</p>			
		<p>5. 業務の電子化 機構内及び関係機関、支援企業等との迅速かつ効率的な情報共有、意思疎通、さらには、適切な意思決定等の業務効率化を可能とするべく、引き続き IT を活用した業務改革及びペーパーレスへの取組を含めた執務環境の整備を図る。例えば、事務作業の自動化なども検討しながら、管理業務を中心とした定型業務の実施方法</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ・業務フローの改善をしつつ、IT 技術の活用を推進する。</p> <p><評価の視点> ・上述の取組を行っているか。</p>	<p>5. 業務の電子化 ・情報セキュリティを維持しつつ、オフィス内外、国内外を問わず、どこからでも同じ業務 IT 環境を提供するため、次期システム基盤の調達・構築設計検討を開始した。</p> <p>・テレビ会議や電子決裁といった業務の電子化を進めていたところ、2019 年度末からの新型コロナウイルス感染の拡大による在宅勤務により業務の電子化が進み、電子決裁は約 8 割、定例会議のオンライン開催 (Teams)、各部門や国内外事務所との打ち合わせや会議の多くがデジタル対応となった。RPA 等の活用による定型業務の効率化も更なる活用可能性について引き続き検討してい</p>			

	を引き続き見直し、業務プロセスの一層の効率化を図る。		く。			
--	----------------------------	--	----	--	--	--

4. その他参考情報						
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)						

3 財務内容の改善に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	<p>5. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>「未来投資戦略 2018」等で示された日本貿易振興機構への政策的な期待・要請に応えるため、財政基盤の一層の健全化を図るとともに、必要な経営資源を機動的に投入していく。</p> <p>また、財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入については、特段の事情がない限り厳に慎む。</p> <p>(1) 自己収入拡大への取組</p> <p>第一期から第四期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、本中期目標期間中に、事業者からの受益者負担の拡充や新たな収入源の実現など、より一層自己収入の拡大に取り組むこと、より多くの事業ニーズに対応できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化し、国への財政負担の抑制に引き続き取り組む。具体的には、セミナーや展示会、商談会の開催等について受益者負担の拡大を図るとともに、会費収入等の自己事業については、利用者が減少している事業はサービスの内容を見直すとともに、費用対効果を検証する。地方自治体や業界団体からの受託事業については、より安定した自己収入のため、個別事業の成果を可視化し、継続的な事業獲得につなげる。国内事務さらに、引き続き地方自治</p>	<p>1. 財務運営の適正化</p> <p>第五期中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。</p> <p>運営費交付金については、予算と実績の管理及び比較分析を適正に行い、事業計画に従い適切かつ効率的な執行を行う。</p> <p>2. 自己収入拡大への取組</p> <p>本中期計画期間中に、事業者からの受益者負担の拡大や新たな収入源の実現など、より一層の自己収入拡大に取り組む。より多くの事業ニーズに対応できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化し、国への財政負担の抑制に引き続き取り組む。</p> <p>具体的には、受益者が特定できること、受益者に応分の負担能力があること、負担を求めることで事業目的が損なわれないことといった条件を踏まえつつ、組織を挙げてセミナー・展示会・商談会等の開催時には受益者負担の拡大を図るとともに、会費収入等の自己事業については、キーコンテンツの創出に取り組むなど、サービス内容の見直しや費用対効果の検証等を行う。</p> <p>地方自治体や業界団体からの受託事業については、より安定した自己収入とするため、該当事業の成果の可視化や事業の有効性等の検証を通じて、継続的な事業獲得につなげる。国内事務所における地方自治体等か</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。運営費交付金については、予算と実績の管理及び比較分析を適正に行い、事業計画に従い適切かつ効率的な執行を行う。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上述の取組を行っているか <p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー・展示会・商談会等の開催時には更なる受益者負担を求める。 ・会員収入や外部からの負担金や受託収入の増加を目指す。 ・展示規模の大型化や、業界団体等からの海外展示会開催に係る受託事業のニーズや採算性の調査を行い、事業化について検討する。 ・企業、業界団体、自治体等からの受益者負担を伴う形で、外部講演や企業向けブリーフィング、海外情報の収集・提供等に関する事業の拡大を検討しつつ、そのために、必要な国内外の体制の構築を図る。 ・受益者負担や受託収入等の拡大を求めるに当たっては、中小企業へのサービス提供の質・量が損なわれないよう該当事業の適切なコスト把握を行い、それを踏まえた利用者負担の決定を行う。 ・科学研究費補助金など競争的資金や各種学術助成金の獲得を奨励することで研究の充実を図る。 	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 財務運営の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金の執行状況を踏まえ、年度中に3回の予算見直しを実施し、再配分を行った。 ・また、最終見直しにおいては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により翌期へ実施を延期した事務・事業について、「独法会計基準」に基づき関連予算 6.7 億円 (2019 年度)、11.7 億円 (2020 年度)、6.9 億円 (2021 年度) の計画的繰越を行った。 ・この結果、上記の計画的繰越を除き、運営費交付金債務 (補正予算を除く) は、8.9 億円 (2019 年度)、26.2 億円 (2020 年度)、26.5 億円 (2021 年度) となった。 ・同交付金債務の発生要因は、概ね新型コロナウイルス感染症拡大の直接的な影響によりイベントがオンライン化したことを受けた旅費や会場借上費などの縮減と特定できており、翌期に適切に執行する。 <p>2. 自己収入拡大への取組</p> <p><主要な業務実績></p> <p>◎新型コロナウイルス感染拡大の影響下で自己収入大幅拡大:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第五期中期においても、自己収入拡大に向けた経営努力を継続して行い、国への財政依存度の引き下げを図っている。今中期は初年度から新型コロナウイルス感染拡大の影響による制限された状況下でありながら、各種自己収入拡大に向けた取組や新規財源の獲得により、自己収入総額は 2019 年度 38.3 億円、2020 年 37.6 億円、2021 年度 47.7 億円と大幅に拡大した。 ・国の財政負担によらない自己収入としては、以下のとおり地方自治体・業界団体からの分担金収入や受託収入、展示会・商談会等参加料収入などの受益者負担、各種自主事業による業務収入等がある。 <p>○分担金収入:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内事務所運営に係る運営分担金収入合計額は、2019 年度の地元分担基準の制度見直し (人件費、借館料、事務諸費などの管理費の折半分担) および新規獲得成功により、2019 年度 9.5 億円、2020 年度 10.3 億円、2021 年度 10.6 億円と順調に拡大した。3 年度は「デジタル」、「スタートアップ」等の自治体のニーズに合わせた事業実施への目的特化型分担金の獲得にも成功し、全都道府県 698 自治体・団体からの運営分担金 	<p>評価: B</p> <p>計画どおり実施したため、標準の B とした。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>所期の目標を達成する見込みであると認められるため、評価を B とした。</p> <p>根拠となる主な成果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次年度への実施を延期した事務・事業の関連予算につき、「独立行政法人会計基準」に基づき計画的繰越を行った。 <p><今後の課題></p> <p>特になし</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>	<p>評価</p>	

<p>体・関係機関等との連携を通じた、外部からの分担金の拡大を目指す。</p> <p>(2) 運営費交付金の適切な執行に向けた取組 運営費交付金については、引き続き収益化単位ごとの予算と実績の管理を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。</p> <p>(3) 保有資産の見直し 保有する資産については、多角的な観点からその保有の必要性について検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。</p> <p>(4) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等 財務内容等の一層の透明性を確保するとともに、活動内容を政府・国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、事業のまとめごとに決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。</p>	<p>らの分担金については、上述のとおり基礎的経費の折半分担を原則として引き続き応分の地元分担を求めていく。</p>	<p><評価の視点> ・上述の取組を行っているか。</p>	<p>収入額は過去最大となった。</p> <p>・業界団体・自治体がジェトロ海外事務所内に設置する共同事務所の運営分担金収入は、2019年度の管理費の定額制から定率制の導入を行い、2019年度11.8億円、2020年度10.7億円、2021年度11.2億円となった。2020年度はコロナ禍の活動制限により一時的に減少したものの、2021年度は制限緩和により活動が再開されたことから徐々にコロナ前の水準に回復しつつある。</p> <p>○受託収入： ・地方自治体・業界団体等からの受託収入についても、コロナ禍で事業中止・縮小などを余儀なくされ制約があるなかでも、新規事業の獲得により地方自治体は2019年度2.4億円、2020年度5.1億円、2021年度5.9億円、業界団体等は2019年度2.1億円、2020年度3.1億円、2021年度5.5億円といずれも順調に拡大。2021年度の地方自治体受託は過去最大を記録し、分野別ではコロナ禍でEC市場が注目され拡大していることを背景としたECサイトの活用、スタートアップ企業の海外展開、農水産物・食品の輸出が大きく伸びている。2021年度の業界団体等受託は大型受託により大幅に増加した。</p> <p>○展示会等受益者負担による収入： ・今中期中年度末より新型コロナウイルス感染拡大の影響下で「リアル形式」の各種イベント開催が見送られたなか、新たにデジタルを活用した「オンライン形式」での展示会・商談会・マッチングイベント、ウェビナーの開催や、SNS、YouTubeの活用を通じて、企業に有益な情報や商談機会の提供を継続した。その結果、2019年度4.3億円、2020年度1.0億円、2021年度2.9億円と、一定の受益者負担の確保に成功した。背景としては、オンライン見本市・商談会事業の拡大・定着のほか、従来の「リアル形式」の展示会等の回復が挙げられる。</p> <p>○自主事業による収入： ・有料会員制度「ジェトロ・メンバーズ」の会員収入拡大に向けては、会員メリットを強化すべく新たなサービスメニューの拡充に取り組んだ。具体的には、2020年度にコロナ禍での渡航制限や在宅勤務増に配慮した「オンライン・海外ブリーフィング」や会員向け「WEB講座」の開始、ウェブサイト上の「マイページ」に機能の付加、また会員限定のウェビナー（無料）をオンデマンドにて配信を行った。その結果、新規会員数の増加とともに退会抑制にも繋がった(2019年度3.3億円、2020年度3.2億円、2021年度3.3億円)。また、東日本大震災および熊本地震の被災会員向け会費免除終了に伴う対象会員211社のうち5割超(109社)の会員の入会継続(一般有料会員への移行)も収入増に大きく寄与した。</p> <p>・「貿易実務オンライン講座」は、2019年度0.8億円、2020年度1.1億円、2021年度0.9億円となった。コロナ禍による社内研修のオンライン化需要が大きく、1社あたり利用者口数が多い大口顧客を得た2020年度は大きく伸びた。2021年度は減少したものの、「輸出商談編」に「オンライン商談特別章」を新たに加え、会員事業と連動したリニューアルキャンペーンを実施するなどの取り組みを行った結果、申込企業数では過去最高の1,483社(前年度比102社増)を達成した。</p> <p>・中堅・中小企業等の海外展開支援のためのサービスのうち、海外取引の足がかりとなる情報収集サービス「海外ミニ調査」は2016年度に料金設定の見直しを行って以来順調に増加傾向にあったところ、2019年度からはコロナ禍での企業の海外ビジネス停滞の影響による多少の落ち込みを見せたが、会員事業と連携したPR強化等により一定の収入を確保している(2019年度0.2億円、2020年度0.1億円、2021年度0.1億円)。ビジネスアポイント取得支援(会員限定)についても、ジェトロ・グローバル・アクセラレーション・</p>			
--	--	---	---	--	--	--

			<p>ハブ事業と連携し海外スタートアップ企業との協業を考える日本企業への活用を促すなど、従来の利用者層から裾野を広げてきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外調査部では今中期も参加者の応分負担を求める有料セミナーのほか、原稿執筆や外部講演も継続して実施してきた。また、コロナ禍を受けて新たなツール「ウェビナー」(ウェブとセミナーを組み合わせた造語)を本格導入し、2020年度はコロナ禍の事業者支援の観点から無償にて情報発信していたが、2021年度は原則参加者の応分負担を求める有料セミナーとして実施(2019年度25回、2020年度18回、2021年度26回)。その結果、2021年度の収入は同2.5倍となった。より多くの利用者へ即時性の高い情報提供が可能となり、遠隔地の利用者の利便性向上、利用者の増加、開催経費の抑制に貢献した。ライブ配信後2カ月間オンデマンド配信による二次利用や、ジェトロ・メンバーズに対しても一部受益者負担を求めるなど収入増に努めたほか、適宜メルマガの発信対象を広げる等潜在的顧客の掘り起こしも行った。 2017年度より開始した「オンデマンド出版」については、2019年度以降0.2億円前後で安定的に推移している。在庫を持たずにニーズの高いテーマ・トピックの出版物を刊行することが可能となり、顧客の利便性向上に加え、コスト削減や販売の効率化に繋がった。広告掲載については、コロナ禍による企業の広告費削減などの影響を受けつつも、対象とするメルマガの増加や積極的なプロモーションを通じて、新規顧客の開拓や広告出稿を継続実施。 			
	3. 保有資産の見直し 機構の保有する資産については、多角的な観点からその保有の必要性について検証を行う。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 保有資産については、多角的な観点からその保有の必要性について検証する。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 上述の取組を行っているか。 	<p>3. 保有資産の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年度、財務諸表において保有資産情報を公表している。 職員住宅の入居状況やアンケート結果を踏まえ、単身寮の戸数見直しを実施した。具体的には2020年1月に首都圏の借り上げ住宅である市川寮(8戸)を廃止した。 保有資産ワーキング・グループを立ち上げ、長期修繕や人材育成など課題の洗い出しを行ったほか、新型コロナウイルス感染症拡大下で有効活用できるよう執務・住環境改善に取り組んだ。 			
	4. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等 機構の財務内容等の更なる透明性の確保や、活動内容を政府や国民に対して分かりやすく示すことで理解を促す観点に加え、事業ごとの費用対効果を分析し適正な資源配分を行う観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を把握し公表する。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を把握し公開する。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 上述の取組を行っているか。 	<p>4. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> 第五期中期目標期間において、2019～2021年度は、中期目標等を踏まえ、「対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援」、「農林水産物・食品の輸出促進」、「中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援」、「我が国企業活動や通商政策等への貢献」、「法人共通」の5つに区分した事業のまとまりごとに、財務諸表・事業報告書を作成し公表した。2022年度も同様に作成し公表する予定。 			

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

目的積立金等の状況		(単位：百万円、%)			
		令和元年度末 (初年度)	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金		1,080	1,017	983	
目的積立金		0	0	0	
積立金		0	809	2,303	
	うち経営努力認定相当額				
その他積立金等		0	0	0	
運営費交付金債務		4,612	12,768	10,579	
当期の運営費交付金交付額 (a)		28,022	34,632	27,790	
	うち年度末残高 (b)	4,612	11,267	5,840	
当期運営費交付金残存率 (b÷a)		16.5%	32.5%	21.0%	%

4 その他の事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4	その他の事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(実績値)	—	—	—	—	—	—	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
<p>(1) 内部統制 業務範囲の拡大等による業務量の拡大が引き続き見込まれる状況下において、以下の通り内部統制の充実を図り、中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を遂行し、ミッションを有効かつ効率的に実施する。</p> <p>○ 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施する。</p> <p>○ 役職員の行動指針となる行動憲章を、全職員に毎年度、周知徹底を図る。</p> <p>○ 日本貿易振興機構の業務執行及び組織管理運営に関する重要事項について、定期的に役員会を開催し、審議・報告する。その結果を組織内に伝達し、役職員全ての認識を共有する。</p> <p>○ 年度途中における目標の達成状況及び予算の執行状況を確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分等を行い、限られた資源の中で事業成果の向上を図る。</p> <p>○ ミッション遂行の障害となるリスクを把握・評価し、適切な対応を図る。</p> <p>○ アジア経済研究所における研究が適正に行われることを確保するため、研究不正防止および研究倫理審査等の制度を充実させる。</p>	<p>1. 内部統制 中期目標で示された内部統制の充実に向けて、以下の方策を実行し、機構のミッションを有効かつ効率的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行動憲章を周知徹底するため、職員の理解状況を定期的に点検する。 ・ 定期的に開催する役員会の会議結果につき、指示事項を明確にした上で、国内外事務所を含め組織内に速やかに伝達し、役職員の認識を共有する。 ・ アウトカム向上委員会等を通じて、各部署の事業の進捗、予算の執行及び目標達成状況等を確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分等の見直しを実施することで、事業成果の向上を図る。 ・ ミッション遂行の障害となるリスクを把握。評価し、適切な対応を図る。 ・ アジア経済研究所における研究が適切に行われるよう、引き続き研修等で周知徹底を図るほか、研究参加者への配慮等が確実に行われるように研究倫理審査を充実させる。 <p>2. デジタル化への対応 (1) データ利活用の一層の推進 これまでに蓄積した機構のデータ、ならびに、今後、事業を実施する中で得られるデータをフィードバック・蓄積し、事業の効果・効率検証や、成功・失敗要因の分析、新たなアイデア・ツールを試</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行動憲章を周知徹底するため、職員の理解状況について定期的に点検する。 ・ 内部統制に関する規程を整備し、内部統制推進体制を構築する。 ・ アウトカム向上委員会を半期ごとに開催して、各部署の事業の進捗状況、予算の執行状況及び目標達成状況等を確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分や人員再配置等の見直しをすることで、事業成果の向上を図る。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上述の取組を行っているか。 <p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施する中で得られるデータについて、収集・整備する情報の範囲を特定するとともに、職員による入力効率的・効果的に行われるよう仕組みの整備・確立を行なっていく。 ・ データを重視した組織運営に向けて、職員の情報リテラシーやデータ分析の一層の能力向上を図るとともに、データの重要性の啓発及び入力徹底を行い、職員の変革意識の醸成に努める。 ・ これまでよりも一層実践的で即時性の高い海外ビジネス情報の提供や、適切な現地パートナーの抽出など、利用者に対するサービスの高度化を実現するためのユースケースの検証作業を行っていく。 <p><評価の視点></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 内部統制 ・ 法令・規程等の遵守状況を確認するため、全職員を対象に、コンプライアンス、個人情報保護、情報セキュリティ等に関する「自己点検」を毎年度実施している。</p> <p>・ ミッション遂行の障害となるような各部門が抱えるリスクを把握・評価するため、全部署を対象とした「リスク点検」を毎年度実施すると共に、その対応状況をモニタリングしている。また、リスク評価の結果をもとに、重点的に組織全体で取り組むべきリスク項目を抽出し、対応を行っている。</p> <p>2. デジタル化への対応 (1) データ利活用の一層の推進 ・ 対外サービスの高度化や生産性向上を目指し、人工知能(AI)等の新技術を活用しジェトロ内に蓄積する相談応答データや海外ビジネス情報等のナレッジを組織横断的に検索・共有できる貿易投資相談支援システム及び社内業務に関する支援システム(ジェトロアシスタントシステム)を、PoC(Proof of Concept)を経て開発し、本格運用を2021年3月に開始した。さらに利便性向上のため機能改修を順次行っている。あわせて、オンライン研修を実施し、本システムの検索対象となる情報(貿易・投資相談案件データベース(TIC)等)への入力徹底を依頼した。</p>	<p><自己評価> 評価：B 計画通りに実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由> 所期の目標を達成する見込みであると認められるため、評定をBとした。 根拠となる主な成果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「くるみん」や「プラチナえるぼし」を取得するなど、男女共同参画推進に向けて積極的に取り組んだ。 ・ AI等の活用により、ジェトロ内に蓄積するデータを組織横断的に検索し社内業務を支援するシステムを開発・運用開始した。 ・ 海外での不測の事態において、海外駐在員に対する迅速に安全対策を講じた。 <p>以上を踏まえて、初期の目標を達成する見込みであると見られるため、当該項目の評定はBとした。</p> <p><今後の課題> 特になし</p> <p><その他事項> 経営に関する有識者からの意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も女性の活躍推進のプラチナえるぼしの認定を継続することを期待。 ・ 特に海外事務所の女性管理職比率を大幅に向上させるべき。 	<p>評価</p>	

<p>(2) デジタル化への対応 (ア) データ利活用の一層の推進 データの利活用を進め、顧客サービスの高度化と業務の一層の効率化を図るとともに、政府のデジタル・ガバメント施策と連携する。収集すべき情報の項目については定期的に見直すとともに、データベースへの情報の入力を徹底させる仕組みを確立していく。</p> <p>(イ) 情報管理及び情報セキュリティの確保 「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律(平成 13 年度法律第 140 号)」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)」に基づき、適切な対応を行う。</p> <p>個人情報の取り扱いについては、引き続き、全職員に対する研修や点検を毎年度実施・施するとともに、サイバーセキュリティの観点からも適切に保全し、組織内全体での適切な管理の徹底を図る。</p> <p>情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略」(平成 30 年 7 月 27 日閣議決定)等の政府の方針を踏まえ、サイバーセキュリティ戦略本部において作成された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき定めたポリシーに従って情報セキュリティ対策を講じる。政府、関係機関等と脅威情報を共有し、不正アクセス等が発生した場合は、迅速かつ適切に対応する。</p> <p>(3) 人材育成や人材の多様化 世界の政治、経済、ビジネス情勢がめまぐるしく変わる中、世界各国を対象に、政治・経済・社会情勢・諸制度、産業・企業、消費動向等の情報を収集・発信し、日本と世界を繋げることにより、幅広い業種における企業の貿易や投資を支援する日本貿易振興機構の重要性が高まっている。また、デジタル市場の獲得やスタートアップ支援、海外フロンティア市場の開拓など機構へのニーズが一層多様化していることに加え、企業が機構に求める情報やコンサルテーションの水準がますます高度化している。</p> <p>こうした変化に柔軟に対応しつつ、限られた資源の中</p>	<p>行するなど、データの積極的活用を目指していく。その際、人工知能(AI)などの先端技術を意欲的に活用するなど、蓄積するデータを戦略的に統合・分析し、一層実践的で即時性の高い海外ビジネス情報の提供や、適切な現地パートナーの抽出など、利用者に対するより高度なサービスの実現を目指していく。</p> <p>収集すべき情報の項目については定期的に見直すとともに、データベースへのデータの入力が効率的・効果的に行われるよう仕組みを確立していく。</p>	<p>・上述の取組を行っているか。</p>				
<p>(2) 情報管理及び情報セキュリティの確保 情報公開について、「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律(平成 13 年度法律第 140 号)」に基づき、適切な対応を行う。</p> <p>個人情報保護について、引き続き、機構内全職員を対象に個人情報保護に関する研修や点検を毎年度実施し、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)」に基づいた情報の管理・保護を徹底する。</p> <p>内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、既存の「情報セキュリティ規程及び情報セキュリティマニュアル」や情報通信機器・ソフトウェアについて、情報セキュリティ上の脅威に対する対応状況について常時確認、更新を行う。特に、海外事務所に対する外部からの標的型攻撃等の増加に対応すべく、海外ネットワークにおける情報セキュリティ基盤の強化を図る。また、機構内の情報セキュリティリテラシーの向上を図るため、情報セキュリティ研修を毎年度実施し、受講を徹底する。</p> <p>サイバー攻撃が増えている中、支援企業の貿易・投資などの機密情報を扱う機構は、NISC(内閣サイバーセキュリティセンター)等の関係機関と連携し、本部サーバーのサイバーセキュリティ確保に引き続き取り組むとともに、現状一律の対応がなされていない海外事務所についても、必要な取組を行う。</p>	<p>(2) 情報管理及び情報セキュリティの確保 情報公開について、「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律(平成 13 年度法律第 140 号)」に基づき、適切な対応を行う。</p> <p>個人情報保護について、引き続き、機構内全職員を対象に個人情報保護に関する研修や点検を毎年度実施し、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)」に基づいた情報の管理・保護を徹底する。</p> <p>内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、既存の「情報セキュリティ規程及び情報セキュリティマニュアル」や情報通信機器・ソフトウェアについて、情報セキュリティ上の脅威に対する対応状況について常時確認、更新を行う。特に、海外事務所に対する外部からの標的型攻撃等の増加に対応すべく、海外ネットワークにおける情報セキュリティ基盤の強化を図る。また、機構内の情報セキュリティリテラシーの向上を図るため、情報セキュリティ研修を毎年度実施し、受講を徹底する。</p> <p>サイバー攻撃が増えている中、支援企業の貿易・投資などの機密情報を扱う機構は、NISC(内閣サイバーセキュリティセンター)等の関係機関と連携し、本部サーバーのサイバーセキュリティ確保に引き続き取り組むとともに、現状一律の対応がなされていない海外事務所についても、必要な取組を行う。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適時、正確な情報公開を行う。 ・ 個人情報保護について、機構内全職員を対象に個人情報保護に関する研修や点検を実施し、情報の管理・保護を徹底する。 ・ 既存の「情報セキュリティ規程及び情報セキュリティマニュアル」や情報通信機器・ソフトウェアについて、情報セキュリティ上の脅威に対する対応状況について常時確認、更新を行う。 ・ 機構内の情報セキュリティリテラシーの向上を図るため、情報セキュリティ研修の受講を徹底する。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上述の取組を行っているか。 	<p>(2) 情報管理及び情報セキュリティの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統一基準との整合性確保や最新の脅威に対応するため、情報セキュリティ規定及びマニュアルの改訂を進めるほか、SOC(セキュリティ・オペレーション・センター)による不正通信や脅威の確認を継続した。 ・ 2021年7月より海外ヘルプデスクのサービスを正式稼働し、海外事務所に対して24時間365日のサービスを提供するほか、ウイルス対策ソフト等が最新状態となっているかを確認し、海外に更新を促す頻度を高めた。 ・ 2021年8月に海外セキュリティ点検に関する契約を締結し、リスクが高い海外事務所の情報セキュリティを向上するため対策を進めている。実地点検についてはパンデミックによる渡航制限の影響から、代替としてオンラインでのバーチャル点検を検討。 ・ Eラーニングで情報セキュリティの意識を高めるとともに、標的型攻撃メール訓練、CIO補佐によるウェビナー等を実施し、情報セキュリティリテラシーの向上を図った。 ・ IPA(独立行政法人情報処理推進機構)が運営する第二GSOC(政府機関・情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム)からの情報提供を元に不正通信の有無確認、通信先ブラックリストの更新など、関係機関と連携してサイバーセキュリティの確保に取り組んだ。 ・ 適切な法人文書管理と法に基づいた情報公開を適切に行うため、法人文書の登録、廃棄等の整備作業を毎年度実施している。 ・ 新入職員、基礎パス研修対象者、国内外事務所への赴任者等を対象に、コンプライアンス・法人文書管理・個人情報保護・情報セキュリティ等に関する集合研修を随時実施し、その中で適切な法人文書管理の重要性と留意点及び適正な個人情報の管理・保護について周知徹底している。更に、全役職員向けにもコンプライアンス研修を毎年度実施し、適切な個人情報の管理・保護や、適切な法人文書管理の周知徹底も行っている。 ・ 各課・事務所の個人情報保有状況確認と不要になった個人情報廃棄の徹底を毎年度周知している。 <p><予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2022年4月の改正個人情報保護法施行に合わせて、規程改正や職員向け研修を実施する。 ・ 各海外事務所が所在国の個人情報保護法に適切に対応できるよう、情報収集や支援等の対応を順次行う。 			
		<p><主な定量的指標></p>				

<p>で社会に高い価値を提供するには、職員一人ひとりの自律的、主体的な意欲向上や能力開発が一層求められている。このため、これを促す人材・キャリア開発計画を策定し、PDCA を行って不断に見直しながら実施していく。さらに、ナショナルスタッフの育成・活用、外国人職員の採用、国内外の外部組織との人材交流、企業経験者等の外部人材の活用などを通じた人材の多様化を引き続き図る。</p> <p>(4) 働き方改革の推進 「働き方改革実行計画」(平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定)を踏まえ、柔軟な働き方をしやすい環境整備、女性・若者が活躍しやすい環境整備などを推進する。また、働き方等に関するアンケート調査を定期的に行い、職員の評価を参考にして、働き方改革を推進する。</p> <p>(5) 安全管理 天災や突発的な事故等の非常事態に備え、関連規程やマニュアル等の改訂を毎年度検討し、危機管理体制の整備を図る。また、海外における各国・地域の治安、自然災害、環境汚染等の情報を適時かつ正確に把握し、迅速かつ適切な対策を講じるとともに、有事を想定した訓練・研修を実施する。</p> <p>(6) 顧客サービスの向上 日本貿易振興機構が提供するサービスの内容について幅広く伝えるとともに、毎年度、全国で企業や関係機関等からサービスに対する意見や要望を聴取する機会を設けるなど、顧客サービスの質的向上、改善に向けた不断の取組を行う。</p>		<p>なし</p> <p><その他の指標> ・イノベーション等の分野において、専門人材を活用するなどして、人人体制を強化する。 ・ナショナルスタッフの登用を促進。</p> <p><評価の視点> ・上述の取組を行っているか。</p>				
	<p>3. 人材育成及び多様化に向けた取組 (1) 人材育成の強化 世界の政治・経済・ビジネス情勢が目まぐるしく変化し、機構に求められるニーズが増大かつ多様化している現状に対応するため、職員の成長意欲や創意工夫を後押しし、自律的・主体的な能力開発を推進する環境を整備する。具体的には、職員が多様な業務知識や経験を蓄積し、かつ専門性を一層向上させるための研修制度を整備するほか、人材開発を目的とした戦略的な配置を行う。また、スタートアップ支援やデジタル化への対応など機構の活動範囲が拡大・多様化している中で、高度な情報収集や効率的な企業支援を可能とするため、これまでの各職員の国・地域に関する専門知識に加えて、英語以外の特長言語を中心とした語学能力ならびにデータ分析や輸出マーケティング等の専門知識の習得を目的とした研修を実施する。加えて、職員がやりがいを持って、高度化・多様化するニーズに対応できる能力を自律的に獲得していくことを支援するために、取り組みの一つとして、キャリアパスについて、組織が求める能力・知識・スキル、ポストの情報を発信するとともに、個別相談できる体制を整える。また、産休・育休制度の利用者に対するキャリア相談・支援も実施する。第四期中期目標期間中に定着・強化した階層別研修や選抜型研修は、引き続き着実に実施する。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ・階層別研修について、それぞれの研修の目的を明確にし、最適化されているか点検し、メニューを見直す。これら義務的研修に加え、職員が専門知識やスキルを業務上の必要性や自己のキャリア目標に合わせて自律的・主体的に獲得することを支援する研修メニューを整備する。海外実習、語学研修、他機関研修等については引き続き実施する。</p> <p>・貿易情報センター・海外事務所勤務、産休等からの復職等、キャリアパスの節目において必要とされる知識、能力等の各種情報の提供を目的とする「キャリア支援セミナー」を年 5 回程度実施する。また、総括課長あるいは直属の上司を窓口としてアポイントし、個別にキャリア相談を受け付ける体制を整備する。</p> <p>・産休・育休の職員のためのキャリア相談を新たに導入する。</p> <p><評価の視点> ・上述の取組を行っているか。</p>	<p>3. 人材育成及び多様化に向けた取組 事業実施に必要なデータ分析を円滑に進めるため、デジタル化を主導する部署の若手ポストについて必要な研修・訓練を含め機構内公募し、個人のキャリア形成の後押しを行った。</p>			
	<p>(2) ダイバーシティの推進に向けた取組 引き続き、外国人の採用を行うとともに、ナショナルスタッフの育成を強化し、管理職レベルポスト等への登用を進めるだけでなく、本部における登用を視野に入れた環境整備を行う。女性職員については、政府の女性活躍推進法に基づき、各人のライフ・ステージに配慮しつつ、より一層、管理職への登用や国内外事務所への</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ・変化するビジネス環境や多様化するニーズに効果的に対応するため、人材の多様化(ダイバーシティ)を進める。「女性活躍推進法に基づく行動計画」に基づき、女性の活躍推進、登用を積極的に行うほか、海外ナショナルスタッフの育成・活用、外国人職員の採用、国内外の外部組織との人材交流、企業経験者等の外部人材の活用な</p>	<p>(2) ダイバーシティの推進に向けた取組 2021 年 1 月には、女性の活躍推進に関する取組状況等が優良な事業者として「えるぼし」の最高位である 3 つ星(3 段階目)を取得した。また、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、の目標を達成するとともに、育児休業等の取得状況や育児支援の取り組み等が認定基準を満たし、2021 年 9 月 8 日付で「くるみん」認定を受けた。</p>			

	配置を進め、その活躍を推進する。 加えて、特定産業・地域・業務の専門性を有する高度専門人材を社会人採用や外部専門家として確保するほか、政府・地方自治体・民間企業・金融機関等からの外部人材の受入や人事交流を引き続き推進することで、人材の多様化を着実に進める。	どを通じた人材の多様化を引き続き図る。 <評価の視点> ・上述の取組を行っているか。			
	(3) 働き方改革の推進 第四期中期目標期間に導入・定着した勤務地限定制、出勤シフトの柔軟化をはじめとした諸施策を着実に実行し、様々なライフ・ステージに配慮した勤務環境の整備を、引き続き推進する。有給休暇の取得及び超過勤務の削減等については、具体的な目標及び取組内容を定め、その実施状況を検証し、組織全体として強力に進める。より柔軟な働き方が可能となるよう、他機関の先進的な取組等を参考にしながら、在宅勤務・テレワーク等を行いやすい環境を整備する。また従業員満足度調査等を定期的に行い、その結果を参考にするなど PDCAを回していく。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ・職員の様々なライフ・ステージにおいて多様な働き方を実現できるように、勤務シフトの更なる拡大や在宅勤務制度の整備など、勤務環境の整備を引き続き行う。 ・ワーク・ライフ・バランスの確保と職員の心身の健康維持に向けて、超過勤務の削減を引き続き目指すとともに、職員が計画的に月1回以上の年次有給休暇を取得できるような環境整備を進める。 <評価の視点> ・上述の取組を行っているか。	(3) 働き方改革の推進 ・勤務地を限定する職種の運用により職員の様々なライフ・ステージに対応しているほか、人事アンケート等にて適材部署への人材配置を図った。		
	4. 安全管理 天災や突発的な事故等の非常事態に備え、既存の安全管理に関する規程やマニュアル等について、国内外の安全に関する情勢に応じて、常時点検・更新し、内容の拡充を図る。リスクの高い国・地域における事業実施を検討する際には、これまでに実施している外部専門機関によるリスクアセスメント、海外事務所長のコメントを基に実施の可否を総合的に判断する。職員の赴任前・出張前には必要に応じて安全対策研修等を行う。在外公館や関係機関、特に国際協力機構との協力関係の構築などにより、海外での安全情報を適宜把握し、迅速かつ適切な対策を講じる。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ・天災や突発的な事故等の非常事態に備え、既存の安全管理に関する規程やマニュアル等について、国内外の安全に関する情勢に応じて、常時点検・更新し、内容の拡充を図る。リスクの高い国・地域における事業実施を検討する際には、これまでに実施している外部専門機関によるリスクアセスメント、海外事務所長のコメントを基に実施の可否を総合的に判断する。 ・職員の赴任前・出張前には必要に応じて安全対策研修等を行う。在外公館や関係機関、特に国際協力機構との協力関係の構築などにより、海外での安全情報を適宜把握し、迅速かつ適切な対策を講じる。 <評価の視点> ・上述の取組を行っているか。	4. 安全管理 ・国内外全ての安全対策マニュアル及び緊急連絡網を天災や突発的な事故に加え、感染症等に対応できるよう点検・更新（2021年度の安全対策マニュアルの更新は11月〆切、2022年3月までに完了済）。 ・国内では、自然災害発生時のみならず新型コロナウイルス感染症の緊急対応に備えるべく安否確認サービスの職員登録情報を毎月更新し、漏れなく配信されるよう維持管理を徹底した。その結果、春季防災訓練（2021年5月下旬）に実施した安否確認テストでは、対象応答率100%を達成。秋季防災訓練は2021年11月から1月までに地域ごとに分け実施、初めて実施日を予告しない形式で実施し応答率90%を達成、未回答者にはフォローアップにより非常時への対応について周知した。 ・海外では、各地の新型コロナウイルス感染症状況を安全情報発信サイトで毎日モニタリングし、オンラインで海外事務所と密に連携を図り、安全状況を点検した。（海外事務所とのオンライン会議：計11回（4月ヤンゴン、5月全インド、6月南米、ヤンゴン、7月ヨハネスブルグ、タシケント、バンコク、ヤンゴン、8月クアラルンプール、ラゴス、ベトナム） ・特にミャンマーの情勢不安に伴い、ヤンゴン事務所とは2021年2月1日以降4月23日まで、毎日定時連絡を継続し通信遮断等のリスクに対応し、かつ状況に応じた退避計画とそのタイミングとなる条件等を設定した。 ・インドやインドネシア、タイ、マレーシア、ベトナムで発生した感染の急拡大に対しては、外部専門機関とのオンライン協議を適宜実施し、メディカルアドバイスを入手し感染対策に役立てた。併せて、随時、他法人（民間企業や公的機関）の各国での一時避難やワクチン接種方針についての対応状況を情報収集（2021年8月末時点、計8回）し、その結果を退避方針策定に活用した。		

				<p>・2021年度は、新型コロナウイルス感染症対応のための安全対策推進本部（海外安全対策委員会）を47回開催し、事業実施、赴任、出張、避難などの実施の可否を総合的に判断した。</p> <p>【実施事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全対策推進本部を2021年8月末現在で、23回開催、審議件数は49件。安全対策推進本部では、審議から方針決定までの時間の短縮を図るとともに、ワクチン接種状況や海外事務所所在国・地域に対する外部専門機関からのリスク評価等に基づき、海外管轄事務所での判断に委ねるなどスピーディーな方針決定に努めた。 外部専門機関と連携を図り、2021年8月末時点で、37件のリスクアセスメントを実施し、事件、事故、新型コロナウイルス関連など21件の相談に対応。 <p>【実施事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> セキュリティ専門家を招き、海外安全対策委員（12名）を対象とした緊急事態ワークショップ（机上訓練）を年度内にも実施し、各種リスクに対する対応や総合的な判断能力を高める予定。 2021年の赴任前のオンラインによる安全対策研修（5月）に計48名が参加した。また同年3月の研修には39名が参加した。5月の研修では、新型コロナウイルス感染症対策として講師には外部の医師、セキュリティ専門家を招き、感染対策下での健康管理やメンタルに至るまで時宜に応じた研修内容になるよう工夫した。なお、こうしたグループでの赴任者研修に未参加であった職員を対象とし、赴任前までにリモートでの個別研修を実施中である。 海外安全官民協定会議（本会合：10月下旬、幹事会：開催時期未定）や中堅中小企業海外安全対策ネットワーク会合（本会合、幹事会：現時点では開催時期未定）への参加に加え、他法人と緊密に情報交換を実施することで、迅速かつ適切な対策を講じる。特に国際協力機構（JICA）とは緊密な協力関係を構築している。 <p>【実施事例】</p> <p>外務省領事局、国際協力機構（JICA）安全管理部、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、国際交流基金、日本政府観光局（JNTO）、日本政策金融公庫、海外危機管理研究会、海外安全事例勉強会、インターナショナル SOS、コントロールリスクス、JTB グローバルアシスタンス、CMG（クライシス・マネージメント・グループ）、法務省公安調査庁などと協力関係を構築している。</p>			
		<p>5. 顧客サービスの向上</p> <p>民間企業等に対して機構のサービスの内容を伝え、意見を聴取する「サービス向上会議」、ならびに、国内各地域の有識者等から意見を聴取する「有識者会議」を引き続き実施する。さらに、ウェブサイトを設置したご意見箱を通じて不特定のお客様の声を集めるなど、重層的な取組を推進することで、幅広い意見を取り入れ、効率性を踏まえながら、一層の顧客サービスの質的向上・改善を図る。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業等に対して機構のサービス内容を伝え、意見を聴取するために、「サービス向上会議」に加えて、全国各地域の有識者等から意見を聴取する取組を継続する。 ウェブサイトに設置したご意見箱を通じて不特定のお客様の声を集めるなど、重層的な取組を推進することで、幅広い意見を取り入れ、更なる顧客サービスの質的向上・改善を図る。 より多くの顧客層に対し機構の事業への認知度を高め、サービスを利用してもらうべく、対外発信の強化など、効果的な広報戦略を検討する。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 上述の取組を行っているか。 	<p>5. 顧客サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業からジェトロのサービスに関する意見・要望を聞く「サービス向上会議」を通じて意見を収集し、関係部署に共有の上サービスの改善を図っている。 			

	V. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別添のとおり。	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	V. 予算 ・セグメント毎に記載した。			
	VI. 短期借入金の限度額 7,363百万円 （理由）運営費交付金及び補助金の受入れが最大3ヵ月分遅れた場合、事故の発生等により緊急に対策費が必要となった場合等を想定して、運営費交付金及び補助金の約3ヵ月分を短期借入金の限度額とする。	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	VI. 短期借入金の限度額 ・第五期中期目標期間において、2019～2021年度は借り入れを行っておらず、2022年度も予定なし。			
	VII. 財産の処分に関する計画 対象となる処分すべき財産がないため、該当なし。	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	VII. 財産の処分に関する計画 ・2019～2021年度にかけて、本事項に該当する事案は発生していない。2022年度も発生しない予定。			
	VIII. 剰余金の使途 ・職員教育の充実・就労環境改善 ・海外有識者、有力者の招へいの追加的実施 ・展示会、セミナー、講演会等の追加的実施（新規事業実施のための事前調査の実施を含む。） ・先行的な開発途上国研究の実施 ・緊急な政策要請に対応する事業・調査の実施 ・外部環境の変化への対応 ・業務の電子化、民間委託の推進等の業務効率化に向けた追加的取組 ・施設及び設備の充実・改修 ・サービス向上や認知度向上に向けた追加的取組	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	VIII. 剰余金の使途 ・2019～2021年度にかけて、剰余金は発生していない。			
	IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設・設備に関する計画 業務上の必要性を踏まえ、長期的な視点から老朽化対策等が必要な既存の施設・設備の整備を実施し、効果的かつ効率的な運営に努める。	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設・設備に関する計画 ・区分所有する本部ビルの長期修繕計画に基づいた工事のほか、本部・アジ研において老朽化対策のための空調関連工事等を行った。			
	2. 人事に関する計画 引き続き、優秀な人材の確保、および人員配置の合理化・最適化を図りつつ、中期目標を踏まえ、国内外事務所および重点事業部門への人員配置を進める。また、必要に応じて、外部の専門人材を活用するなどして、人員体制を強化する。	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	2. 人事に関する計画 ・法人評価寄与度および予算規模に応じ、適切な人員配置に努めた。			
	3. 積立金の処分 前期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行った後の積立金に相当す	<主な定量的指標> <その他の指標>	3. 積立金の処分 ・第四期中期目標期間の最後の事業年度（2018年度）における積立金のうち1,416百万円について第五期中期目標期間の業務の財源に充てるため2019年6月に経済産業大臣に申請を行い、同月承認を受けた。			

	る金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額について、前期中期目標期間終了までに自己収入財源で取得し、当期中期目標期間に繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。	<評価の視点>	・2019年度以降、自己収入で取得した固定資産の減価償却費や前払費用等に各年度で充当した。充当金額は2019年度が337百万円、2020年度が63百万円となり、2021年度は35百万円となる予定。			
	4. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、契約の性質上やむを得ない場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行う。	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	4. 中期目標期間を超える債務負担 ・海外事務所における借館契約など性質上やむを得ないものについて契約を行った。			

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)